

令和5年第1回（3月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和5年 3月7日 開会

令和5年 3月23日 閉会

東伊豆町議会

令和五年

第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和5年第1回東伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（3月7日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○施政方針	6
○一般質問	15
楠山節雄君	16
定居利子君	34
栗原京子君	40
藤井廣明君	56
西塚孝男君	73
○散会の宣告	78

第2号（3月8日）

○議事日程	81
○出席議員	82
○欠席議員	82
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	82
○職務のため出席した者の職氏名	83

○開議の宣告	8 4
○議事日程の報告	8 4
○一般質問	8 4
須 佐 衛 君	8 4
内 山 慎 一 君	1 0 1
山 田 直 志 君	1 0 8
笠 井 政 明 君	1 2 5
○発議第 1 号 東伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	1 3 5
○議案第 1 号 東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	1 3 8
○議案第 2 号 東伊豆町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	1 3 8
○議案第 3 号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について	1 3 8
○議案第 4 号 東伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について	1 3 8
○議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	1 4 4
○議案第 6 号 東伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 4
○議案第 7 号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 4
○議案第 8 号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 4
○議案第 9 号 東伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について	1 4 4
○議案第 1 0 号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 0
○議案第 1 1 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 1
○議案第 1 2 号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 5
○議案第 1 3 号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	1 5 6

○散会の宣告	158
--------	-----

第 3 号 (3月9日)

○議事日程	159
○出席議員	159
○欠席議員	159
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	160
○職務のため出席した者の職氏名	160
○開議の宣告	161
○議事日程の報告	161
○議案第14号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第9号)	161
○議案第15号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	169
○議案第16号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	172
○議案第17号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)	175
○議案第18号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第2号)	179
○議案第19号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)	181
○議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)	183
○議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算	186
○議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	186
○議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	186
○議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算	186
○議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	186
○議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	186
○議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	186
○議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算	186
○散会の宣告	218

第 4 号 (3月23日)

○議事日程	219
-------	-----

○出席議員	2 1 9
○欠席議員	2 1 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1 9
○職務のため出席した者の職氏名	2 2 0
○開議の宣告	2 2 1
○議事日程の報告	2 2 1
○議案第 2 1 号 令和 5 年度東伊豆町一般会計予算	2 2 1
○議案第 2 2 号 令和 5 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	2 2 1
○議案第 2 3 号 令和 5 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	2 2 1
○議案第 2 4 号 令和 5 年度東伊豆町介護保険特別会計予算	2 2 1
○議案第 2 5 号 令和 5 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	2 2 1
○議案第 2 6 号 令和 5 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	2 2 1
○議案第 2 7 号 令和 5 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	2 2 1
○議案第 2 8 号 令和 5 年度東伊豆町水道事業会計予算	2 2 1
○議案第 2 9 号 指定金融機関の指定について	2 3 3
○議案第 3 0 号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	2 3 4
○議案第 3 1 号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	2 3 5
○議案第 3 2 号 令和 5 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）	2 3 7
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	2 3 9
○閉会の宣告	2 4 0
○署名議員	2 4 1

令和5年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和5年3月7日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
1. 1 番 楠 山 節 雄 君
 - 1) 白田川橋の今後について
 - 2) 町長と語ろうまちづくりの会の実施について
 - 3) LINEクーポンの実施状況について
 2. 13 番 定 居 利 子 君
 - 1) 子ども・子育て支援について
 3. 5 番 栗 原 京 子 君
 - 1) ベビーファースト運動について
 - 2) ごみの分別について
 4. 11 番 藤 井 廣 明 君
 - 1) 風力発電事業の条例について
 - 2) 石丁場跡の保存と活用について
 - 3) 文化財行政について
 5. 6 番 西 塚 孝 男 君
 - 1) 稲取東海岸プール跡地の活用について
 - 2) 生徒のための通学費補助について

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 楠 山 節 雄 君 | 2 番 | 笠 井 政 明 君 |
| 3 番 | 稲 葉 義 仁 君 | 5 番 | 栗 原 京 子 君 |

6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山愼一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
企画調整課長	森田七徳君	住民福祉課長	鈴木尚和君
住民福祉課 参事	前田浩之君	健康づくり 課長	齋藤和也君
健康づくり課 参事	齋藤徳人君	観光産業課長	山田義則君
建設整備課長	齋藤匠君	教育委員会 事務局長	梅原巧君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

令和5年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であり、また、現職議員での最後の定例会でもあります。町政運営の方針につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議会としまして、町民福祉向上の見地から十分に審議を尽くし、町民の声を町の諸施策に反映すべく、活発な政策論議を交わしていただければと存じます。

なお、昼と夜の寒暖の差が激しい時期となります。皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対策にも留意しつつ、健康には十分御注意され、議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第1回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（稲葉義仁君） 議会運営委員長より報告を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 議会運営委員会より、令和5年第1回定例会の運営について、協議した結果を報告いたします。

本定例会では、9名の議員より21問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として、15分間の休憩をとり、換気を行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は、制限時間には含みません。

質問通告者の中で、掲示板使用の願いが2番議員、5番議員、7番議員、11番議員及び14番議員より、資料配付の願いが7番議員、11番議員及び14番議員より出されております。

質問通告において、申合せを行いました。が、チェックシート等の活用がまだ十分ではありません。

事前チェックを徹底するようお願いいたします。

本定例会の提出案件は、条例制定が2件、一部改正が10件、規約の変更が1件、令和4年度一般会計及び特別会計6会計の補正予算、令和5年度の各会計予算8件、指定金融機関の指定1件が、それぞれ日程に組み込まれております。また、議会からは、条例の制定1件について審議を予定しております。

なお、議案第1号から第4号まで、議案第5号から第9号まで、議案第21号から第28号までを、それぞれ一括議題とし、質疑は一括、討論と採決は各号ごとに行います。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね300万円以上、特別会計はおおむね50万円以上で説明することとし、条例制定等の説明については、新旧対照表または説明資料を用いるなど、概要説明により行うことといたします。

令和5年度の各会計予算につきましては、一括上程後、町長の提案理由、担当課長の概要説明を受け、大綱質疑を行った後、1つの特別委員会を設置し、付託して議案の審査を行います。

大綱質疑につきましては、質疑の範囲は款までとし、持ち時間は1人30分以内、質問回数は2回までとします。本日の定例会後、大綱質疑通告書について議会運営委員会で審査する予定ですので、御承知おきください。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、本日より3月23日までの17日間とします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいま議長からも一言御挨拶の中でありましたが、今定例会は、岩井町長が編成した初の当初予算の審議となります。議員においては、今任期中最後の定例会となりますので、活発なる御審議と円滑な議会運営をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、栗原議員、6番、西塚議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付いたしました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 施政方針

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 町長より施政方針を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和5年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和5年度の当初予算案、その他、諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いております。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、国の経済を取り巻く環境には厳しさが増しております。

令和5年度、国の経済財政運営に当たっては、総合経済対策を迅速かつ着実に実行し、物価高を克服しつつ、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組を成長のエンジンへと転換し、経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せていくことが示されております。

政府が決定いたしました2023年度予算案は、総額が過去最大の114兆3,812億円となり、「歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り

開くための予算」と位置づけられております。

この内外の重要課題でございますが、地方が直面する「人口減少・少子高齢化」、「過疎化・東京圏への一極集中」、「地域産業の空洞化」などが挙げられております。また、重要課題の一つであります「子供・子育て家庭支援」の強化のため、こども家庭庁が4月に創設されます。当町といたしましても、国の推進する事業とともに、町独自の施策により、重点事業として展開を図っていかねばなりません。

今回、町の予算編成におきましては、この「子供・子育て家庭支援」などの重要施策や推進すべき施策を取りまとめた「行財政運営と改革の基本方針2022」東伊豆町版骨太方針を初めて策定いたしました。さきの東伊豆町議会定例会における「所信表明」によりお示しをしました、柱になります「安全・安心の確保」、「郷土愛・東伊豆愛の醸成」、「稼ぐ力の復活」、「時代変化への順応」の4つの施策を基に策定したものでございます。これによりまして、令和5年度予算編成の方向性を示し、予算編成いたしました。

それでは、予算規模について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は55億7,700万円となり、令和4年度当初予算に対しましては1億700万円、2.0%の増となっております。

次に、国民健康保険、介護保険など6つの特別会計は、合計で34億4,185万9,000円となり、前年に比べ4.2%の増となりました。水道事業会計は、支出ベースで7億5,048万3,000円で、前年対比で30.1%の増となっております。

一般会計当初予算歳入のうち、自主財源の根幹をなす町税は、全体で17億8,313万9,000円を予算に計上しており、前年対比1.5%、2,668万7,000円の増収を見込んだところでございます。町税の約6割を占める固定資産税は、平均3.4%の地価下落や家屋の経年補正の影響を受け、減収となる厳しい状況が継続しております。町民税、入湯税につきましては、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進みつつある中、雇用環境の緩やかな改善や入湯客数の回復などにより、増収を見込んでおります。

また、電子納税の推進を図ります。納税者の利便性、また事務負担軽減のため、QRコードによる納税を可能とする取組を始めます。固定資産税、町県民税（普通徴収）、軽自動車税（種別割）の納付書に地方税統一QRコードを記載いたしますので、QRコードの納税に対応している金融機関やQRコードを活用したスマートフォンでの納税手続が可能となります。

次に、地方交付税のうち普通交付税につきましては、前年度比6,500万円増の13億7,500万

円を計上いたしました。臨時財政対策債の計上額3,000万円と合算した額は14億500万円となります。国・県からの情報に基づき試算した結果と併せ、近年の実績も勘案したものでございますが、令和4年度の普通交付税と臨時財政対策債の実績額15億2,444万9,000円と比較すると、1億1,944万9,000円の減となります。

寄附金のうち、ふるさと納税寄附金は、前年度比2億円増の4億円を計上いたしました。令和4年度より、送料を別とした価格設定の記念品により競争力を高め、また、ふるさと納税ポータルサイトの自治体PR特別枠への広告、ふるさと納税自動販売機システムの導入、職員によるプロジェクトチームなどの取組を実施してまいりました。令和5年度においても、さらなる取組により、ふるさと納税の増額を図ってまいります。

それでは、令和5年度の具体的な取組の概要を御説明いたします。

最初に、「安全・安心の確保」についてであります。

防災対策では、今後発生が危惧されている南海トラフや駿河トラフ、相模トラフでの大規模地震や、近年多発している風水害や土砂災害等の自然災害に備え、令和5年度も6月に土砂災害防災訓練、9月と12月にそれぞれ大規模地震の発生を想定した総合防災訓練、地域防災訓練、さらに3月には津波避難訓練の実施を予定しております。自然災害は、いつ起こるか分かりません。「自らの命は自ら守る」の下、7日分の食料や飲料水等の備蓄、ハザードマップの確認、併せて「自らの地域は皆で守る」の下、各地区で行われる防災訓練への参加をお願いいたします。

また、平成29年度から津波災害警戒区域を対象に地籍調査事業を進めております。官民境界を明確にすることにより、被災後の復興事業の期間が大幅に短縮されますので、引き続き推進してまいります。

消防関係ですが、建設後31年が経過したことにより、外壁のひび割れや塗装が劣化している第3分団器具置場を改修する予算を計上いたしました。消防団の活動拠点となる施設ですので、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

このほか、継続事業として、消防団員が災害現場において適切かつ安全に活動できるよう、防災士や危険物取扱者等の資格を取得できるよう、補助金を計上いたしました。

火災だけでなく自然災害も頻発する昨今、消防団本部を中心に、団員の負担の軽減を図りながら、知識や技能の向上のための施策を推進し、住民の皆さんが安心して暮らせるよう訓練や講習会を実施していきます。

地域交通対策ですが、運転免許証の返納後の生活に不安を持たれている高齢者の方が増え

ています。現在の自主運行バスは、幹線道路に限った運行となっているため使い勝手がよいとは言えないことから、将来の住民の外出手段の確保について検討するため、新年度は国の補助金を活用して新しい形態の公共交通について実証実験を行う予定です。その際には、町民の皆さんの御協力が不可欠ですので、御理解をお願いいたします。

また、公共交通の拠点となる駅の利活用についても新たな取組を行います。昨年、稲取駅の観光案内所が閉鎖されましたが、駅は観光客にとっての町のゲートウェイだけでなく、町民の皆さんの通学、通勤、通院などのためになくってはならない施設です。また、タクシーやバスなどの二次交通との連結点でもあることから、より使いやすく活気のある駅にしたいと考えています。将来的には、無人駅になっているそのほかの駅についても利活用を検討したいと思います。

道路対策ですが、大川地区から奈良本地区までの県代行事業、町道湯ヶ岡赤川線の早期完成、度々通行止めとなる国道135号線の機能強化及び大川地区と伊東市を連結するバイパスの実現に向け、国・県に対し粘り強く要望してまいります。

防災・安全交付金を活用した町道湯ノ沢草崎線の法面对策として、継続中の大川地区に加え、北川地区において工事予定であります。工事期間中は通行が制限される等、御迷惑をおかけしますが、御理解、御協力をお願いいたします。

町内の橋梁補修工事につきましては、5年に一度の点検実施後、補修工事が必要な橋梁について、計画的に実施してまいります。なお、懸案であります白田川橋の架け替えにつきましては、概略の事業費及び工程等が判明いたしました。今後は、国・県と調整を図りつつ、議会の皆様及び地域住民の方々と合意形成を図ってまいりたいと考えております。

健康・感染症対策ですが、町民の皆様が心身ともに健やかに暮らせるよう、妊娠期から高齢期まで生涯にわたる健康づくりを推進してまいります。健康増進事業において、高齢者のフレイル対策を取り入れた教室など各種健康教室を実施し、健康づくりに対する意識を高めてまいります。また、高齢者の保健事業と介護事業の一体的実施につきましては、令和6年度からの事業実施に向けて準備を進めてまいります。

当町では、高齢化率が47%を超え、年々高齢化が進んでおりますが、高齢者の皆様は、経験と知識を兼ね備えた貴重な人材であります。福祉対策といたしまして、在宅の高齢者が体力を維持しながら自立した生活ができるよう支援するため、デイサービス・趣味活動等を実施する生きがい活動支援通所事業、さらに、在宅高齢者世帯等が退院後や介護などを必要とする場合、食生活と健康状態の維持向上ができるよう支援する高齢者等配食サービス事業を

継続して推進していきます。

また独居高齢者や高齢者世帯等において、緊急通報システムの貸与を進め、緊急時の対応及び日常生活の安全確保と不安の解消を図ってまいります。

重度心身障害者児タクシー等利用助成事業につきまして、従来の対象者、身体障害者手帳1・2級及び知的障害者療育手帳A所有者に精神障害者1・2級を加えました。助成内容は、従来のレギュラーガソリン10リットル券10枚またはタクシー初乗り610円券24枚のどちらかを選ぶ選択制だったものを、600円券を30枚に統一し、ガソリン、タクシー両方に使えるようにして利用者の利便性を高めました。

次に、「郷土愛・東伊豆愛の醸成」についてであります。

女性が活躍し輝くまちづくりでは、新規事業である保育園留学事業を実施いたします。「保育園留学」は、認定こども園、移住体験お試し住宅、元地域おこし協力隊が経営している宿泊施設、既存のワーケーション施設、「ふるさと体験」など、それぞれの魅力を組み合わせ、パッケージ化した親子ワーケーションプログラムで、株式会社キッチハイクが事業運営しています。町は、株式会社キッチハイクと保育園留学事業について業務委託契約し、事業運営費を支払います。利用者御家族は、株式会社キッチハイクがパッケージした宿泊費・保育料・体験費をトータルパッケージプラン料金として支払うという仕組みです。

当町では、転入数が転出数を上回る社会増が令和元年度、令和2年度と2年続きましたが、この保育園留学の旅行を超えた「暮らし体験」がさらなる家族ぐるみの将来的な二拠点生活、移住へのきっかけとなり、関係人口を増やしながら移住・定住率も上げていくきっかけになればと考えています。

令和元年10月より幼児教育の無償化が実施され、3歳から5歳までの児童においては保育料が無料となり、ゼロ歳児から2歳児までを対象とした小規模保育園と連携し、保育児童の拡充や保育の質の向上を図り、待機児童を出さない体制を取っております。「稲取保育園」は、令和4年4月1日から「東伊豆認定こども園」と名称を変え、定員90人のうち9人を幼稚園児定員として運営しております。この「東伊豆認定こども園」において、令和5年4月から3歳児から5歳児までの給食費を無償化することといたしました。また、幼稚園においても給食を行うため準備を進めているところですが、保護者の負担軽減も大切なテーマであることから、幼稚園においても給食費を無償とする方針としております。

なお、若い世代が定住し、子供を安心して生み育てる環境を整備するため、チャイルドシートまたはベビーカーの購入に要する経費に対し補助金を交付することにより、少子化対策

及び子育てを支援します。補助金額は購入金額の2分の1とし、限度額はチャイルドシートが1万円、ベビーカーは2万円となっております。

母子保健事業では、「ベビーファースト運動」の理念の下、保健センターに設置した「子ども家庭総合支援拠点」の充実を図り、妊娠、出産、子育てに関する支援体制を整えてまいります。

教育環境の向上ですが、令和5年度から幼児教育施設においては、幼稚園2園を統合し、「ひがしいず幼稚園」として新たなスタートを切ることになりますが、今後も幼児数も踏まえ、幼児教育のあるべき姿を検討し、効果的な施策を目指してまいります。小中学校の環境整備については、昨年末に「東伊豆町学校教育環境整備委員会」から答申をいただき、その内容を踏まえ、総合教育会議にて議論をしております。しかしながら、学校の場所一つ取っても、メリット、デメリットを考えますと課題が多く、方針を決定するには慎重に話を進めていかなければならないため、今後も検討を重ねてまいります。いずれにいたしましても、東伊豆町の未来のため、学校教育環境をますます充実させていく所存です。

国際教育推進事業ですが、学校における外国語教育は、これまでも国のジェットプログラムを活用し、アメリカから講師を招き英語指導をお願いしておりますが、ALTの増員を計画しております。ネイティブによる言語指導を熱川地区、稲取地区それぞれでできることになれば、より充実した語学指導が期待できるため、さらなる語学力の向上を期待しております。

次に、「稼ぐ力の復活」についてであります。

ふるさと納税の拡大では、新たな取組として、ふるさと納税のPRのため、外部に包括委託を行います。次に、ふるさと納税記念品の開発に取り組む事業者に対するふるさと納税記念品開発等支援補助金を創設いたします。補助額は上限を50万円とし、補助率は4分の3でスタートし、3年程度で2分の1としたいと考えております。また、ふるさと納税の使い方を具体的にプロジェクト化し、共感した方から寄附を募るクラウドファンディングを行い、募った寄附金の40%を事業提案者に補助する仕組みをつくっていきます。

観光産業のさらなる磨き上げですが、新型コロナウイルス株の派生から変異株による流行が繰り返され、その都度、人々の移動に制限がかけられたことにより、観光客の回復がなかなか見込めない状況が続いておりました。昨年からは政府主導による制限緩和が徐々に進められ、国、自治体による旅行支援策も相まって、徐々に観光客も戻りつつあります。今後、さらなる旅行機運の高まりを期待する一方、当面は、コロナと共生することを念頭に各事業を進めていかなければならないと考えております。

東伊豆町観光協会については、昨年6月に各観光協会との一元化がなされました。コロナ禍の中、東伊豆町の主要産業である観光業を支える中核団体として、重要度はさらに増していくと思われまます。協会員が一致団結して、拡大された組織力を生かした事業展開を図ってもらうとともに、観光地のさらなる磨き上げと魅力の発信に努めていただきたいと思います。特に稲取細野高原の利活用については、長年、細野高原にてイベント等を開催している実績を生かし、観光資源である細野高原の良好な運用管理に積極的に関与されることを願っております。

もうかる一次産業の実現ですが、農業関係は、農業経営基盤強化促進法の4月からの改正により、農地の集約化等の農地の効率化、農地の総合的な利用促進及び農業を担う者の確保や育成を図るため、地域計画の策定が法定化されます。それに伴い、試行的に片瀬エリアを対象に計画策定を行い、静岡県、JA、地元の農業委員や農地利用最適会員、地元担い手農家を招集し、策定作業を進めております。その他のエリアについては、その後、策定を進めていく予定であります。

土地の流動化に向けては、「農地の見える化」を進めてまいります。貸出可能農地のリスト化、地図への落とし込みを行うことや、ネット上で農地の検索が可能となるように環境の整備、データの構築を行いながら、農地情報のDX化を図ってまいります。農業支援としては、施設整備を希望する農家に対し、国の制度である「農地利用効率化等支援交付金」を活用し、持続的に農業を行うための生産の効率化に取り組む農家を応援してまいります。また、持続可能な農業経営を支援する「環境保全型農業直接支援交付金」事業や、荒廃農地対策として、地域保全管理を促している「中山間地域等直接支払制度補助金」についても継続実施してまいります。

県営一般農道整備事業（稲取地区）につきましては、令和4年度をもって完了し、農産物等の流通が改善され、農業経営の合理化が見込まれるものであり、県から町への譲与を受けた後、供用開始の手続きを進めてまいります。また、県営中山間地域総合整備事業につきましては、令和4年度をもって白田農道3号が完了いたします。今後は、稲取排水路、稲取農道2号及び3号については継続事業として実施され、新たに稲取農道1号については着手する予定となっております。

観光PR・地場産品の販路拡大については、首都圏を中心に東伊豆町産業団体連絡会や構成団体等による活動を引き続き実施してまいります。特にJR東日本の各駅で実施される物産展へは積極的に参加し、町の魅力、特産品の宣伝に努めてまいります。また、姉妹都市の岡

谷市との物産交流についても、コロナ感染の影響でここ3年停滞していましたが、東伊豆町産業団体連絡会を中心に交流を活発化させていきたいと考えております。

トップセールスについては、昨年に引き続き関係団体への働きかけを行っていきます。特に東海汽船とは、1日の往来本数の増加や、その期間に併せての稲取から東京竹芝桟橋への直行便が開設されるなどの成果も現れております。今後もJR東日本や旅行関連業者などとの関係性をさらに深め、町内経済に活性化につながるよう取り組んでいきます。

静岡県にて承認を得ました北川温泉観光地エリア景観計画に基づく観光地域づくり整備事業については、令和5年度に事業の中核となる「北川温泉ねこさい広場」の整備を行う予定であります。北川区の皆さんや北川温泉の観光関係者を中心に、昨年よりワークショップを重ねながら設計に反映させたものとなっておりますので、御理解をお願いいたします。

商工関係ですが、観光関連産業に携わる町内の事業者が多いことから、コロナの影響による売上げ減少が続き、多くの事業者にとって収益の悪化が避けられない状況にあります。町では、事業継続を促す観点から、昨年も商工会を通じて支援金を支給してきました。今後も、コロナの状況によっては事業継続を促す支援策を講じていきたいと考えております。

プレミアム商品券の発行事業については、昨年よりプレミア率33%の商品券を1世帯単位から世帯員数単位に変更を行い、希望者に販売しました。消費喚起を図る上で有効な事業と考えており、住民からの要望も多いことから、町内経済の動向を見ながら今後も対応を図っていきたくと考えております。また、高齢化や後継者不足で事業者数が減少する中、意欲ある事業者の参入を促し、町内経済の活性化を図っていく観点から、年々需要が高まっている創業支援事業についても、引き続き行っていきます。

住宅リフォームの補助金についても、住まいの改修を希望する者が増え、ここ数年急激に申請が伸びています。当面はこの傾向が続くものと思われることから、この需要に対応すべく事業を実施してまいります。また、空き店舗の解消については、商工会を中心に所有者の意向を調査しながら、店舗借入れ希望者に対して、物件のあっせんができるよう空き店舗情報の整備を進めてまいります。

次に、「時代変化への順応」についてであります。

空き家対策では、空き家になる建物のうち半分以上は、相続が原因になっていますが、今後10年以内に団塊の世代の相続が増えることから、それに伴い、空き家が急激に増加することが予想されます。

老朽化した空き家を活用することは難しいことから、空き家が使用できる健全な状態のう

ちに賃貸や売却などの利活用を進めることが重要となります。そのためには、所有者の方に状態のよい空き家の活用方法や、空き家を所有することのリスクなどを正しく理解していただく必要があることから、新年度は、エリアを限定して空き家の実態調査を進めるとともに、空き家の活用方法をイメージしやすくなるような取組を行いたいと思います。これをきっかけに、町民の皆さんにも相続等で今後空き家になる可能性のある建物を将来どのようにしていくか、具体的に考えていただきたいと思います。

移住（関係人口）政策では、人口が減少する中で、町の活力を維持するために必要となる関係人口の構築に取り組みます。新年度で3年目となるワーケーション推進事業では、事業終了後も、引き続き当町をワーケーションで訪れていただくための仕組みづくりを行いたいと思います。また、新たに東伊豆町ファンクラブ制度や移住サポーター制度を創設し、関係人口や移住者に対してきめ細やかに対応していきたいと考えています。

人材不足につきましては、当町におきましても全業種で深刻化する中、限られたマンパワーの有効活用は喫緊の課題であります。人材のシェアリングなど、人材の活用方法を今後検討したいと考えております。

「行政改革の推進」についてですが、令和5年度に新たな行政改革方針を定めませんが、これまでの行政改革についても継続して進めてまいります。

次に、「広域行政への対応」についてであります。

河津町との一部事務組合で運営しております東河環境センターのし尿処理施設については、施設の長寿命化を図るため、令和4年度契約のし尿処理施設基幹の設備改良工事を、令和5年度も継続して行っています。

次に、主な特別会計でございます。

国民健康保険関係では、被保険者数が年々減少する一方、1人当たりの費用額は増加傾向にあります。そうした状況の中、町では、県や関係機関と連携して安定的で持続可能な制度を目指した運営に努めてまいります。また、被保険者が毎日を健康に過ごせるよう、特定健康診査やヘルスアップ事業等の内容をさらに強化し、保健事業の充実を図ります。

後期高齢者医療保険関係では、2025年までに団塊の世代が後期高齢者となるなど、後期高齢者医療費の増加が見込まれる中、国は、現役世代の負担を軽減し、高齢者の負担能力に応じて公平に支え合う仕組みを構築させるべく、年間の「保険料賦課限度額」や「高齢者負担率」を引き上げるとしています。町では、これら制度の見直しに対して被保険者の理解が得られるよう、後期高齢者医療広域連合と連携して、町として周知と説明に努めます。

介護保険関係では、高齢者が住み慣れた地域において安心して生活が継続できるよう、引き続き「地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、要介護認定及び介護給付の適正化に取り組み、介護保険事業の安定的な運営を図ります。また、令和6年度からの3か年を計画期間とする第9期介護保険事業計画を策定いたします。

最後に、水道事業会計についてですが、水道事業の経営状況は、燃料費や物価高騰の影響を受け、急激に厳しさを増しており、新年度予算編成でも純利益を確保できず、大変苦慮したところであります。水道事業ビジョンなどの各計画に沿って施設の更新や維持管理を計画的に進める中で、ダウンサイジングなどコスト削減を図り、健全で効率的な経営を実現していくことが重要であるとは考えておりますが、昨今の社会情勢の変化に対応していくためには、中長期的な視点にも加え、短期的な収支改善に向けた料金水準の見直しなど、経営基盤の強化にも取り組んでいく必要があると考えております。

また、令和5年度は、稲取地区の新規井戸整備の最終年度となり、既存の3号井戸に加え、4号、5号井戸を有効活用することで、動力費などの経費の削減や水源のリスク分散にもつながります。コストを抑えながら、安全で安心な水道水を提供するために取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、令和5年度の町政運営に対する基本的な考え方について、その概要を御説明申し上げます。

私の町長就任後、初めての予算編成となりました。就任後、社会経済情勢は大きく変化し、これから先も見通せない状況であります。また、新たな行政課題に柔軟に対応していかなければなりません。このためにも、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、町の発展のために誠心誠意取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます、令和5年度の施政方針といたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問、答弁を含め、60分以内で、本定例会は、一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については議長の許可の下、行使することが可能です。なお、反問権

行使に要する時間は、持ち時間60分には含まませんので御承知ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員の第1問、白田川橋の今後についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

私は、今回3問通告をしてありますので、御答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

まず、第1問ですけれども、白田川橋の今後について。

特に片瀬・白田地区の住民にとって、生活に密着する白田川橋が通行止めになり、地域住民からは困惑の声が聞こえてきています。

計画段階の評価では、架け替え等、複数の試算が示されました。そこで、以下についてお伺いをいたします。

1点目、地元説明会のほか、アンケート調査を実施するお考えは。

2点目、どの案を選択しても多額の費用捻出が必要なことから、国・県の補助を活用するとともに、クラウドファンディングやふるさと納税の活用に取り組むお考えは。

よろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員の質問にお答えをさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、白田川橋の今後についてということで、最初に、地元説明会のほかアンケート調査を実施する考えはということでございます。

その前に、少し整理をさせていただければと思います。白田川橋は、昭和25年に架けられまして72年が経過をしています。老朽化が進行しておりまして、令和3年度の法定点検において、緊急に措置すべき状態であると診断をされました。住民の生命を守ることを最優先に、令和4年4月1日から通行止めの措置を取っております。

これに関して、私が町長に着任した時点で既に白田川橋は通行止めにするという判断がなされていたということですが、それを踏まえまして、一方で、これまで白田川橋に関わる対応について、町長に着任してからいろんな方に、地元の方からも聞きましたし、広く一般にどのような対応だったかという話を聞いた中で、町民の皆さんから多く言われたのは、情報が、説明がないとか、よく分からないんだよねという話をいただきました。

つまり、情報の開示や事業に対する説明、合意形成を図るという過程が足りていなかったという御指摘だというふうに認識をしております。この点に関しましては、これまでの対応を是正を図りたいというふうに考えておりまして、新しい体制においては、できる限りの対応を図っていきたいというふうに、まず思っております。

私が町長に着任をしてすぐに、白田川橋の架け替え事業というのが、何か話にもう上がっていたんです、国のほうにも。とは言いながらも、概要が分からなかったので、着任してすぐに、その妥当性、白田川橋を架けるべき妥当性についていろいろ、ちょっと聞いてみたり調べてみたりしたんですけれども、例えば検討のために基本となること、例えば工費や工期並びに町民への情報公開や意見を収集した結果、将来、例えば東伊豆町の人口動態、どういうふうに見ていくか、利用がどういうふうに変化するかと、当然、今、言ったように、町民の皆さんの御意見みたいな話というのが、何かその状況を確認ができませんでした。

一方で、要は検討が十分にされていない。先ほど計画段階の評価というお話で議員から質問がありましたけれども、本来は、話を持っていく前提で、前にそれをやっておくべきだったものが、現状、あまり私は見つけることができなかったということで、自分の中では、白田川橋の架け替えについて十分な検討がなされていない、その架け替えをするかどうかの判断をするための基本となる情報がないという中で、なかなか事業推進の可否について、その時点では判断することができなかったということでもあります。

それで、急いで事業の妥当性を早く確認をしなければいけないということで、昨年、工期と工費、事業費と、あと工期の算出、詳細ではないんですけれども、大体どれぐらいかかるかというぐらい分らないと、町民の皆さんにも説明ができないので、それを昨年の秋口ぐらいまでかけて算出をさせていただいたという経緯であります。

今でも白田川橋の架け替え事業に関しては、その事業の妥当性をしっかりと検討をして、是々非々で考えていければいいなとは思っております。

町民にとって本当に必要な橋なのか。農協もなくなりましたし、いろんな状況変化があって、加えて言うと、小中の学校の在り方、小中一貫みたいな話も昨年提案というか、提言を

されているという話もあったり、いろんな状況があるということ。

あとは、建設に当たっては、国からの補助もいただかないと当然無理なんですけれども、もらったとしても、かなり数億円の負担は、町が負担をしなければいけないという話もあったりして、その負担が将来のためになるなら、そういうことも恐れずやるべきときもあると思うんですけれども、それをやることによって、町民の皆様が将来の過度な負担にならないかということが結構大事なのかなというふうに思っております、この辺を今まで検討が少し足りていなかったのかなと思う中で、少しでも検討できればいいのかなというふうに思っております。

説明会は、何らかの形で、先ほどお話ししたとおり、いろんなこういう状況ですとか、こういうふうにしたいですとか、皆さんどうですかとかいろんなパターンのやり方があると思うんですけれども、いろんな説明会のやり方で開催はしたいなと思っています。状況をちゃんと整理しながらですね。整理していない中で説明会をしても逆に混乱を招くだけになるので、今は早く整理をしたいなという状況で、今仕事をしているところであります。

アンケートについては、国と県との調整を図りつつ、必要な場合は、当然今言われたお話しした説明会を開催をしながら、その中でということになる可能性はありますけれども、実施する際には、当然少なくとも昨年算出した概略の工費とか工期とか、分かるようなものも何か提示しながら皆様の御意見とか聞ければいいのかなというふうに、少し思っております。

最終的には、得られた幅広い情報、今繰り返しになります工期、工事費、人口動態、場合によれば、皆様方からの御意見みたいなもの、そんなものも参考にしながら、総合的にこの事業についての方向性を決めることができればいいのかなというふうに思っております。

議員質問のクラウドファンディングについてであります。

クラウドファンディングといっても、いろんなパターンがどうもあるみたいで、まず、ただ、クラウドファンディング自体における共通なキーワードみたいなものがあるのかなと、個人的には思っております、そのキーワードというのは、共感だと思っております。資金調達が難しい、あるいはある目的を達成するためのプロジェクトに対して、その目的に共感する人からできる範囲で資金を調達することで、早期に該当のプロジェクトを進めるという仕組み、これがクラウドファンディングだというふうに思います。

ポイントは、共感であり、あと幅広く資金を集めるということなのかなと考えておまして、昔は調達先が、対象となる現場やその周辺だけで限られていたということで、共感者を

多く集めることが難しかったんですけれども、今の時代、現在ではインターネット等を活用することによって、それが可能となり、場合によれば、世界中の不特定多数の人々からいろいろな共感者を見つけて御支援をいただくということも可能になってきたという、ある意味、画期的な制度ではないかなというふうにも思っております。

その中で、自治体が資金調達のために行うクラウドファンディングをガバメントクラウドファンディングと言うらしいんですけれども、出資金額に対して返礼品及び税金の控除などが行える点が、ふるさと納税と相性のよい仕組みではないかとも言われております。

ガバメントクラウドファンディングにも種類がございまして、具体的な事例をちょっと挙げると、例えば山形市で行われる芋煮会って、山形やるんですよ。大きな鍋で芋とかよく煮てみんなで食べるという文化がありまして、その大鍋が老朽化、古くなったので、買い換えるということでクラウドファンディングをやったというのがあります。これは、まさに一般的なクラウドファンディングに近いもので、返礼のシステムとしてふるさと納税を使った仕組みのものだというふうに言えると思います。

もう一つ、これ、群馬県の前橋市で実施されたんですけれども、老犬を殺処分することに対して、それを何とかそうしないようにしたほうがいいんじゃないかというような動きの中で、クラウドファンディングが活用されたという事例がございまして。殺処分をしないという目的で資金調達を目指したプロジェクト、地域住民との協力の下、動物愛護事業への寄附を募るといって、こういう話もあったみたいで、これは、プロジェクトとしての目標金額の設定が分からないという中で、クラウドファンディングというよりは、ふるさと納税により近いものだというふうに言われております。

今、幾つかお話をしたんですけれども、御紹介した自治体を実施するクラウドファンディングの性格も踏まえながら、東伊豆町における白田川橋に関わる事業のようなインフラ整備の事業が、その性格にマッチするのか、そのあたりも十分検討する必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、最後にこれは言えると思うんですけれども、クラウドファンディングをやろうが、ほかの手段で資金を集めようが、一番大事なものは、事前にその事業の必要性和妥当性をしっかりと検証しなければいけないということだと思っております。それがしっかりできて、その後どうやって地域の方にそれを実現するために資金を集めるかというのは、その次の段階の話だというふうに、個人的には思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） すみません、答弁ありがとうございました。

次の質問に入る前に、町長、前職が参議院の国会議員ということで、もうその当時から白田川橋については心配をされて、様々な動きをしてくれたということは、町長自身の口からも聞いて、本当にありがたいことだなということで、私も感謝をしております。

一番最初の地元説明会のほかアンケート調査ということ、ここの部分については、町長は全協あたりで白田川橋のことについて説明をする中で、地元説明会はやっぱりさっき言ったように合意形成をする上で、もう絶対やっていかなきゃなんないことだよということで、明言はしていますよね。ですので、この辺は実施をするだろうと。ただ、今回の白田川橋については、地域住民がもう深い関心を示していることだから、今までの事例とはちょっと違うのかも分かりませんが、いろんな学校の問題ですとかいろんな問題の関係で、地元説明会何回か開催をしていると思うんですけども、ほとんど参加者がいないんですよ。そういう心配は今回はないのかも分からないんですけども、そういう一部の人たちだけではなくて、やっぱり幅広い、そこに住む人たちの声を聞くということが、合意形成の重要な部分になってくるのかなということの中で、アンケート調査まで広げて実施をしたらどうかなという、そういう考え方の中で私は質問させていただきましたので、その点、町長の考え方はどうか、再度お聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 事業の関心があれば、その方々は多分説明会に行かれるのかなというふうになんかちょっと思う中で、それでも御高齢だったり、開催の時間とか日にちによってなかなか行けなかったりとかということがあるので、まずは、アンケートの前に、例えば基本的な考え方とか事実関係とかというのは、いろんな媒体で皆さんにお知らせすることができるのかなというふうに思っています。回覧をやったり、あとは、最近はLINEを活用したりしているんで、そういうこともちょっと使いながら、そういうところは、皆さんにまずはお伝えをします。その上で、必要に応じてアンケート的な皆さんの声を聞くということをやるといことは、一つのファクター。事業の推進を決めるための、それが全てではないんですけども、一つのファクターにはなるというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ありがとうございます。

興味があって幅広い方が出席をしていただくというのが、これが理想かもしれませんが、それでも出席をしても、なかなか積極的に発言ができる人たちばかりではありませんので、そういう人たちの、やっぱりそこにある本質みたいなものをしっかりと捉えるということは、アンケート調査のほうが私は優れているのではないかなというふうに思いますので、ぜひ今後検討していく中で、その辺も認識をしていただければ、視野の中に入れていただければいいのかなと思います。

町長は、今までこの関係について説明をする中で、将来的にやっぱり人口が半減をしていくとか、さっき言ったように小中学校の問題だとかいろんなことを言って、慎重にある程度この辺は判断していかなきゃ駄目だよという、そういう姿勢を示していますよね。ただ、そうは言っても、国・県に今まで、前町長のときから含めて動きをしている中で、そう先延ばしというのは、やっぱり時間かけてやらなきゃならないという、そのことも理解できるんですけれども、そういつまでも先延ばしするということができないのではないかなというふうに思っているんですけれども、まず最初に、地元説明会的なものというのは、さっき言ったように固めなきゃならない部分というのはあると思うんですけれども、いつ頃町長はやりたいというふうに思っているのか。その辺、今の中で、もし決まっていなければ、決まっていなくてもいいんですけれども、そういう考え方、お持ちなのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） この場でいいみたいなので、すみません、忘れていました。

ゼロセットでゼロから事業を進める場合は、当然地域の方のまず、声を聞いて、先ほど言った事業の必要性をちゃんと確認をして、技術的な面とかあらゆる検討をして、決めたものを基本的には要望するというのが。一番スムーズに行く、私は、自分自身はそういうことを今まで経験をしてきました。自分がやるというより、そういう要望を受けてきました。

先ほど少しお話したように、少し状況が複雑になっておりまして、国も少しもう巻き込んでしまっているという話があって、その中で事業をどうするかの話になっていますので、そのあたりを、要は、だからといって、そのまま突き進んだときに、やっぱり私たちが一番考えなければいけないのは、町民のことだと思いますので、自分のメンツとかそんな話は置いておいて、まず、町民が本当にどうなのかということを考えたときに、将来的な使い方が本当にここでどれぐらいされるのかという話をまず、ちゃんと考えなければいけない。それ

をやることによって、利益が町民に多くもたらされれば、それはもうやる。多少高くてもやってもいいと思うんです。ただ、そうでない場合、それをやったときに、逆に負担になったとき、そういうことは避けなければいけないのではないかなというふうに少し思っているの、ちょっと今時間がかかっているのは、その辺を本来の流れではないところで、ちょっと待って考えてみようかという動きを少ししているの、少し遅れているということ。

先延ばしにすることがどう、アンケートというか、そういう説明、説明会は別にどこかのタイミングで早めにやってもいいんですけども、それが先延ばしということについては、どちらにしろという言い方はちょっと語弊を生むんですけども、この橋を架けること自体で長くて10年かかるという算出が昨年出ています。その10年かかる中のそれを決めるために、多少ゆっくりというか、丁寧にやったほうがいいのではないかなということもある中で、なるべく地域住民の方々が不安に思っていることに対しては、その不安を解消するための情報発信とか、そういうことはすぐにでもやっていけばいいのかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） そうなんですよね。期間も7年から10年だとかという、そういう資料提供もいただいています。ただ、私はやっぱり町長には後ろ向きになってもらいたくないなという思いというか、なかなかこれはすぐやるとかやらないとかという決断はできないと思うんですよ。どの選択肢をするにしたって、やっぱり苦渋の選択という形になると思いますので、それはもう重大なことだなというふうに思っています。

ただ、町長、就任前のときからの口にしてることが、やれない理由ではなくて、どうやったらやれるのか、そういうことをやっぱり前面に私は進んでいきたいよというお話も何回か私も聞いておりますので、そういう意味合いも含めて、この辺の進めをしていただければなど。さっき言ったように、国・県55%の補助をいただいても、残りすごい大きなお金がかかるわけですよね。借金、起債を起こしても17年ぐらいの返済になると思うんですけども、1,700万ぐらい毎年、それを使っていかなきゃならないということになってくると、やっぱり町の負担というのはあまりにも多過ぎると。厳しい財政状況の中でなかなかこういうものを決断するというのは、本当に大変だなと。そこで、その1,700万を少しでも圧縮できるということの中で、クラウドファンディングだとかふるさと納税をうまく活用して、この辺の起債の部分を圧縮できないのかなというのが、私の考えたことなんで、その辺は期間も含め

て、そんな簡単なことではないと思うんですけども、国・県とのやっぱり関係性なんかも含めると、やっぱりこの辺は、いずれは早い時期に決定をしていかなければならない問題だなというふうに思うんですけども、最後に町長、そのことをお聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今の御質問に対して、当然コスト的な感覚はとても重要だと思いますが、要は、妥当性が私は一番大事だと思っていて、多少高くても妥当、これは本当に地域の方にとって大事なんだという話になれば、それは頑張っただけでいいのかなということ。

あと、私が町長になったときに、やれない理由を考えるのではなくて、やれる理由をという話をしましたけれども、要は、目的が何か大事なんですよね。橋を架け替えるのが目的なんでしょうか。そうではなくて、地域の方々がどうやって少しでも幸せになるかとか安心できるか、日頃の生活がより楽になるかということが目的なわけですよ。その目的と手段を履き違えると、間違っただけで政策判断になるのではないかなと、ちょっと思います。

なので、いつも思っているのは、そこに住んでいる方々が、将来的になるべく負担、そういうものがなくなるようなやり方はどういうやり方があるかというのを、ちょっと少しでも検討というか、今まで考えていなかったの、幅広いやり方ですね。今年は、来年度と言ったほうがいいでしょうか。域内交通の実証実験というのを少し公共交通をやるんですけども、地域の方々の足を確保するために、今、既に町がやっている事業もありますが、そういうことも併せ持って、どういうことができるかということも考えながら、最終的に、そこに住んでいる方々が安心して暮らせるようにするにはどうすべきがいいのかというのを考えるのが、行政の仕事かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 取り壊しにしても、架け替えにしても、相当長い年月がやっぱりかかるということですので、その辺、ぜひ総合的なやっぱり判断、検討をしていかなきゃなんないということですので、早めにそのことはやっていただきたいなとお願いをして、1問目は終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、町長と語ろうまちづくりの会の実施についてを許します。

1番、楠山議員。

(1番 楠山節雄君登壇)

○1番(楠山節雄君) 2問目です。

町長と語ろうまちづくりの会の実施について。

新年度予算に反映すべき施策の模索も視野に入れた「まちづくり会」の実施と理解をしましたが、以下の点を伺います。

1点目、新年度予算に反映された提言はありましたか。また、当初予算には組み込まれていないが、今後取り組みたい提言等はありましたか。

2点目、今回の実施の意義をどう感じていますか。

よろしくお願いします。

○議長(稲葉義仁君) 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ありがとうございます。

町民の皆さんからだけではなくて、いろんな方からいろんな御意見も聞きながら、それでやっていきたいというのが基本の考え方であるということで、それに基づいて町民の皆様と意見交換をする場を、今年の、ちょっと遅くなりましたけれども、末に開催をさせていただきました。

その中において、そのときもお話をしたんですけれども、入れられるものは入れたいと。間に合わなかったり、予算の総額もあるので、そういうもので、でも、それでもいいものについては、今後入れることを検討したいというふうに。中には、ちょっとそこはしばらく無理かなというものもあったとは思いますが、そういうことを踏まえて、実際にまちづくりにおける皆さんからいただいた提言が新年度予算に少しでも反映したかという、それはございます。例えば先ほど言った公共交通の実証実験というのは、どこへ行っても、特に高齢者の方々が買い物に行くのに困るとか、病院は病院が送り迎えされているということなんですけれども、あとは、少し運動したいけれども、そこに行く、会場に行くのに困るとかという話もある中で、来年度行うのが公共交通の実証実験ということで、これはまさにドンピシャで、皆さんからお話をいただいたことを少し検討しなければいけないというふうにありますし、あとは、何というんですか、町民のお考えになっている話を今年の12月ぐらいだったと思うんですけれども、聞かせていただいたんですけれども、その前からちょくちょくいろんな方から話を聞いていたこともあるので、実は、そのまちづくりの会をやった

以前に既に事業実施を検討したということもありまして、予算計上をした事業ということで、実際に町民が言っていたことと同じようなことを既に少し検討していたことということもありましたので、内容が結びつくこともありまして、町の課題については、また今後町が進めていく施策について、行政と町民の考えていることは比較的近いこともあるなというのは、実は副産物的に確認ができたということがございます。

提言の中には、今後施策を展開すべきものがあるというふうに思っています。ただ、予算的な話もあるんですけども、もう一個大事なのは、結構大変だなと思うのは、やっぱり役場のマンパワー不足というのが、これ、結構あって、当然予算があって役場の方々のマンパワーも十分あれば、それは一気にいろんな多方面を同時にわっと進めることは可能かもしれませんが、東伊豆町においては、仕事量も多いですし、基本的な社会福祉的な話というのは減らない仕事ですし、昨今は、先ほどお話、ちょっと冒頭しましたけれども、災害が激甚化・頻発化している中で、そういうときの対応とかというのもございまして、結構役場の職員は頑張っているんですけども、なかなか大変な面もあるということで、なかなか一気に進められないということで、そこは優先順位を決めながら、それでも町民からいただいた素晴らしい御意見については、できるだけ実現していきたいという気持ちは持っております。

それで、あと、実施の意義、ほとんど今お話ししてしまったような感じなんですけれども、やっぱりそこに住まわれている方々の御意見というのは、とても重要だと思っていまして、その御意見を聞いたという意味では、とてもよかったと思っておりますので、来年度も同じような会をどこかのタイミングで、やり方はもしかしたら、名前も変えるかもしれませんが、町民の皆さんから御意見を伺うというのは、いろんなやり方を考えながら、ちょっとやっていければいいかなというふうに思っています。

引き続き、町民の皆さんからいただいた御意見の中で、この町のためにとってもいいというものがあれば、なるべく入れて実現をしていくという努力をこれからもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 会議録みたいなものがあって、それを出席できなかった地域については確認をさせてもらった中で、本当に様々な課題だとか提案・提言、そうしたものがあつたんですけども、全体的に見てみると、やっぱり空いた空き教室、大川小学校であつたり、

稲取幼稚園であったりということ、あるいは子育てだとか少子化の問題、それから築城石をはじめとする歴史や文化、この辺のこともやっぱり結構出ていましたよね。稼ぐ力としてSDGsを前面にインバウンド対策みたいなこと、小中高の、高校なんかもそうなんですけれども、やっぱりそういう教育環境の話、湯ヶ岡赤川線については、町長は施政方針の中でも早期完成を目指すということで述べられているんですけども、こうしたものが重要で、ある程度主立ったものだったのかなと思いますけれども。

その中でも私はやっぱり築城石をはじめとする歴史文化の関係については、町長言われるように、観光の磨き上げみたいなものに、これは十分に使える要素だなというふうに思うんですけども、その辺は町長、今後どういうふうな進め方をしていくのか。というのは、その会でも発言があったと思うんですけども、築城石だとか文化財的なものに造詣が深い、水下に住まわれている方からもやっぱり意見が出ていたと思うんですけども、そういう人を本当にうまく巻き込んで、しっかりと会話をしながら、この辺観光の課長も含めて利活用、保存、保護、それらをやっぱり進めていく必要があるのかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

いろいろなタイミングで、機会で歴史的なもの、文化的なものの保全とか活用みたいなお話はいただいて、その都度その都度大事だなと思っていました。その後すぐに事務方というか、役場の中でどういう対応ができていくかという話も、確認を実はしております。

築城石に関しては、町が保有しているところであれば、すぐにでも対応ができるということだったんですけども、残念ながら、全てがそこに至るまでは民間の敷地を通らなきゃいけないとか、そもそも民間の方の所有地の中にそれが遺跡というか、その跡があるとかというものについては、なかなか連絡が取れないとか交渉が進まないということが、どうもありそうです。そこについては、少し腰を落ち着けて、いろんな多方面から、先ほど言った、やれる理由を考えていこうかなというふうには、ちょっと思っておりますが。

あとは、これはなかなか実現可能か分からないんですけども、まずは現状の確認、できるかどうかの話もあるんですけども、あとは、繰り返しになりますけれども、では、それを誰がやるかということで巻きこんでというお話もありましたが、ただ役場としてもそういう人材は必要になってくるということで、先ほどの繰り返しになるんですけども、マンパワー的なものがちょっと役場の中でなかなか大変な中で、では、どうするかといったときに、

例えば地域おこしとか、そういう国もどうもそういう方向にかじを切っていますんで、第三者、役場ではない方々のお力も借りてやっていくということもしっかりと念頭に置きながら、どういことができるかというのを少し来年度はちょっと考えていければいいかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長も感じて、さっきお話があったように、今回この語ろう会は、本当に参加者もよかったなど、ほとんどの人が、私はそう感じているなというふうに思いました。ですので、町長もこれから年一、二回みたいな発言もあったんですけども、ちょっと町長、どちらか片方というわけにはいかないでしょうけれども、そういういろんな提言があつて、新年度予算とか予算に反映させたいよというふうな意見提言というのも結構あると思うんですよ。その中で、予算編成に重きを置いたその語ろうの会か、それとも地域住民がどんなことを考えているのか、その辺に重きを置くのか、その辺の考え方、ちょっと教えていただけますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

極めて後ろ向きではないんですけども、まずは、町民の思いとかをより具体的にするためには、予算に反映しなきゃいけないというところがちょっとあるので、ちょっと国のやり方を今までの経験値の基に振り返ると、予算を組む大きな柱というのが、春頃に次の年のものをだんだん決めていくということで、骨太みたいなのを昨年はつくりました。そこに至るまでに、同じタイミングでもいいのかもしれないんですけども、ある程度早い段階で多少そういうふうなものを聞けたらいいのかもしれないですね。そうすると、より柔軟な対応ができるかもしれない。ただ、ちょっとそこは議会の関係も、あとはいろんなスケジュールの関係もあるので、できるかどうかというのは考えなきゃいけないんですけども、去年と同じように町民の皆さんから聞いたことに、お話を伺ったことについては、なるべくいいものについては実現していきたいなというふうに思っているということと、あと、町民とのいろんな予算関係なく、いろいろお話をするという機会もどうかという話なんですけれども、それについては、語る会でなくても、時々今も町長室にいらっしゃるんで、そういうときに結構ざっくばらんなお話をさせていただいているんで、そういうことも踏まえながら総合的にやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 今なぜどちらに重きを置くというふうなことの質問をさせていただいたのは、町長の口からまさに出た、新年度予算にやっぱり反映をさせたい、町の活性化だとかいろんな課題解決というのは予算に反映させていくべきものだなというふうに思っているんですけども、そうなってくると、前回実施をした12月だとかという、もう既に各課から予算編成の作業が済んでいる時期ですので、今課題だとかあるのかも分からないんですけども、ぜひこういうことを実証する場合には、もう少し早めの開催で、予算に間に合うようなアイデアがあれば、そこで編成をしていただければなということの中で、どちらに重きをみたい質問をさせていただきました。ぜひその辺、最後に答弁をいただいて、これで終わります。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

最初に分かっていたら柔軟な対応ができるということ、一つ確かに言えるということと、あとは補正予算というやり方もあるので、そこは、逆に言うと、焦り過ぎて無理にやって、失敗はしないんでしょうけれども、ちょっと焦ってしまうような状況であれば、少し余裕を持って補正対応ということもあり得るのかなというふうに思っていますので、そこもやり方も柔軟にいろいろ考えられればというふうに思っています。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、LINEクーポンの実施状況についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 3問目です。

LINEクーポンの実施状況について。

災害情報をはじめ、町からの各種情報の提供手段である町公式LINEアカウントについて、その登録促進を図るため、LINEクーポン事業が実施されました。経済対策を加味し、町外者も対象に事業展開がされましたが、以下についてお伺いをいたします。

1点目、実施結果を受け、当初の目的は達成ができましたか。

2点目、参加事業者が少なかったと思いますけれども、その是非は。

3点目、実施に伴う問題点はありましたか。

4点目、その後の事業展開をどのように考えていますか。

よろしくお願いたします。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 3問目の御質問にお答えさせていただきます。

L I N Eクーポン、やらせていただいたわけでありませけれども、実施状況等についてという御質問であります。

まず、1問目であります、目的は達成できたのかということであります。

L I N Eクーポンの発行事業の大きな目的は、昨年4月に導入した町の公式L I N Eアカウントの登録数を増やすということでありませ。L I N Eクーポンという、どっちかという、経済対策みたいなイメージがあるんでせけれども、今回はL I N Eアカウントの登録数を増やすということが目的でございませ。

事業実施期間中に登録者というのは、2,436人から4,459人、2,023人の増加ということでありませので、当初の目的は達成できたというふうにて考えております。

2問目の質問でありますけれども、参加事業者が少なかつたかということてございませ。

今回の参加は37事業所でありませ。町が3割の割引クーポンの費用を全て負担することを考えると、もう少し参加事業者が多くなるのかなと実は期待をじていたんでせけれども、ちょっと意欲のある事業者の方が少なかつたというところは、少し問題だというふうにて思っております。先行して同じようなことを実施じている地域においては、L I N Eクーポンの対象金額に合わせた商品の詰め合わせセットを販売したり、店独自にて割引クーポンを発行するなど、売上げを伸ばす取組をじている店舗もありませんけれども、当町では、そのような取組がなかつたということは、少し残念であります。これは町が毎年じている地域商品券発行事業でも同じような傾向があるというふうにて認識をじております。

初めての取組だったので、仕組みがなかなか私もやりましたけれども、ちょっと初めてはちょっと理解しにくいところがあったのかもしませ。様子見だつた店舗もあるようでした。再度実施することがもしあれば、ぜひ積極的に参加をじていただきたいというふうにて思っております。

そして、3番目、3つ目の質問についてであります。

実施に伴う問題点はあつたかということで、大きな問題点というはなかつたというふうにて思っておりますけれども、お客さんが多い店舗では、レジでの対応にて時間がかかるケース

があったみたいです。実際に確認をしながら、たしかやるやり方だったので、多分そういうことがあったのかというふうに思います。

また、レジでクーポンの利用者数のカウントをし忘れたケースがあったということ。この辺が問題点でなかったかなというふうに思っております。

そして、最後でありますけれども、4番目であります。

その後の事業展開をどのように考えるかということではありますが、町公式LINEアカウントの登録者を増やす目的は達成できたので、今後実施するのであれば、先ほど少しお話ししましたけれども、景気対策的な面で、この同じような事業をやるのかなというふうに思っております。

毎年観光産業課で地域商品券の発行事業を行っているので、LINEクーポンを発行することをもしやる場合には、その兼ね合いについて、もう少し検討が必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 町長の答弁にありました1点目、2,000人を超える方が今回のことによって登録されて増えたということですから、本当に大幅の伸びだなというふうに思います。

4点目の中で町長答えているんですけども、ある程度達成ができたということなんですけれども、この辺はあれでしょうか、全体的な目標というのが4,500人程度に置いておいて、そこでその数字に近いものが出てきたので達成できたという考え方でしょうか。その辺ちょっと再度確認をさせてください。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいまの目標の達成とその目標数値の設定でございますが、これについては、始める当初、2,400人程度ということで、従前から、町のほうで情報配信の手段の一つとして情報配信メールというのをやっております、この登録者が今3,400人程度でございます。ですので、今回LINEクーポンをやるに当たっては、できれば1,000人程度増やして情報配信メールと同じ程度の人数に持っていきたいなということを、最初の目標の数値として考えていたものですから、当初考えていた倍ぐらいの登録者があって、情報配信メールの登録者数を大きく上回ったということですので、今後LINEの有効活用が図れるのではないかなということをもって、目的を達成できたというように判断しております。

す。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ありがとうございます。

1点目については数字的なものも示していただきましたので、理解しました。

2点目の参加事業者の関係ですけれども、私は37店舗という参加の事業者を見たときに、町長言われているように、地域商品券の参加事業者と比べて、あまりにもやっぱり低かったなという、数字が少なかったなということで、この辺、広報的なお知らせをする、参加をしていただく、そうしたものの取組というのがしっかりなされたのかなというふうに思うんですけれども、その辺、もし担当課長でもいいですので、お聞かせ願えればと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 詳細なやり方については担当課長から答弁をしてもらいますけれども、告知の仕方については、地域商品券と同じようなやり方でやったというふうに認識をしております。あくまでもやはり最初のLINEの取組ということで、いろんな意味でちゅうちょされたのかな、そこが原因なのかなというふうには思っておりますが、詳細は担当課からお答えいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 参加店舗の募集の関係でございますが、観光産業課のほうで毎年行っている地域商品券については、確実な数字ではちょっと今ないですけれども、290店舗程度は参加されているのかなというふうに思います。

今回LINEクーポンの発行のお知らせについては、その地域商品券を普段参加されているところには、商工会のほうから全ての店舗に御案内のほうをお送りしてあるものですから、基本的に漏れはないのかなと。その後説明会のほうも、時間を分けて2回ほど開催しておりますので、周知については特にそれ以上なかなか有効な手だてがございませんので、漏れはなかったのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ありがとうございます。

大きな問題点はなかったということですが、町からチラシ的にLINEクーポン事業への参加のお願い、ここの中にやっぱりさっき言ったように、オンラインでの確認というのは町のほうでできるということなんですけれども、その事業者が紙ベースの管理という形で、今電子化の時代に紙ベースでの管理というのが、何だろう、この辺ができなかったのかな。多分システムの関係でお金がかかったりいろんな要素はあると思うんですけれども、この辺からやっぱりちょっと事業者からは戸惑いの声が上がった。言い換えれば、この辺確認作業は担当課としっかりと事業者とするでしょうけれども、一番心配なのは、やっぱり多忙な店舗によっては、紙ベースですので忘れがあると。その分については、やっぱり事業者が泣かなきゃいけないのかなと思ったり、あるいはちょっと悪意を持って、では、1回ちょっと余分に使ったということで請求しようみたいな、そういう心配というのはなかったのかなというふうなちょっと思いがあるんですけれども、担当課長、その辺は。町長でもどちらでも答弁できる方、お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 確かにアナログとデジタルが混在しているようなやり方を取ったのは事実でございます。ただ背景として、このLINEを使ったこのようなやり方というのは、島田市で過去やったことがありまして、そのときにLINEの不具合がどうもあった、かなり混乱をしたということ踏まえて、今回は一応デジタルでも全部データは町のほうで把握できる状況ではあったというふうに認識しておりまして、ただそれだけだと、何かあったときに対応が困るので、念のために紙媒体でもチェックをしていただいたというふうに私は認識しております。なので、多分悪意がある人は全部チェックができるような状況だったんじゃないかなと思いますが、詳細は課長からお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 大筋のところは、今、町長が御答弁をしたとおりでございます。

オンラインでの確認のほうも当然できるようなシステムにはなっておりますが、これ各事業者さんへは補助金ということで交付をしておりますので、実績報告についてはしっかりしていただくというのは、どの補助金についても責任を持っていただきたいというところが一点ございます。

また、もしかすると、その記録漏れで、事業者の方が負担されたところがあるんじゃないかという御心配ですが、これについても、町のほうのチェックよりも事業者さんが上げてき

た数字が小さい場合には、町の数字より少ないので、もう一度確認してくださいということで事業者さんをお願いをして、伝票のチェックですとかレジのチェックをしていただいて、町がチェックした数と合わせて提出をし直していただいているものですから、事業者さんが損を被ったということについてはないのではないかなというふうに思います。

悪用の点についても、もし悪用していると、1回利用済みのものをもう一回、いろいろなことを言ってお店の人に認めさせて2回目を利用するというような、そういうことも考えられるということで、オンラインでの確認を併用しておりまして、この点についても、町でチェックした数よりも多い数を実績報告されてきた方はいらっしゃらなかったものですから、そういった悪用についてはなかったものというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 1番、楠山議員。
(1番 楠山節雄君登壇)

○1番（楠山節雄君） 時間がないので。

本当にこれは事業者にとっても、それから利用者にとっても本当にすばらしくていい事業だなというふうに、私も実際使わせてもらって、いい事業だなというふうに思いまして、これ町長、やっぱり経済対策みたいなものというのが、情報を発信するという、その大きな目的はあるにしても、経済対策としてすごいよかった事業だなというふうに私は認識をしているんですけども、これらについては、今後、例えば時を捉えて、やっぱり経済状況が落ち込んだり、何か特別なところ、毎年やっぱり予算化するというのは大変でしょうから、その辺の考え方だけ最後にお聞かせください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今回、あくまでもLINEクーポンの登録者数を増やすということでやった事業でありますけれども、議員がお話をしたとおり、経済対策としてのツールとしても、非常に有効だと思っております。

今後は、今回のやり方・結果・反省点も踏まえて、何かどこかほかの場面で活用できないかということも検討していきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 定 居 利 子 君

○議長（稲葉義仁君） 13番、定居議員の第1問、子ども・子育て支援についてを許します。
13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 私は1問通告してありますので、よろしく御答弁のほどお願いをいたします。

1問目、子ども・子育て支援についてをよろしくお願ひいたします。

昨年来の物価高騰の中で、毎月のように食料品の値上げが続き、今年1月から4月までには約1万品目の値上げが予定され、家計の大きな影響が懸念される。

そこで、以下の点についてお伺ひいたします。

1点目、小中学校入学にかかる費用の一部を支援するお考えは。

2点目、子育て世帯と町長との語る会を実施するお考えはありますか。

よろしく御答弁のほうお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 定居議員の質問に御答弁申し上げます。

物価高騰の中で、子育て世代が大変な状況でということの中での、小中学校入学にかかる費用の一部を支援する考えはということでございます。

現状、新入学用品につきましては、小学校では平均で12万3,000円、中学校では平均で12万1,000円ほどの購入代金がかかるというふうになっておまして、住民福祉課においては、これ条件が付くんですけれども、ひとり親家庭で児童扶養手当を受給している方が小学校へ入学する児童を監護している場合、入学時に必要となるランドセル、学用品等の購入費

の助成として、対象児童1人につき3万円の支給というふうになっております。

教育委員会の現行制度の中では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費ということで、生活保護世帯の修学旅行費や生活保護に準ずる所得となっている世帯に、新入学用品、学用品、給食費、修学旅行費などを支給しているというのが、現状でございます。

今のところ、町としてできる小中学校入学時にかかる費用の一部の支援は、今お話ししたような内容がございます。ただ、これはその条件の中での話でありまして、加えて、物価高騰という話もある中で、広く子育て世帯に対する支援の在り方、これはちょっと考えなければいけないかなというふうに思っております。ベビーファーストということもやっておりますので、少子化対策という意味からも、全ての子育て世代への支援は大変重要な施策になるというふうに私自身考えておりまして、抜本的な施策、付け焼き刃ではなくて、いろんなものをちゃんと考えて、子育て世代への何らかの支援策というのをちょっと作り上げていきたいというふうに思っております。

2問目でございますが、子育て世帯と語る、町長と話を、語る会を実施する考えはということでございますが、子育て世帯ということであると、これまでも座談会という形で幼稚園の保護者の方々とは話を、何回か実は行っております。ざっくばらんな感じで。話題は小児科病院や子供が遊べる場所の提供とか、遊具の充実などの要望や、子育てについての保護者の教育などについて話題が上がりました。

子育て世帯には、乳幼児、就学児、小中学校生など、子供の年齢によって、保護者といってもいろんな立場の方がいらっしゃるもので、それぞれが違うと思われれます。また、移住者の子育てということも大変重要かなと思っている中で、移住者の子育て世帯などの環境が変化した保護者に対する何かのアプローチも、必要かと思っています。これらの子育て世帯を含む若い世代としっかり会話をさせていただいて、意見を聞く、情報交換をする会など、会とかそういう場をこれからも幅広くつくって、皆さんと話を増やしていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 御答弁ありがとうございました。

入学をやはり準備するには、個人差もありますけれども、制服とランドセル、文房具なんですけれども、文房具なんかはすごい値段が高騰してしまっていて、鉛筆が70円が80円になり、

ノートが100円が220円とか、そういう倍に近い値上がりもしていますよというお話も伺っております。

それで、小学校、中学校の制服代を参考に調べましたので、ちょっと値段のほうを御披露させていただきます。

小学校の男子の制服は3万5,000円、女子の場合は3万4,400円ということで、また、中学校は男子が8万9,800円、女子のほうは、夏服を含めると9万7,500円かかりますよということで、小学生の場合は、ランドセルが5万から6万円ぐらいかかりますけれども、何世代も一緒に住んでいらっしゃるところは、親が買っていたり、また、おじいさん、おばあさんが買っていたりということで、お祝いとして買っていたるんですよというお声は聞いていますけれども、ただ、若い世代が住んでいらっしゃるところは、やはりみんな自分でそろえなきゃならないし、まして今、物価高騰の中で家計に大変負担がかかっている中で、約12万ぐらいですか、小学校、また、中学ですと部活動があったりして、それプラスですので、十四、五万はかかるんじゃないかなという、そういうお声もありますので、この入学時に何とかできないかなという、そういうお声もありましたので、今回、御質問させていただきましたけれども、この令和5年度の入学の小学校の児童数ですけれども、稲取小学校で15名なんです。熱川小学校が22名。また、稲取中学校では39名、熱川中学校では23名ということで、大体99名の入学の予定があるということなんですけれども、それで、近隣の市では、来年度予算に、入学時に1人3万円の応援金を新年度予算に組み込まれたというところがあるんですよ。ここの市は、3年以上そこに居住をしていなければということで、また2人目は金額が違ふんですけれども、2人、3人目になると、倍々ぐらいの金額を応援金として給付しますよという、そういうところもありますので、やはり町それぞれの独自の支援の中で、環境とかいろいろ財政面もありますけれども、東伊豆町は東伊豆町でこういう支援の在り方がいいんじゃないかなということで、また町長のお考えをお伺いしたいなと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

小さな町だからこそやりやすいところもあって、人の数が減るとするのはちょっとインパクトはあるんですけれども、その分、施策をやりやすいところも実はあるのかなというふうに思っております。今、お話、子供たちの数が減ってきているという中での施策という意味で考えると、より効果的なことは可能なのかなという認識ではおります。

物価高騰対策と日頃の子育て支援というのは、何か一緒になるべくしないほうがいいのかなという気もちょっとあって、物価高騰対策としては何らかを考えるとしても、子育て支援は先ほどお話したように、今、御提案いただいた内容も踏まえて、ベビーファースト宣言をしている町として恥ずかしくないような何かスキームを、少しちょっと来年度は考えていければというふうに思っております。検討を始めるかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） やはり、その時々々の社会情勢とか経済状況などもありますので、時々で考えていただければ、今年は値上がりが少ないとか、また、それに対して環境なんかもあると思うんですよ。だから、そういう面で考慮していただいて、また町のほうも取り組んでいただければなと思いますので、1点目は終了いたします。

2点目に入りますので。昨年12月13日からですか、12月22日まで町長と語る会が催されて、大変盛況だったというお話は何っております。

私も稲取地区は出席をさせていただいたんですけども、残念ながら熱川地区のほうはちょっと用事で出席はできなかつたんですけども、その中の意見で、若い世代の方が来て、稲取地区なんですけれども、意見を述べられて、高齢者との交流とか、手を貸してくれる場があればなという、そういう意見がございました。

やはりこの若い人たちがいろんな意見を言う場所がないんじゃないかなと思うんですよ。例えば未就学児の親御さんとか、また、小学校、中学校とか、なかなか町長と接する機会もありませんので、小中学校は大きな催しのあるときには町長のお顔を拝見できるんですけども、なかなか小さいお子さん持っていらっしゃる方というのは町長と接する機会が少ないと思うんですよ。

だから、本当、対話的でそういう場所があれば、例えば保健福祉センターでいろんな会を催されていますので、その中に町長が伺って、5人でも10人でもいいから、円卓みたいな感じで囲まれて、皆さんの意見を聞いて、それが町子ども・子育て支援の施策につながっていければなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 福祉センターの会も含めて、あらゆる機会ですということができればいいのかなと。なかなか公務との兼ね合いというところもあるので、こういうやり方と決めつけしないで、いろんなやり方で会ってお話ができるような機会を設けることができればいい

なというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 今、国会中継が参議院の予算委員会がやっておりますよね。

その中で、岸田総理が、若い世代が当事者ですよ、との対話をいろいろ考えていますという答弁もありましたので、それがもう3月2日とか、先日も昨日も岸田首相のお考えがそういう当事者との対話の中でいろいろ反映できる部分は反映をしたいという、本当、貴重な答弁がありましたので、今後とも、やはり子供の年代的によっていろんな御意見があると思うんですよ。それぞれの意見を生かしていただいて、この子育てづくりに、施策に反映していただければと思いますし、特に移住者等の御家族は、なかなかこちらには親戚もないし、知人もいないという中で、子育てをしていらっしゃる方も大勢いらっしゃいますので、また、そういった人たちの御意見を聞いたりして、それがネットか何かで、東伊豆町はとても子育てしやすい町ですよという配信をしてくだされれば、またそれが移住になり定住になりということにつながっていくと思うんですよ。

特に子供を持っていらっしゃる都会の方たちは、環境のいいところへ住みたいですよ、行きたいですよという考えの方が大勢いらっしゃいますので、そういう皆さんのこの対話の中からはいいアイデア等が出ましたら、またそれを町政に取り入れていただきまして、また、まして移住者の方たちもそういうネットでの配信をがんがんしていただけるようにすれば、もっと移住者が増えて、若い世代が子育てをこの町でしようということが増えていくんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

私自身はそれほどもう若くはないんですけれども、子育て世代という切り口でいうと、まさに真ただ中でやっております、日々そういう課題については耳から入ってきている状況であります、一番身近な人から。

そういうところも踏まえながら、今お話の中で、例えば東伊豆町、来年度から、いろんな町民の御意見を聞くような御意見募集箱みたいなのを各所に置くというふうに、たしかなかったかと思います。そういうところで御意見をいただいてもいいですし、メールでも多分、引き続き受け付けておりますし、そうではなくて実際に会いたいというお話があれば、そういうのも活用していただきながら町長と面談を希望というふうにやっていただければ、即座に

対応させていただきますし、加えて、今日、御意見いただいたので、どういうやり方がいいかというのは、ちょっと担当課とも相談したいかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 若い世代というのは、セッティングしても、その日にちとか、例えば時間的にもなかなか余裕がなかったりして、この日に来てくださいよと言っても行けない場合も多いですので、何かが、イベント等がありましたら、町長がちょっと出向いて行って、そういう方たちとのお話をする機会をとということで、町長の顔を知らない方も、若い方大勢いらっしゃいますので、ちょっと雑談的にお話ができれば、それも一つの参考になるんじゃないかなと思います。

例えば町長と語る会みたいにして、夜となると、なかなか親御さんというのは夜は出てこられないものですから、昼間のそういうちょっとした時間、30分でもいいからどこかで、例えばひよこの会があったりとか、例えば何々教室があったよといったときには、そういうこともちょっと情報を得られて、ちょっと30分ぐらい行ってこようかなという、そんなような感じでいいと思うんですよ。変に堅苦しくなると、なかなか若い子というのは意見が言いにくい点ありますので、もうざっくばらんに雑談的な、その中で、子ども・子育て支援に参考になるような施策が出てくればなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 日中で時間が空いているときがあれば、可能なタイミングがあれば、ぜひそういうふうにしたいなと思います。ぜひ情報をいろいろ上げていただいて、私自身もそういう情報をまず、なかなかそういうのが入ってこないのも、まだ。そういうのをちょっと風通しをよくしたいなというふうに思います。

○議長（稲葉義仁君） 13番、定居議員。

（13番 定居利子君登壇）

○13番（定居利子君） 町長が就任されてからコロナ禍の中でしたので、なかなかそういう機会はなかったと思うんですよ。今後、もうコロナ対策も緩和されつつありますので、出向いていっても、マスクだけ着用しながらお話されればいいんじゃないかなと思います。

それで、やはりこの町に若い世代が住んでみたいとか、住んでよかったなという、そういうまちづくりを今後も、一応、町長就任されて1年たちますので、来年度に向けて、また取り組んでいただければなと思いますので、それで私の質問を終わりますので、最後にちょ

っと一言あれば、どうぞ。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 子育て支援策全般については、昨年は少し、深くそこまで入り込めていないような気もしておりますので、来年度以降については、当然やらなければいけない大事な課題だと思っておりますので、ちょっと検討をしたいなという、検討を始めて具体的な方向性も決めていければいいなというふうに思っております。

○13番（定居利子君） ありがとうございます。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、定居議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 栗原京子君

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員より、一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

5番、栗原議員の第1問、ベビーファースト運動についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） こんにちは。

今回、私のほうからは、2問について通告を出させていただきました。よろしくお願いたします。

それでは、1問目の質問です。ベビーファースト運動について。

当町は昨年6月、子供を産み育てやすい社会の実現を目指すベビーファースト運動に、県

内の市町で初の参画をした。

「子供がすくすく育ち、子育てが楽しくなるまち」という宣言を掲げているが、これからのどのような運動を展開していくのか、以下の点を伺う。

1、専業主婦などを対象に、国は4月から未就園児の定期的な預かり保育のモデル事業を始めるが、町としても事業実施について検討が必要と考えるが、いかがか。

2、紙おむつやお尻拭き、液体ミルクなど、ベビー用品の自動販売機を役場や保健福祉センターに設置する考えは。

3、しずおか子育て優待カードの周知や協賛店舗の拡充が必要と考えるが、いかがか。

4、町民だけでなく子供連れの旅行者のためにも、協賛店舗やおむつ替えの場所などを示したウェルカムベビーマップの作成を提案するが、いかがか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 栗原議員の御質問にお答えをいたします。

まず、最初でありますけれども、ベビーファースト運動は、昨年6月に、市町で県下で一番最初ということでもあります。その思いは、もう昨年の議会からずっとお話をしているんですけれども、とても大事な支援だというふうに思っております。

それを踏まえまして、議員から御提示のありました国の4月から行われるモデル事業ということでございますけれども、国は、保育所等によりまして集団生活の機会を通じた児童の成長を促すとともに、育児疲れによる負担を抱える保護者への継続的な支援を実施することを目的に、令和5年度、来年度ということでもありますけれども、保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施することになっております。

このモデル事業の定期的な預かりの支援内容ですけれども、定員に空きのある保育所等において、未就園児に対して継続して週1日から2日程度の定期的な預かりを実施する、保護者に対しては定期的な面談などを実施して継続的に支援をするというものでございます。

当町におきましては、現在、保育所には空き定員があり、育児疲れによる児童を預かることは可能でありますけれども、令和5年度から、来年度から実施する保育園留学で預かる児童との兼ね合い、これが少し、多分変動してくるような気がしておりますので、その辺の兼ね合いを考えなければいけないのかなというふうな印象を受けております。

町といたしましても、こども家庭庁の動向を見ながら、活用できる施策、模索していきたいと考えております。

今後は保育施設の、先ほどお話をした需要と供給のバランス、これをしっかりと見ながら、また、先進的な子育て支援施策を導入している市町、これ幾つか成功している町もあるようなので、そういうような事例も参考にさせていただきながら、場合によれば、来年度、令和5年度に実施する第3期東伊豆町子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たって、アンケート等を実施することになっておりますけれども、そんなアンケート等も活用して子育て世帯の意見を聞き、施策に反映をさせていきたいというふうに考えております。

そして、次なんですけれども、紙おむつの件であります。

紙おむつの件でありますけれども、特に自動販売機ということでもあります。たしか、月ヶ瀬かどこかの道の駅か何かに設置をされているのを、私も見たことがあるんですけれども、ベビー用品の自動販売機につきましては、飲料メーカーにより飲み物の販売とベビー用品の販売が一体となった自動販売機、この設置が道の駅やショッピングモールを中心に展開をされております。

先ほどお話ししたように、近隣では伊豆縦貫自動車道のところの月ヶ瀬の道の駅に実際に設置をされております。状況が少し分からないところがあったので、具体的にメーカーに問合せをさせていただきました。

設置するための条件として、基本的には新規の設置でなければいけないということ、例えば、役場にもう自販機があって、それを取り替えるというようなイメージではどうもないようなということでもあります。あとは、月間の見込み販売本数、要は売上げというか、その辺の設定等がありまして、賀茂地域では厳しいという、そもそも論になってしまいました。

月ヶ瀬の道の駅でもどういう状況かを確認をしたんですけれども、そのおむつを販売したという、なかなかニーズは少ないと、場合によれば一つ、何も売れないということもあるという話を伺いました。

町独自に自動販売機を購入をして設置できるかどうかの検討もやってみたんですけれども、販売機自体を買い取ることができないということでありまして、買取りということはやっていないという、昔は何か買い取って、何か少し自分でジュース入れたりとかとやっていたようなイメージあったんですけれども、どうも今の段階ではそれが無いというお話でありました。

こんなことも踏まえまして、じゃ、どうすればいいかということなんですけれども、保健

センター来場時にお困りの際は、紙おむつや液体ミルク等の備品、備蓄品、これ既にございますので、職員にお申出いただければと思います。また、今後、役場におきましても同様に準備をしていきたいというふうに考えております。役場でも同じような対応を図ればと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

町では、新年度より子育て支援の一環として、1歳未満の乳児を対象に紙おむつの支給事業を開始する予定でございます。赤ちゃん訪問や6か月児童相談等に保育士や助産師が面談しながら、1月当たり1袋相当をお渡ししますので、ぜひ御利用いただければと思います。

そして、3つ目でありますけれども、しずおか子育て優待カードについてということでございます。

しずおか子育て優待カード事業は、子育て家庭を地域、企業及び行政が一体となって応援をすること、地域との触れ合いの中で子育ての孤立感をなくすこと並びに子供と保護者との触れ合いを深めることを目的に、平成18年4月から静岡県と県内市町が協働をして取り組んでいる事業です。

18歳未満の子供を同伴した保護者、または妊娠中の方が優待カードを協賛店舗・施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた応援サービスというのを受けられるということでありまして、平成28年4月から内閣府による子育て支援パスポート事業の全国共通展開が開始をされまして、実際にしずおか子育て優待カードが全国で利用できるようになったということでもあります。

カードの配布につきましては、保健福祉センターでは、母子手帳交付時、また、第1子妊娠時にカードの配布、使い方を説明をし、子育て優待カード、町内加盟店の一覧を配布しているということでもあります。同様に、転入者には、役場、住民福祉課、熱川支所でのカードの配布、使い方、加盟店の一覧を配布しております。

現在、町内には協賛店舗が65店舗あります。町と県では、協賛店舗の申込みの受付は随時行っておりますけれども、今後は町のホームページのしずおか子育て優待カードのサイトに、協賛店舗の募集についても掲載をできればというふうに考えております。

そして、4番目でありますけれども、ウェルカムベビーマップの話であります。

ウェルカムベビーマップは、横浜市の認定NPO法人が始めたウェルカムベビープロジェクトサービスの一部で、町全体で赤ちゃんの誕生をお祝いをして、子育てを応援できる社会をつくるという趣旨に賛同してくれる店舗などを掲載した地図です。

これ、限りなくベビーファースト宣言に、何か方向は同じだというふうに思っております。

て、ベビーファースト運動への参画を宣言した当町といたしましても、御提案のあったウェルカムベビーマップの趣旨については賛同できるため、ベビーファースト運動の中で参画、協力できる企業やしずおか子育て優待カードの協賛店とか、おむつ替えの場所などを掲載した地図の作成を検討し、町民のみならず、子連れの旅行者の皆様が活用できるような地図を、将来的には作成をしていければと思います。ベビーファースト運動をさらに深掘りをしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

ちょっと一つずつ分けて伺おうかと思えます。

最初の専業主婦などの未就園児の定期的な預かり保育の件なんですけれども、これ2015年に、まず石川県が先進的にこの事業を始めました、モデル事業として。現在、形を変えて、今、ゼロ歳児から2歳児は、保護者の共働きとか病気など保育を必要とする事由があれば定期的な保育サービスを受けられるが、そこから外れる専業主婦家庭だと、一時預かり事業など不定期な保育サービスに限られているというのが現状であります。

例えばおじいちゃん、おばあちゃんがいる方もあるし、ファミリーサポート、あまり使っている方はいらっしゃらないようなんですけれども、町としてもファミリーサポート事業でこういった形のものに対応できるように形は整っていることと思えます。

しかしながら、定期的を使うというよりは、何かどうしても外せない用事があったときに預かっていただくという形のサービスでありますので、ちょっと使い勝手が悪いというか、もっと日常的にお母さんを支えてあげられるようなサービスの形だといいのかなというふうに思います。

この石川県は、それを2015年から始めていました。ゼロ、2歳児の定期的な保育サービスを私立の認定こども園に限って始めています。財政的に県がそのこども園を補助する仕組みを設けたそうであります。利用料のほうは、1歳から2歳児が4時間で600円、ゼロ歳児はその倍額に設定してあるそうです。

昨年は県内36か所の保育園で実施されまして、計131人が利用をされているそうであります。育休中でお母さんが仕事をずっとお休みで家にいるので、特に預ける必要がない方もいらっしゃるので、実際に利用する方というのは生まれた子の数%の利用のみで、人数として

は少ないそうなんですけれども、預けた方の9割の方が、本当にこのサービスで満足しているというアンケート調査もあるようであります。

特に子育て大変な、町長、現役世代でよく御存じかと思えますけれども、2歳児、魔の2歳児であります。本当にお母さんは24時間、気も体も休まる時がない状況がずっと続いていて、何かの休ませてあげる時間帯というのは本当に必要だなというふうに思うんですけれども、特にその2歳児のお母さんの中で、育児困難感の改善を感じる人が感想としては多かったそうです。

その当時の石川県の少子化対策担当の顧問だった淑徳大学の現、柏女教授は、子供というのは、人と人との関わりの中でこそ健全に成長する。私は全ての子供の発達を保障する観点から、ゼロ歳児から誰でも一定時間の保育サービスを利用できる制度を提唱しているというふうにおっしゃっています。本当に、お母さんにとっても子供にとっても、また、成長の過程で人と人との触れ合いというか、そういう社会の中でまた育つという部分は、とても大切だというふうにも言われています。

どうしてもお母さんが仕事をしていない未就園児の子は、お家と公園の行ったり来たりで、あまり多くの人とも関わらず、お母さんも本当に精神的にストレスがたまるのではないかなというふうに思います。

どこかに出かけるにも、お願いしますと頭を下げて、そのときだけ頼むというのも、やっぱりちょっとかわいそうかな、週に一度でもいいから何時間か定期的に預けられれば、その間に頭を下げなくても出かけられるし、歯医者さんに通ったりとか、美容室に行ったりとか、何もしなくても、家で昼寝をするだけでもいいと思うんですよ。本当に自分のために、いつも先生と、その時間帯はゆっくり自由にできるという時間をつくってあげるというのは、本当に子育て支援の考え方の中で大切な部分なのかなと思います。

でないと、どうしてもお父さんが仕事をしている状態だと、お母さんのほうに負担が全部いってしまって、例えば2人目とか3人目、ちゅうちょする部分も出てくるでしょうし、また、経済的支援だけでは埋められない、そういう、みんな社会で子供たちを育てていくという部分の考え方として、こういう部分は非常に大切だと思います。

また、国の動向、4月からのモデル事業の開始になりますので、この後、こども家庭庁がどういう、詳しくというか細かく詰めていくのか分かりませんが、国の動向を注視して、また、先進的な市町の事例を見ながらという部分も大切なんですけど、まず見てあげる体制を整えていただけたらありがたいなというふうに思います。

ただ、その保育園留学が始まることによって、その空きの部分が、保育士さんの負担がやっぱり一番、そこがないと成り立たない事業ですので、どういうふうになるか読めない部分もありますが、例えば認定こども園だけではなくても、子育て支援拠点でもこの定期預かりできるということなので、例えばそこに、今使用の少ないファミリーサポートの提供会員の人来ていただいて、何時間か週に一度、二度できる体制をつくってもいいのかなという、何か、どんな形でできるかなというのをちょっと検討していただけるとありがたいなというふうには考えるんですが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ファミリーサポートセンターについては使い勝手が悪いというふうに御指摘あって、私も若干そういうふうに思っています、ほかにもちょっと聞いたところによると、ファミサポだと、預ける子供を預かる方の御自宅にお連れをするという制度設計、立てつけになっているということで、それだと、どうしてもちょっと不安な面があるという話も少し漏れ伝わってきております。

なので、その辺の工夫を例えばやるとか、そもそも、認定こども園だけではなくて、子育て支援をするような、そういう受皿をちゃんとつくってということではありますが、そんなことも念頭に置きながら、実は先ほどお話をした、先進事例というところがございましたけれども、そこは、中身を言うと、子育て中の先輩ママが受皿となって、ある子育ての支援をする拠点もつくって、そこでやっているということでもあります。大変評判がよくて、午前8時半から午後5時までということで、かなり自由度があってやっているというところなんです、そんなことも含めて、ちょっといろいろな、ファミサポの話もあるので、一回ちゃんと整理をして、重複がないように考えて、そして、より効果的な何か制度をちょっと入れ込むということをしないと多分いけないので、その辺はちょっと検討しなければいけないなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） その先輩ママが受皿となって面倒を見ているというのは、ちょっと初めて聞いたんですけども、とてもいい形だなというふうに思います。

ただ、どうなんでしょう。これから国が制度設計していくときにいろんな条件の中にそこら辺がちょっと厳しくなったりする可能性もあるのかな。例えば何かの講習、一定数講習を

受けた方じゃないと見てはいけないとかも、ちょっと考えられなくはないのかなんていうふうには思いましたけれども、また、でも町長、これからアンケート調査などをしながら、お母さんたちの意見を聞きながら、そういう形を進めていきたいということです、お母さんたちの気持ちを酌んであげられるような、本当に助かったと思ってもらえるような事業展開をぜひお願いしたいと思います。

また、販売自動販売機についてなんですけれども、なかなかいろんな厳しい条件があるようで、売上げの面で賀茂地区だと厳しいということでしたけれども、残念です。本当に大手のドリンク飲料会社が何社かこれ出しているんです、おむつを。この写真、一番左側の写真がそうなんですけれども、右側の2列がおむつになっています。1パックが2枚入りとかになっていて、例えば検診だったり予防注射に行くときに、売っているのが分かれば、荷物持っていなくて済むんです。お尻拭きなんかも一緒に販売しているので。あったら便利だなと、ベビーファースト宣言をした町でやっぱりこういうものがあると、非常にいいんじゃないかなんて、観光客にとってもちょっと不足したときに、例えばスーパーとかドラッグストアで買ってしまおうと、この大袋一つ買わなくてはいけなくて、コンビニというのが紙おむつの販売はしていないそうなんです。なので、やっぱりこういう少しだけちょっと足りない分を買える販売機というのはすごく便利かなと思ったんですけれども、なかなか現状だと今、導入が難しいというお話を伺いまして、行く行くはこういうものが自由にとというか、設置できたらいいなというふうに思っています。

また、優待カードについてなんですけれども、どういうふう到手渡しでお母さんたちに周知しているのかなと思いましたが、母子手帳をもらうときとか、また、妊娠が分かったときにお知らせをしているということで、よかったと思います。町内も意外と65店舗、結構たくさんの店舗が協賛店舗になっていて、例えばHIPカード、ポイントを上乗せだったり、お店によってはソフトドリンク1杯サービスとか、何かいろんなサービスがあるようございます。町内の方にも使っていただきたいですし、また、観光地ということで、外から来た方が、そういう店舗でそういうサービスを受けられて、子供連れ、赤ちゃん連れウェルカムという空気というか、そういう雰囲気を出すのにも、とてもいいことだと思います。

ただ、店舗側もまだまだ、もっとたくさんの店舗にも参加をしていただきたいですし、随時募集しているのは、ホームページで確かに募集しているんですけれども、なかなかそこに意識が向いていないのではないかなというふうに思います。また改めてそういうことを、お店側にも使う側にも周知をしていってもいいのかなというふうに思います。

併せて、よそから来られた方が、ここが協賛店舗なんだなと分かるようなマップという思いで、あとまた、おむつ替えの場所、ミルク、授乳ができる場所ということで、そのベビーマップを提唱をいたしました。アプリなんかでも今、結構、パパママお出かけみたいな感じで、この町のここにおむつ替えの場所があるよとか、その使った感想なんかもコメントでついているようなアプリもありますが、やっぱり大多数の人はそのまま旅行にぼんと来て、どこに行けばおむつが替えられるのかなというのが分からないまま、そこら辺の人に聞きながら探すような状態だと思いますので、主要な観光施設なんかにもそういうマップが置けるといいのかなというふうに思います。

本当にベビーファースト宣言ということで、今までも町は結構子育て支援、しっかりとやってきたと思うんですけれども、まだまだ、もっともっとこれから必要な部分があると思うんです。この先どういうふうにこれを展開していくのか、また、具体的にどういう施策を考えているのかを、ありましたら、町長、ぜひちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ベビーファースト宣言をした全体の取組ということだと思うんですけれども、今お話にあったところ、まさにハードとソフト、つまりハードというのは、例えばおむつを置く場所とか売っている場所とかだと思うんですけれども、ソフトの面というのは見える化だと、何となく感じています。しっかり整備したものが町民並びにそこに訪れた方々にしっかり分かるような、何か仕組みづくりが必要なのかなという話だと思います。

全体的に通して一つ言えることは、午前中の答弁でもお話ししたんですけれども、子供たちの数が若干減ってきているという、そこが悪いことばかりではなくて、より、だからこそ充実した施策ができる可能性があるのではないかなと思っていますので、そのあたりも踏まえながら、どういうことができるかということのを少し考えていきたいなというふうに、今後は思っております。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、ごみの分別についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 次に、ごみの分別についてを伺います。

ごみの減量化やリサイクルの推進を目的として、ごみ処理が有料化となり約1年が経過した。そこで、ごみの分別の現状や課題等について、以下の点を伺う。

1、町民1人1日当たりのごみ排出量と処理費用は。

- 2、現在、町が行っているごみの分別は何種類あるのか。
- 3、ごみ排出のルールは守られているか、現状と課題は。
- 4、排出ルールが守られず、放置されたままの未回収ごみの対応はどうなっているか。
- 5、売却益のある資源ごみの種類とそれぞれの収益は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問について御答弁を申し上げます。

まず、町民1人当たりのごみの排出量と処理費ということですが、町民1人当たり1日当たりのごみの排出量は、生活系ごみと事業系ごみ、これを合わせたもので、4月から1月までの集計で、1日当たり1.35キログラムとなっております。また、1日当たりの処理費用についてですけれども、68.6円、具体的な額でいうと、そういう額となっております。

また、次の、現在、町が行っているごみの分別についてでありますけれども、何種類あるかということになります。町が行っているごみの分別は何種類あるかということについては、大きく分けて可燃ごみというくくりで、粗大ごみ、あとは瓶、缶、乾電池、埋立てごみ、資源ごみの7種類ということになっております。さらに細分化すると、瓶類は加えて無色のものと茶色のものとその他ということと、あとは蛍光灯など合わせて4種類あるということで、資源ごみについては、紙パック、ペットボトル、新聞紙、段ボール、白色トレイ、雑誌などで、合わせて6種類となり、分別の種類は合計で15種類ということになっております。

ごみの排出ルールは守られているか、現状の課題ということですが、ごみの排出ルールは、可燃ごみについてはレジ袋によるごみ出しの報告が数件ありますけれども、おおむねルールは守られているという状況です。しかし、資源ごみの瓶のルールが守られていない排出が目立っている状況ですので、キャップを外して無色瓶、茶色瓶、その他の瓶に分けて排出をお願いしたいというふうに考えております。

このことについては委託業者と調整を行って、未回収ごみに理由を記入したものを貼り付ける予定であります。また、区長会で指摘された外国人の方、最近少し増えてきているということもあるので、そういうような外国人へのごみの出し方、分け方について、外国語表記ということも今後検討しなければいけないというふうに思っております。

4つ目ですが、排出ルールが守れなくて放置されたままの未回収ごみの対応ということな

んですが、排出ルールが守られず、放置されたままの未回収ごみの対応は、未回収ごみの多くは瓶、先ほどお話ししましたけれども、瓶ということになっておりまして、回収できませんシールを貼り、持ち帰りを促しておりますが、持ち帰らないものがあると、環境衛生監視員から報告を受けております。回収されないごみについては、このまま放置ができないということで、ステーションを管理している各区近隣住民、環境衛生監視員から分別してもらっているということみたいなんですけれども、そういう状況です。

また、回収理由が分からないとのことから、瓶の色分け、埋立てごみの混在、蓋、キャップの取り外し等の未回収理由の記載をした張り紙を貼り、注意喚起を徹底してまいります。

そして、5番目ですけれども、売却益のある資源ごみの種類とそれぞれの収益はということとであります。

売却益のある資源ごみの種類ですけれども、古着、一升瓶、ビール瓶、プレス済みアルミ缶、古紙類、ペットボトルの5種類となっております。

令和4年4月から令和5年1月までの古着の収益は、東伊豆町、河津町合算となりますが、排出量9,490キログラムで、キロ単価が5円ということで、収入額4万7,450円となります。

一升瓶の収益は、1,403ケース、6本入りケース単価が30円、収入額として4万2,090円となります。ビール瓶の収益は、20本入りの中瓶・大瓶が22ケース、ケース単価が100円、30本入りの小瓶が4ケース、ケース単価が150円、合計収入額として2,800円ということになります。

プレス済みアルミ缶の収益は、排出量3万770キログラムということで、上半期と下半期で単価が異なりますが、おおよそ収入額ということで10万3,295円となります。

古紙類の収益は、排出量30万9,670キログラムということで、上半期と下半期で単価が異なりますが、収入額17万6,853円となります。

ペットボトルの収益ですが、単価が確定していないため算出できておりません。ちなみに、令和3年度のペットボトルの収益は、排出量2万1,020キログラム、キロ単価25.2円ということで、収入額52万9,868円となっております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

ごみの分別という話になると、どうしてもプラスチックごみの分別の話が大きな課題とは

なっているのかなというふうに思います。

令和4年4月に施行されましたプラスチック新法により、今後ますますリサイクルへの流れも加速するというふうに考えられています。

また、日本は今まで中国をはじめとした諸外国に輸出をしていましたが、中国が受入れをやめまして、その他東南アジア地域もだんだん受入れをやめ始めている中で、やっぱり埋立てすることに対して環境などの汚染も考えられますし、また、環境省の試算によると、あと20年近くたつと、もう日本の国内の埋立地もいっぱいになってしまうということも言われています。今後は本当にプラスチックの分別にも力を入れていかなければいけないんだろうなというふうには思うんですけども、この分別はすごく複雑で、すごく大変で、各家庭の負担も大きいし、また、焼却場の職員の負担も大きいと思います。リサイクルするよりもコストのほうもお金がかかってしまうということで、ちょっとその前に、まず一旦、今、町が行っているこの分別をしっかりと全町民が分別をできるようになってから、プラスチックのほうは、おいおい考えていったほうがいいのかというふうに思いまして、今回はプラスチックのことは省いて、今、現行の分別についてを質問をさせていただきました。

先ほど町長から、今、ごみの1人当たりの排出量が1日当たり1.35キロで、コストが68.6円、処理費がかかるということをおっしゃっていましたが、これは減量化を目的とした有料化の後とその前では、減量になっているのかどうなのか、細かい数字は別としても、実際に有料化になってからごみは減っているのかどうかをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 後ほど担当から説明するんですけども、印象としたら少し減量になっていると。

ただ、コロナの影響とかいろんな複雑な要因もちょっとこの数年は関わっているということで、明確な比較がなかなかできないんですけども、多分少しは減っているのではないかなと。

あとは、事業系と生活系と、またそれも違うと思います。事業系においては、場合によれば若干増えているかもしれません。それはなぜかということ、経済要は観光が最近持ち直してきたということもあったりして、その辺の比較がちょっと複雑なので、ただ、生活系については減っている方向にあると思います。

○議長（稲葉義仁君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鈴木尚和君） 実際のところのごみの量が減っているかについてですが、まず、先ほど町長の答弁にありました合算だと1.35キロだよということの中で、それを細分化して生活系ごみと事業系ごみを分けた数字ですが、令和4年度は、生活系ごみについては1人当たり1日排出量711グラム、令和3年度につきましては799グラム、事業系ごみにつきましては、令和4年度については641グラム、令和3年度については543グラムとなっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） ありがとうございます。

家庭ごみと事業ごみは、やっぱりこの状況によって全然違ってくると思うんです。家庭ごみが若干減ったということで、ちょっと明るい兆しなのかなというふうには思います。

また、この後、分別がいろいろ、紙のごみとか古紙も細かく、以前、楠山議員も言っていましたけれども、雑紙なんかも分けるようになってくると、またこれ、がくんと排出量は減ってくると思います。また、生ごみのコンポストとかの補助金も町として出していますので、そちらも進んでくることによって、またごみは減っていく傾向にはあるのかなというふうには思います。

先ほど分別がちゃんとできているかという話の中で、瓶がなかなか難しいよというお話が出てきました。私もあちこちを見て回るというよりは、自分の犬の散歩とかで通るところしか見ていないんですけれども、やはり瓶のごみがなかなかルールが守られないのかなというふうには感じています。というのは、ルールが守られないというよりは、よく分からないんじゃないかなというふうな感覚も持っています。

自分も実際、年明けに茶色瓶と思って出したものに、実は茶色じゃないものが混ざっていて回収されなかったことがあったんです。自分としては結構ちゃんと分けていたつもりだったので、ちょっとむかつとして、何でこれ持っていないんだと思って調べたら、でも、ワインの瓶が茶色に見えるんですけれども、光にさらすとちょっと緑なんです。それはやっぱり駄目だということで、だから、多分分からない人も結構いると思うんです。

町のホームページなんかにも、ごみの分別、ごみ事典だったかな。あいうえお順に、このごみは何ごみだよというの、すごい詳しく載っているところがあるんですけれども、なかなかそこまで調べる人はいないのかなんかも感じて、あと、瓶のあの町で今出しているチラ

シがごみの分け方出し方という細かく色分けされた左から2番目のものなんですが、結構細かく書いてくださっているんです。

ただ、やっぱり分からないときは調べても結局どうなんだろうと、分からないことは結構あるんです。その中に瓶があったんです。瓶は言葉では色もちゃんと書いてあって、絵も書いてあるんですけども、実際は分からない。左から3番目の写真、瓶の写真が載っているのが、あれが滋賀県の栗東町というところを出している瓶の色分けの資料です。そこもやっぱり瓶の色分けがうまくできなくて、長野市さんからのものをまねして作ったそうなんです。

写真で見るとすごく分かりやすいんです。茶色の瓶がどこからどこまでなのか、透明も、薄く水色のやつは、透明じゃなくてその他の色になるとか、町もちょっとこういう形で、ちょっと一部写真を使うか、瓶がなかなか守られないよというのであれば、例えばLINEとかを使って、瓶の収集だけ特化した情報を流してもいいのかななんて、ちょっと考えたりもしました。

また、一番右側の回収しませんのバツが貼ってあるシールのやつ、あれクラフト紙みたいな大きな物を包むホームセンターとかで布団とか包むようなあいう紙と、お中元とかの箱、ちょっと厚手の段ボールじゃないけれども厚紙、それと段ボールが一緒になって入っているものです。ちゃんと紙ひもで縛ってあるんです。これが回収されてなくて、自分のではないんですけども、何で回収されないのか、ちょっと私、分からなかったんです。そうしたら、その包むクラフト紙みたいな、裏側にちょっと軽く防水加工みたいのがしてあって、それが回収されない原因じゃないかという近所の奥さんたちと話をしたんですけども、やっぱり分かりづらい部分は結構あると思います。

町で出しているやつは、新聞紙の回収は新聞のみと書いてあるんです。ただ、段ボールの資源ごみは段ボールのみとは書いていないんです。なので、どこまでが段ボールと一緒に縛っていいのかというのがちょっと分かりづらくて、そこら辺もまたちょっと分かりやすいようにお知らせいただくとありがたいのかなというふうに思います。

町によってはというか、自治体によってチャットボットみたいな形で、例えばペットボトルと入れると、ラベルを剥がしてキャップを外して軽く洗って資源ごみの日に出していただきたいみたいな返事が返ってくるのがあるんです。町もホームページに行って、ごみ事典まで行けば分かることもあるんですけども、そういう形でちょっと気軽に調べたいことだけを、情報を引っ張れるようなチャットボットみたいなシステムというか、あったらすごく便利だなというふうに思うんですけども、町長にお聞きしたいんですけども、ごみに限らず、

これからちょっとそういうA Iとのやり取りというか、チャットボットの的なものは、結構これから便利で使いやすいのではないかなと思うんですけども、そこら辺の導入などはお考えはいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

人手不足もあったり、あとはいろんな事象が細分化されているということで、チャットボットを使うというのは、今後は有効になると思います。

このごみの対応ですぐ使うかどうかというのは、ちょっとまだ何とも言えないところはありますけれども、今後、有効な1つの手段になるのではないかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） また、ごみなんですけれども、どうして分別するかというのも分かったほうが、町民としては分けやすいのかなというふうに思います。

例えば瓶だと、色、何で茶色とその他の色を分けるのかな、透明に分けるのかなというのを分からないままだと、何となくこう分けるのも大ざっぱになる部分もあるのかなというふうに感じます。あれですよ。無色の透明の瓶は主に再生瓶の原料や板ガラスとして再生され、また、茶色瓶は主にエターナル瓶として再利用されているということで、そのほかの色は主に建設資材の材料としてリサイクルされているということで、またそこら辺も併せて、本当は町民の人に分かりやすく、周知といってもなかなか難しいかもしれないですけども、例えばごみの出し方のセミナーみたいな、最近LINEとかでは、ごみの出し方に気をつけてくださいねという、情報としては発信されていますけれども、きちんとした形で、一回セミナー的なものを開催してもいいんじゃないかなというふうに考えますけれども、そこら辺の対応はいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

ごみの出し方については、何か一からとか、最初から丁寧にいろんな説明をしたほうがいいのかなと。

この間、鎌倉市かな、ちょっとごみの関係で見てきたんですけども、あそこはもうごみ捨てるところがないということで、逆にもう分別するしかない。ごみゼロみたいな形で、あ

らゆるごみを全部リサイクルしているんです。そういう基本的な考え方が共有できない限り、幾ら表面的にやり方とかそういうものをそろえても、多分難しいのではないかなと。

当町においては、残念ながら、ごみのリサイクル率というのが静岡県下ワースト一桁だと思います。それで本当によいのかどうかというところも含めて、この間、最終処分場、私、ちょっとぶらっと見てきたんですけれども、まだ余裕はあるんですが、そんなに未来永劫あるわけではないという認識に基づいて、町民がそれをどう考えるか、子供たちに残すこのふるさとをどういうふうにするかから始めて、しっかり組立てをする必要があるのかなというふうに、今のお話を聞いて思いました。

○議長（稲葉義仁君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 本当にごみの話はちゃんと意識が高まってこないと、まして、これからプラスチックごみとか、例えば雑紙なんか、とてもとても分別しきれないことだと思うんです。

分別するのは面倒くさいといえば面倒くさい。全部燃やすごみに入れちゃえば楽は楽なんですけれども、やっぱり先ほど町長がおっしゃったように、将来、今の子供たちや孫たちにどういうふうにバトンを引き継いでいくかというときに、やはりごみをきちんと分けて、きれいな衛生環境を整えておいて渡してあげるといことがとても大事だと思いますので、またいろんな形で、ここら辺の町民の意識の啓蒙というか意識改革というか、そこら辺を進める何か考えていただけたらありがたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、14時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時05分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

11番、藤井議員の第1問、風力発電事業の条例についてを許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、通告しておきました案件につきまして質問させていただきます。

第1番、風力発電事業の条例についてでございます。

当町には、太陽光発電設備設置事業に関する条例はあるが、風力発電事業については条例がない。現在、16基の風力発電施設があり、幾多の課題がある。

そこで、以下について伺う。

- 1、当町の美しい自然環境と巨大な風力発電施設は相入れないのではないか。
- 2、今後、耐用年数が過ぎた民間の風力発電施設が放置されるおそれはないか。
- 3、新增設にはどのような規制が必要か。
- 4、条例化の考えはありますか、お伺いたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 藤井議員にお答えをいたします。

まず、風力発電事業の条例についてということで、まず、景観というか、自然環境の中で風力発電の施設が相入れないのではないかということですが、自然環境と風車が相入れないかどうかについてですけれども、特に景観については、極めて主観的な要素が大きいというふうに感じております。例えば、細野高原の風車について、最近よく、特に若い方なんかはSNSを使うんですけれども、そのSNSでも、否定的な投稿はほとんど実は見受けられません。

将来の自然環境を守るためには、地球温暖化を防止することが非常に重要な、大きな課題だということから、再生可能エネルギーの導入については重要な国家的課題であると、当町としても認識をしているところであります。

また次の、耐用年数を過ぎた民間の風力発電施設についてでありますけれども、以前建設された奈良本地区の風車については、事業がうまくいってはいないようなので、最終的な撤去方法等について懸念があるのは事実でございます。

細野高原の風車については、大手の企業が所有しているので、しっかり管理され、事業終了後には撤去されるものと考えております。

今後建設される風力発電施設については、事業者は撤去費を積み立て、毎年国に報告することが義務づけられているので、事業終了後には風車は撤去されるものと認識をしております。

続きまして、3つ目の新增設にはどのような規制が必要かということでございますが、風力発電事業に必要な規制といたしましては、建設箇所によりますが、まずは宅地造成規制法及び森林法等、個別の法律による許可などがございます。ほかには、静岡県が発出をしている風力発電設備等の建設に関するガイドライン、これは事業者が静岡県内に風力発電施設を設置するに当たりまして、生活環境、自然環境及び景観の保全の観点から自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、環境への影響を未然に防止するためのものがございます。また、当町といたしましては、東伊豆町土地利用事業の適正化に関する指導要綱というものがございます。

東伊豆町土地利用事業の適正化に関する指導要綱では、施工区域面積が2,000平米以上の土地利用事業に対し、災害防止、安全、地域環境の確保、排水、利害関係者との協議及び同意の有無、公害の防止等について審議をし、対応する者については指導することができるというものでございます。

そして、最後の4つ目の条例化の考えはということについてであります。当町では現在、風力発電事業に関する条例は制定されておきませんが、県内では、19市町において、太陽光発電事業と風力発電事業を対象に条例が制定されております。ほか市町の条例の内容といたしましては、抑制区域の指定、説明会開催等事業者の責務、市の同意不同意の基準、指導、助言、勧告及び公表等となっております。

当町におきましては、既に条例が整備された自治体も参考にしながら、風力発電事業に関して対応を検討してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） ただいまお答えいただいたんですが、確かに景観というのは、見方によってはそれがすばらしいなと思う方もいらっしゃるし、そうではないという方もいるかと思うんですが、これは、例えば自分たちが建設に当たった頃に、三筋山はあのままにしておいたほうがいいんじゃないかというふうな気持ちで、かなり強い運動をしてきたつもりです。たしか7年ほど実施が遅れた。例えば、平成20年運転の予定が平成27年ぐらいになったというふうに記憶しております。それだけ一定の、この景観を守りたいという人たちの思いに支えられていたんじゃないかなというふうに自負しております。

それでまた、これが私は、同じように景観に関しても、やはりいい景観と悪い景観、それから、同じように例えばお水ならお水でも、濁った水は汚いし、透明な水はきれいだし、誰が見てもきれいなものはきれい、そうではないものはそうではないということはあるかなというふうには思います。

その中で、しかし、地球環境の問題、そういった資源不足の日本として、そういった自然のエネルギーを利用しようではないかというようなことで、やむを得ないんだというのであれば、それはそれとしてまた検討して、たくさんの人の意見を聞きながら進めていくというふうにすべきかなというふうに思っております。

ただいまお答えいただいた中で、あそこの風車建つ前に、私は自分たちの、自分の子供とか、それから、東京辺りから友達来ると、あそこに連れて行って見せる。すると、非常に夜の星空もきれいだし、それから、雄大な景色で、みんな驚くような、歓声上げるような景色でした。

それが、例えばいろんなものがあればいいというのではなくて、信州の阿智村というところには、何にもない。何にもないのを逆に売り物にして、星空日本一の村というふうに言って、現在えらい人気であることは皆さん御存じかと思いますが、夏などはなかなか宿泊も、近隣のところもいっぱいになってしまうくらいの人気だと。

そのような利用の仕方もあるわけで、また、現在、海なんかが大変汚れてきたり、環境が悪くなって、魚も捕れないとか何かというときに、逆に海を守るために、山に木を植えている、そういった時代だと思います。

そういう時代にあって、やはり自然は守らなければならないんじゃないか。町長、うちの町民憲章の第1で、郷土の自然を守り、美しい町をつくりますと、これは町民憲章の第1条でそういうふうにっております。

ですから、こここのところは、もっと景観への負荷がどれほどあるのかに関しても、こうい

った時代ですから、自然回帰、SDGsなんていうような時代になってきて、さらに人間がやはり一定の癒しを求めて、自然、緑、そういったものを求める時代になっておりますので、これは町の大切な財産ではないかなというふうに、私は思っております。

それについて、地球環境においてああいう風力発電も重要なものだと認識しているという町長のお答えも分かりますが、それなりにまだまだ残っている我が町の自然も、これから守っていかなければならないものと思う次第です。

その中で、造られた景観といいますか、うちの町には風車の問題、ちょっと3か所で、A、B、Cと、私時々分けて言っているんですけども、人に説明するにも非常に分かりにくいので、3点にわたってあるわけですが、ここに16基の風車というふうにしたのは、私の町の土地に係る風車です。

例えば、三筋山の一番正面に見えている細野高原のはじめの10基は、ユーラスエナジー社という会社の風車ですが、これは、言わば土地は河津町にかかるために、ここにはカウントしていないんです。そんな形ですから、しかし、一番景観的には我が町はダメージを受けたんではないかというふうに思っております。

あれを奥に行きますと、東京電力が造っております風力発電施設がさらに11基あるわけで、そうしますと、合わせて21基、町の境に見えるわけです。これの影響がないということは全くなくて、いろんな動物、植物、そういった植生への変化等々も、これはみんな身に染みて分かっているんじゃないか。

それで、その風車に関して、これは今大きさが1,670キロワットが21基ということで、これ稼働が2015年9月ぐらいになっていますから、まだちょっと経過的には新しい。それから、もう一つは、今、町長おっしゃられた熱川の風車というやつですが、これは1,500キロワットが10基で、ドイツのGE製だそうです。

もうこれは既に16年過ぎており、稼働が2007年ですので、その次の年とその次の年に風車のブレードが落下したと。二度にわたって3基のブレードが落下しております。これに関しては本当に動かなかったり、いろんな問題が発生したりしております。

この風車に関しては一体大体17年の耐用年数というふうに一般的に言われていますので、16年が過ぎておりますので、もうほぼ耐用年数の以内に入ってきている。

こここのところはやはりしっかり今からどうするんだという形で話し合いを持っておかないと、撤去しないでそのままに放置されるということが重々あり得るわけで、その辺が町の責任としてあれを許可したわけですから、かかってくるんじゃないかと思えます。

またもう一つ、御存じのように町営の風車が、これは600キロワットの3基で、これは無償譲渡したんで金がかかんないんだという話なんです、それがまた、新しい会社に引き継がれて、新しい風車が建つらしいという話になっておりまして、これが3点です。

その場合には、この問題に関しては、今日は質問と違いますので、趣旨がちょっと違うんでやっておきませんが、ただ、大きさからいうと、運送経路がこの7月までには分かって、発表されて、やるかやらないかはっきりするみたいな通知があるようですけれども、ブレードの長さというのも、これは41メートルの物を持ってくるわけですから、かなり、例えば縄地のトンネルであるとか、町のトンネルやらカーブとか直角のところ、どうやって通ってくるのかなど。長さ41メートルの物を持ってくるということは、かなりの大きな、ほかにもいろんな景観上、あるいは交通上、影響あるのではないかなというふうに思っております。

そんなわけで、今後、先ほどの伊豆熱川の風車の問題、それからこれから建設されようとする問題に関して、やはり何らかの形の条例がなければ、これはちょっとおかしいなというふうに思っています。町長が他の市町の、19の市町ですか、その条例があるというのを参考に、考えてくださるといふのであれば、それは誠にありがたいなというふうに思います。

ぜひその方向で何らかの、どのくらいの大きさのもの、どういうふうに建てれば適正なのか、町長、地球温暖化防止というようなことだけではなくて、この町が、観光で生きている町です。今、自然回帰も言われる中で、やはり一定の歯止めを持って、また、建ってしまったものに対しても、きちんと撤去の方策を検討していただくというふうにしていかないと、とんでもないことになってしまうのではないかなと思いますので、その辺、条例化の方向で検討をお願いしたいというふうに思いますので、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

切り口が景観ということでしたので、景観という視点で少しお話をしたいと思います。

星空という話がございましたけれども、直接的に風車ができたからといって、星空が見えなくなるということはあまりないのかなと、個人的にはちょっと思ったりもするんですが、そこは何か余分な光が出ると、また問題なのかなとは思っています。

それで、景観については、いろんな方の捉え方があって、実は私も以前、大学の講師をやっていたことがあったんですけども、その辺の専門的なことも少しやっていたんですけども、私の恩師で大学の恩師なんですけれども、風土工学というのを、風土というのは風に土というふうを書くんですけども、その恩師で、竹林先生という方がいらっしゃったんで

すけれども、先生がいつも言われていた言葉に、景観10年、風景100年、風土1000年という言葉がございました。

先生いわく、景観といえ、例えば景観が壊されるという使われ方をしますけれども、逆説的に言うと、いずれ変化するのが景観だよということでもございました。景観が形成され、周囲になじむまでに10年をかかり、なじんだ景観がさらに100年たって、それが残って初めて風景となって、その風景がさらに時間が経過をして、1000年たって初めて地域の人々の心に残って、心象を形成していくということで、それが風土になるというのが先生の教えでもございました。

こんなことを考えますと、現状の景観については、先ほどお話ありましたけれども、一方的な否定的な話というのはあまり持たれていないのかなという中で、これが10年もたつと、周囲の景観にさらになじんでくる可能性も否めないのかなというふうに思いました。

それと、条例については制定を前提というよりは、そこについてこれから検討をしたほうがいいのではないかという認識は持っております。

あとは、これから造られる風力発電については、先ほどお話ししたとおり、ちゃんと国への報告義務もあつたりして、ちゃんと対応が求められている制度設計になっているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 景観に関しては、確かに個人差もありますし、主観的な問題であるというふうに言われれば、それまでなんです、そうではなくて、私は、この観光に生きる町として自然を大切にするんだという、我が町の憲章の第1条にあるように、やはり自然にも思いをはせていかなければ、失ってしまうのではないかと。

大きくは、自然環境が人間をつくっていくという側面もあるわけで、そういう点でも、あまりそれ自体を否定するだけではなくて、できても、私は心配しているのは、それがそのまま置かれてしまう、そのことが逆に、町長おっしゃるように、一つの風景になってしまつて、言わば風車が傾いたり、あるいは羽が落ちたり、さびたり、そういったふうなのはあちこちで見えてきました。

隣の市の市長さん、石井さんだつたと思いますけれども、私の市にもいっぱい風車の話が来ます。来るけれども、私は、うちの市は観光、そういうので生きている市ですから、あれ

は似合わないので、自分はちょっとそれは許可しませんねというふうに、私、直接聞いたことがあります。

また、信州の長野県の知事さん、名前ちょっと失念しましたが、以前、風車が56基建つ、山の上に建つというふうな計画があったときに、新聞記者の人たちに、知事、どうして許可しないんですか、いい話ではないですかというふうなことを言われたときに、君、信州は何かね、信州は山でしょう、その山をなくしていいのかねというような答弁をして、それを許可しなかったという経過が知られています。

確かにたくさんの風車が残されて、沖縄でも見ました、よその町にも行って見てきた、その風車が言わばさびついたり、倒れたり、そのままにされる光景が、それこそ風景になってしまって、100年たつて風景になってしまって、また風土になってしまうというのは、これは考えただけでも本当にぞっとする話ですし、言わば人心の荒涼化につながるんじゃないかというふうに思うわけです。

これからのものについては国の指針もあり、言わば供託といたしますか、撤去費を供託するような方法なのかなと思いますけれども、うちは撤去費には供託させていませんね。ですから、その辺なんかに問題あるんじゃないかと思えますけれども。国がそういうふうに決めているから、必ず守られる、守られるというふうに考えると、また町営の風車の二の舞といえますか、それになりかねない。

そこで、私は、やはり太陽光には非常に立派な条例があるわけですから、これもやっぱり早急に検討しておくべきではないかというふうに思っております。

太陽光に関しては20条にわたって、これは割と、2018年の臨時議会に提出されて、すぐに出されて決定したんですが、なかなか優れた内容だなと思っております。第7条の1項に、1,000平米までの大きさだというふうに言っております。

ちょっと考えても環境への負荷、高さが高い風力には何らの規制の条例がなくて、太陽光には1,000平米以内ですよ、それ以上は認めませんみたいな、この条例で立派な太陽光発電設備事業に関する条例というのがあるわけですが、それよりもどうしたって景観的にも、あるいは振動やら、ブレードの落下等もあった、そういう意味では、環境への負荷、周りの人たちへの影響、そういったものが懸念される風力発電に関して、同日的に条例を制定しなかった点では、ちょっとこれは配慮に欠けるという気がしますので、客観的に言って、やはり高さも高い、いろんな負荷が大きい、そういったものが全然条例化されていないで、今からというふうなのが、少し遅かったかなと思いますけれども。

にもかかわらず、今、町長が前向きに検討されるというふうなことであれば、そのものを信じたいと思いますので、今後の風力発電の事業に関しては、太陽光発電における事業と同じような設置事業に関する条例というふうなものを、他の19市町村と同様、あるいはそれ以上に先進的に、少し進んでいるなど、ここは他の市町から見ても問題点はよく把握して、やはり幾つかの経験を積んですばらしい条例だなど、模範となるような条例を目指していただきたいと思うんですが、町長、その辺でどうでしょうか、思いの丈を。よろしくどうぞ。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、先ほどの景観の話をしたときに、風車が壊れて動かなくなったのを景観というふうにイメージしているわけでは全くないので、そこは誤解をしていただきたくないなというふうに思いました。あくまでも、通常運用の中で、それが景観になじむ可能性があるよということをお話をさせていただきました。

また、自然環境を守るというのは、私も全く同じ思いで、そこについては必要な自然環境は守っていききたいということ。

あと、太陽光にしても風力発電にしても、しっかりとした対応が図れるような、図られるような体制というのは取っておくべきかなというふうに思いますので、そのあたりについては、近隣自治体のいろいろなものを参考にしながら、これから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 先ほど、どういった規制が必要かなというところは、ちょっと私もあまり読めなかったんですけども、太陽光のほうでは1,000平米で一応の制限をしている。

しかし、風力に関してはないということは、例えばこの前、東伊豆風力発電合同会社のほうには、土地をかなり広い範囲で貸しているわけですけども、これに関して条例的に何らかの制限がないのかどうか、その辺に関してはどうでしょうか。お聞かせいただけますか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 土地の貸付けについては、特に制限はございません。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 特に規制はないというお答えで、条例がないから規制がないんだと

というようなことかも知れませんが、るる言ってきたように、例えば景観の条例というのもまだまだ整備しなくちゃならないでしょうし、今のところはビジョンの段階に止まっている。

そういうこともありますし、さらに今回の新しく考えられている事業者さんには、かなりの広い土地を貸している。22年間にわたって貸しているわけですが、それで何にも規制がなければ、また、どのようにそれが拡大されたり、大きくなったりされるかも知れないというふうな懸念もあるわけです。

ですから、今ある、先ほど町長おっしゃったような土地の利用条例ですか、その2,000平米の範囲とか、そのほかのありとあらゆる現在の条例を使って、また、それでも規制がおぼつかないというか、先であればすぐにでも一定の規制を加えなければ、これは後々大きな問題になるのではないかなど。

町長おっしゃられるように、壊れた風景を別に景観というふうに言っているわけではない。美しい風車の光景というふうにするか分からないけれども、壊れてそのまま放置される、言わば風車の墓場になるみたいな、そういった光景も、放置されればそのままになりかねない。それもなじめばやっぱり一つの光景になってしまって、自然の荒廃、人心の荒廃につながるのではないかな。そういう意味では、大きく土地を貸している新しい事業に対して、何ら規制ありませんということでもいいのかなど。課長、その辺どうなんですか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今後検討されている民間の風力発電事業、町営の風車に建つ予定のものです。これは山の中で、一筆一筆が大きいので貸し付けている土地が大きくなるということであって、事業用地としてはそのほんのごく一部ということになります。

余った土地に勝手に風車をどんどん増設できるかということ、増設は事実上は、用地の関係ですとか、系統連系といって東京電力に電気を売る配電線の関係とかありまして、勝手に用地を使って風車を増設できるような状況ではございませんので、特に土地の面積による規制等は必要ないというように考えております。

以上です。

○11番（藤井廣明君） 第1問終わります。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、石丁場跡の保存と活用についてを許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、第2問についてお尋ねいたします。

石丁場跡の保存と活用について。

この町、たくさんの伊豆の石が江戸城を造るために切り出されたという、そういった史跡がございます。私もよそから来たものですから、あまり詳しいことも分からないんですが、例えばふるさと学級等々に行って、そういうものを勉強すると、そんなにすばらしいものがあると非常に驚いて、勉強が始まっているようなところでございます。

それを、土地の方はあまりにも当たり前になってしまっているんでしょうか、重要視していないのではないかという思いから、今日、質問に至りました。

1番目には、当町の築城石と石丁場をどう把握しているか、お尋ねします。

それから、2番目には、石丁場跡を文化財に指定するお考えは。

3番には、徳川家康が話題となっている中、外部発信の一大チャンスと思うんですけども、いかがでしょうかということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） この質問につきましては、教育委員会のほうから御答弁を願えればと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） 藤井議員の第2問、石丁場跡の保存と活用については、3点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず1点目ですが、町内の築城石や石丁場については、平成7年度に町の教育委員会が発刊した「東伊豆町の築城石」という冊子、この冊子になりますが、この冊子の中にまとめられております。

その中で、角石と呼ばれる加工された大きな石として一般の方が見やすい状態で保管されている箇所が11か所あります。石丁場については、見学できる状態とはなっておりませんが、比較的大規模な箇所でも9か所ほどあることは、把握しております。

次に、2点目の文化財に指定するという点についてですが、町の文化財保護審議会においても、石丁場を文化財指定するべきだという意見が出てはおりますので、状況の調査などはしております。

ただ、午前中に、楠山議員への町長の答弁の中にもあったように、町有地を含んだ箇所も

あるのですが、ほとんどが個人所有の土地です。指定をするにしても個人の許可が必要であるため、連絡を取る作業までは行っておりますが、連絡がつかない方もいらっしゃいます。

しかしながら、今後も文化財の指定を目指し、取り組んでまいる所存です。

次に、3点目、外部発信のチャンスということですが、町内に点在する大きな角石などは自由に見学できるため、旅行目的の対象となり得るのか、町の観光産業課や観光協会といった関係者と相談していきたいと存じます。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 「東伊豆の築城石」、この教育委員会が発行されている本の、私なんかは抜粋ですけれども、見させていただいて、多少勉強させていただきました。

大川の細久保とか、谷戸の入、稲取の本橋とか向山、むこうやまと読むんでしょうか、それから、愛宕山、磯脇とか等々、今、教育長が9か所とおっしゃられましたが、厳密にはもう少しあるのかも分かりませんが。

また、町の中に11か所にわたって石が点在しているんだというお答えだったかと思うんですけども、これはやはり現在ある姿がそのままであればいいんですけども、今までの例、見たり聞いたりしますと、せっかくあったものが、道路を造るんでもう割ってしまっ、埋めてしまったとか、お家を建てるんで、その土台の石の下になってしまったと、お家の下になってしまったというような話なんかを多々聞きます。

そういったことから、我が町でも文化財保護という観点からは色々研究はされているんでしょうけれども、なかなか、他市町と比べても、この伊豆石が出る辺りと比べても、ちょっと力の入れ方が少し薄いかな、小さいかなというふうな気がしております。

そこにも貼っておきましたけれども、伊豆石丁場のあちこちの石丁場を調査された、その方たちが、伊豆稲取江戸城石丁場遺跡保存会というのをつくって、いろいろ調べているようです。

こういったパンフレットなんかを、もっと皆さんに差し上げたいなんて思って発行するにしても、なかなか町のほうではやっていただけないんで、やむなく自分たちで作ったと言って、そのとき徳造丸さんが協力してくださったというような話でございました。徳造丸さんが、こういった文化的な町の遺跡保存等々に協力してくださっているというのは、誠に嬉しい限りでございます。

そういった資料があるんですけれども、この文化財保護の、例えば民間のところが多いとおっしゃられましたけれども、稲取の本林の遺跡、あそこは町有地なんですよね、ほとんどが。一部下のほうになると、民間の土地も絡んでいないことはないんですけれども、大部分が町有地だ。

しかし、その町有地は別に何の指定もなく、また、いい具合に道がずっと上まで行っていますので、放っておきますと、現在ですからユニックか何か持ってきて、いつの間にかそこにあったものがなくなっているというような事例もあつたりしますので、これはなるべくやれるところから、一直線に文化財指定というふうなのは難しいにしても、例えば石の包蔵地、この辺ではそういう文化財の包蔵地であるということの指定はできるのではないかと。

それはまた民間の方にもある程度の話合いで、包蔵地指定というだけでもさせていただきたいと。例えばそこを見学するときのルールとか、そういったものは、こうしましょう、ああしましょう、という形でつくれるのではないかなというふうに思うんで、まず、文化財指定の前に包蔵地指定というふうなものがないかどうか、ちょっと御検討いただけないかどうかお伺いします。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

今言っていた本林の石丁場の件ですけれども、実際、あその石丁場がある部分は、町の保有地、町の土地なんですけれども、そこに行くまでの土地が個人の所有で、そこに入ることができないんですよ、自由に。だもので、今、その方と連絡を取っているんですが、連絡がつかないという状況なんです。

ですので、あるところは町の所有地なんですけれども、そこにどっちから入るにしても個人の所有地なもので、なかなかうまくいっていないという状況です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは石の文化財に限らず、いろんな古い建物とか何かにも、文化財である、あるいはもっと国宝とまでは言わないまでも、重要文化財なんか指定しようとすると、やはり逆に使いにくくなったり、いろんな制約があつたりということで、所有者の方が嫌がるという事情も多々あるかなというふうに、それはよく分かります。

ただ、今おっしゃられた本林なんかは、割と自由に通行することはできるわけですね、道は通っているんで。それで、そのところが無断で行くのではなくて、ここに連絡いただけ

れば通っていいですよとか、あるいはいいですかとかいうような話合い等々の下に、その本林の遺跡そのもの、あるところはすばらしく、今、石工さんが仕事をしていたそのまま、ぱつとやめていったというような形の形態が見える、実に、何というんですか、分かりやすいといえますか、そういった歴史的な遺産だと思いますので、それはまた、ぜひ文化財指定の前に包蔵地指定くらいはできないかどうか、もう一度御検討いただきたい。

それから、そこに写真、上から2番目、右肩です、こっちから見て右に貼っておきました地図です。こういう石垣が、これはまさに何となくお城のような石垣が、稲取の町なんかを歩いていますと、特に水下から入谷なんかにかけて行きますと、本当にさもない田んぼみたいなところにも、立派な石垣がある。

これは恐らく築城石を出した後の石がその辺に、はつった後の石がいっぱい残って、それを一定の年数がたって、持ってきて積んでいいということで積んだんではないかなと思うわけですけども、本当に技術がすごくあったんだなと分かるのは、1軒の家から写真を撮らせてもらってきたんですが、これなんかは、まさに直角に角石がきちんと効いて角がきれいに出ている。こういったものはたくさんあるような町はそうそうないわけで、これは私は写真はまだまだたくさんありますけれども、1枚だけコピーして提示しました。

こういったものを、やはりこれからは町の重要な文化財だと、これはすばらしい景観だと、観光の皆さん等々にも見せるということも、私は本当に大切なことではないかなと思っております。

例えば今度は間もなく3月19日、19日にその伊豆縦貫道のトンネルの部分だけ1か所開通します。そうして、その先にまたどんどん高速道路が伊豆縦貫道ができて、その出口といえますか、入り口といえますか、それが河津の辺りになると、もう真っすぐそのまま下田のほうに行ってしまうのではないかと。そうしますと、この町の観光がさらに危うくなるという危機感を私は持っておりますので、それにはこの町の魅力を本当に高めていく、そういう意味からも、この町は何があるのかなと、こういった民間にでもこれだけの石垣がある町、これを見せてツーリングしていく、そういったことが、今まさに新しい観光の在り方として提供されるのではないかと、できるのではないかと思うわけです。

そんなこともありまして、こういう町民の中に眠っている観光資源である石の文化というふうなものを、もっともっと発掘していくと、自分たちに、町長おっしゃられるように、磨きをかけていくというようなことをされなければ、本当にこの町に降りてくれる人がいなくなってしまうというふうに思いますので、そういう意味でも、この文化財に関しては大いに

注目して、教育委員会も先導して、先頭に立って、ぜひ幾つかの懸念のところを話し合ったり、相手の方をお願いしたり等々して見せていただく努力、これを、またその前にこちらで把握するというふうなことに尽力いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） ありがとうございます。

先ほどの本林の関係で、自由に見られるに近い状態だというお話だったんですけども、実際には、道路から下る町有地に行くまでの間の細い区間も、全て個人の土地に入っています。

ですから、あそこを道路から見に行きますと、必ず個人の土地に足を踏み入れてしまうので、こちらとしては、今は見に行ってくださいとお勧めできない状況なんです。勝手に人の土地に入るところになってしまいますので、町有地の周りは全て道路までつながっていませんので、どこに行くにしても個人の土地を必ず通ってしまうということで、その方に今連絡を取りましてお願いをしていくという作業をしている最中です。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） そう言ってしまうえば身も蓋もないといいますが、さっき言ったように、何かユニック車なんかが割と近くまで来て、いつの間にかあったところの石がなくなっているというようなことがどんどん発生して、せつかくある石がなくなってしまうたり、あるいはお家を造るときにその下に埋めてしまったというような事態になりかねないわけで、そこを保護していく、それが文化財保護審議会の役割でもあり、また教育委員会の役割でもないかと思うんで。

それはおっしゃることは分かりますよ、他人の土地に入れないとかなんとかというふうな。それを、だけれども、いつまでも言っていたんでは、現状維持といいますが、ますます埋もれてしまうわけで、そのところをもう少し一段の努力で、これを日の目を見る、たくさんの方に見てもらおうということをひとつ推進していただきたいなということで、この2問を終わりたいと思います。どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 可能な限り見てもらえるようにしたいというのは、文化財保護審議会の方々の気持ちでもございますので、その指定に向けて取り組んでおります。

ですけれども、現状では、連絡がついていない方もいらっしゃいますので、勝手に通るのはいかかかなというお話をさせていただいたわけですし、決して何もしないわけではなくて、指定に向けて努力を今している最中ですよというお答えでした。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、文化財行政についてを許します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、私は、第3問に、文化財行政についてと、ただいま石の問題からさんざん文化財行政の件も聞いてきたんですが、それらとはまた別に、石以外の文化財も、町はたくさん所有しているわけで、恵まれているわけです。

そういったことに関して、例えば前にアスト会館なんかにあった時期もありますね。ですから、旧アスト会館にあった町の古い文物、そういったものが散逸するのではないかとというふうに私は心配しておりますし、心ある人は心配しているわけです。

そこで、以下について伺います。

当町に伝わる村芝居の引き幕などは、現在どこに収蔵されているか。

2番目に、文化的の価値の高い文化財や文物は、町民や観光客に公開できないか。

3番目に、児童生徒の教材として活用すべきではないのか。

よろしくをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

○町長（岩井茂樹君） この点につきましても、文化財行政ということでございますので、教育長のほうから御答弁を願えればと思います。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、藤井議員の第3問、文化財行政については、3点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、村芝居の引き幕については、今現在、役場のほうに保管しております。そのほかアスト会館に保管していたものについては、ひとまず稲取幼稚園のほうに移動をさせてあります。また、古文書などは、役場の倉庫や町立の図書館のほうに保管しております。

次に、2点目の公開という点に関してですが、町の文化財として指定されているものについては、一般の方が見るができる状態のものもありますが、一般に公開されていないものがあるのも事実です。現在は、資料館など常設で公開できる、公開している適当な場所がないため、今後、展示の必要性などを検討していければいいと考えております。

次に、教材としての活用という点ですが、小中学校の協働学習などでは、テーマを持って活動しておりますので、町の歴史や文化財などがテーマとなった際には、活用されている文化財もあります。

また、熱川小学校では、古い農機具などが校舎内に展示されており、常に見ることのできる状態にはなっています。

あと、活用という面では、毎年、小学校3年生に、町の文化財や昔話などをまとめた副読本、今この手元にあるんですが、「わがふるさと」、こういう冊子でまとめて、文化財とか昔話をまとめてあります。それを配布し、町のことを知ってもらう、そんな取組もしております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 役場にあるということなんですが、例えば今言っているのは、そこに、一番下に示した村芝居の引き幕です。それは、見た方はあるかと思えますけれども、見ない方も多いんじゃないかなと。

引き幕ですからかなり大きなもので、長さが何か10メートルくらいあるんだという、そういう大きなものですから、これはなかなか見応えがあるな。もちろん、色あせやら、多少古めかしくはなっているんでしょうけれども、それはそれとして、文化財的な価値ですから、私はいいんじゃないかなと思うんですが、一番最後にそれが使われたのは、明治3年だというふうに言われています。そのときは歌舞伎の一谷の軍記だというような書付がありますけれども、どなたが出演したとかいうような古文書等々の問題も含めて、残っています。

あれが現実には、西町の浜で引き幕として使われて上演されたんだと。それが明治3年だったそうです。それ以来、使われていないようだ。その幕に関しては、あそこの下の段のほうにちょっとあるんですが、これはああいうめでたい柄なんですけれども、あるときには、稲取と取引のあった日本橋四日市の魚河岸の店の方、魚問屋さんが16軒でこれを造って、稲取のほうに寄附してくれたんだといういきさつだそうでございます。

そういったものがやはり現実にはあるんだけど、役場にあるということで、しかしなかなか日の目を見ない。

これはどうでしょうか、教育長、年に一遍、文化祭あたりに出していただいて、町民の目に触れる、また同時に虫干しなんかも兼ねて、そういった必要性はあるのではないかと思うんですけれども、この点に関してだけちょっと1点伺っておきますが、どうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） その点に関しては、今、事務局長とも相談したんですけれども、不可能ではないと思いますので、検討事項の中に入れていきたいなというふうに思います。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 前向きな検討ありがとうございます。

私、そのほかにも、例えば幕末の三舟。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、残り時間に御注意ください。

○11番（藤井廣明君） ありがとうございます。

幕末の三舟の掛軸とか、そういったものがあったんだということなんですけど、そういったものは把握していますか、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） すみません。今ぱつと言われてもなかなか出てこないもので、自分もこの「わがふるさと」というやつを読んで勉強はしているんですが、ちょっと今出てこないもので、申し訳ありません。また後ほど回答したいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） やはりこういった輝かしい歴史のある町で、こういった先ほどの石なんかも含めまして文化財が多々眠っている。こういったものを自分たちも知る、そしてそれを子供たちにも伝えていく。そして、そのことは本当に町長おっしゃったこの町の愛、東伊豆町に対する愛になってくるのではないかと思いますので、ぜひ教材等でも取り上げたり、あるいは観光的にも生かせないかという観点で御検討いただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、藤井議員の一般質問を終結します。

この際、15時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時20分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◎発言の訂正

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

○11番（藤井廣明君） ただいまの質問中に、一語不適切な用語例があったということで、これを訂正いたしますので、よろしく申し上げます。

◇ 西塚孝男君

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員の第1問、稲取東海岸プール跡地の活用についてを許可します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 私の質問は、2問から成っておりますので、よろしく申し上げます。

1問目、稲取東海岸プール跡地の活用について。

今、熱海、下田を車で通ると、すてきな児童公園を見かける。当町では、古くて危ないという理由から遊具が撤去されたが、その後設置されていない。

そこで、次の点について伺う。

稲取東海岸プール跡地は、現在未舗装であり、また、見た目も悪い。太陽と海の光や潮の香り、波の音、船のエンジン音など、また、山を見れば、四季のランドマークが見え、大変よい所なので、児童公園を造る考えは。お願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員にお答えをいたします。

稲取東海岸プール跡地の利用についてということでありますけれども、まず、稲取東海岸プール跡地の今の使われ方とかをちょっと振り返りますと、この場所は、海岸空地として稲取漁港海岸管理者の静岡県から占用許可を受け、町が管理をしているという状況です。現在、東海汽船の運行時の駐車場とか、イベント時の駐車場として利用がされております。

また、河津桜まつりと稲取温泉の雛のつるし飾りの祭典が重なる土日については、稲取漁港周辺が大変混雑をし、駐車場の不足が深刻な状況にあるという背景もございます。特に、大型バスの駐車場として、大いに利用されている状況だとも聞いております。

一方、児童遊園は、これまでの整備に関して、町内の児童遊園の遊具について老朽化が激しく、安全面を考慮し、これまで撤去されてまいりました。児童遊園は、安全管理、環境面を考慮した形で整備をしていくことが望ましいと考えておりますが、撤去するだけでは悲しいなど、駄目だなというふうに考えておまして、何らかの形で児童が遊びを通して、健康を増進し、情操を豊かにできる空間づくりというようなもの、将来的にはやらなければいけないのかなというふうにも思っております。

今後、その検討に当たりまして、子供の安全のための隣接する道路の交通量や、風雨にさらされない場所など、環境を考慮し、児童遊園を集約した形で整備を考えたいと思います。集約をすると、幾つかあったやつを1つにある程度まとめていくというような方向だと思うんですけれども。

今後の、子育て支援の中で、公共施設の利活用を検討しながら、児童遊園にとってよりよい適切な場所、これを選定をして進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 児童公園、山のほうに造ったらいろいろ前はあったんですけれども、自分が思うのは、移住してきた人たちがやっぱり稲取の人たちと触れ合う、老人とかと、そういうところの触れ合う場所には、あそこが最適だと思うんです。

あそこにはいつも御老人たちがひなたぼっこしたり、そういうところで移住してきた人た

ちが稲取の昔の話を聞いたり、子供たちを遊ばせていて、そういう中にいい所だなと思ったんですけれども、本当にこの町は、本当に若い父兄は、小さい子供を遊ばせるところがないから、長浜のあのところに行って児童公園行ったりとか下田行ったりとか、本当に何ですか、町長が言っているように子供を安心して生み育てる町、そういう中で、ぜひそういう場所を造るというのは一番の課題ではないかなと思うんですけれども。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほども少し触れましたけれども、まさに子育て真っ最中の私としては、それは痛感をしております。

これは、一步もう少し踏み込んで考えると、例えば雨の日をどうするかとか、雨の日どこも行くところなかなか見つからないということで、私の中では、既存クロカンのところとか、スタート・ゴールの下とか、芝生広場あったり、あそこは水遊び場があったりする、ああいふところは利用しながらもうまく活用しながら、あとは室内の遊び場、雨が降っても子供が遊べるような場というのを、先ほどもお話ししたように、使われなくなった公共施設を例えば利活用していくということも踏まえながら、少し新しい取組を検討できればいいのかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長も小さい子供がいるということで、やっぱりそういう観点に立って、そしてもしそういう造るんだったら、そういう若い母親とかそういう人たちの意見、それと面倒を見ている父兄、お年寄りの、そういう人たちが行きやすい場所というのが一番だと思うんです。

なかなか高齢、子供、孫見たりという人たちは、危なくなく行けるようなところ、そういうところでやっぱり移住してきた若者と、土地の御老人とかがいい話をして、稲取の話とか、熱川の話、いろんな話を聞きながらこの町になじんでいくということが、移住してきた人たちが安心して住めるまちづくりになるのではないかなと自分は思いますから、ぜひ町長、その室内のと室外と、いいところをちゃんと考えてやってもらいたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 議員からお話のありました、いろいろな世代が交流ができるというようなこともちゃんとイメージしながら、今後検討を進めたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、生徒のための通学費補助についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 2問目の生徒のための通学費補助について。

県下で平均年収が低い町と言われている中、子供たちは、スポーツや勉強をするのに大変お金がかかるという声をよく耳にする。また、電車など定期代が家計を圧迫していると聞くと、次の点を伺う。

1、生徒の通学費への補助金をする考えは。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

生徒の通学費、これは子供たちというか、親御さんに対してもいろんな負担をかけているということだということで、それを背景に、生徒の通学費への補助を考えるということはどうかということでもあります。

生徒の通学費への補助については、財政等の状況が許せばぜひ検討したいというふうに思っております。財政の状況、少し整えたいなというふうにも思っておるんですけども。

一般論として生徒の通学費への補助は、保護者等の負担軽減という側面も、今お話ししたとおりあります。ほかにも、実は地域政策としての側面も、あるというふうに考えておまして、例えば、高校生の通学費補助を例に挙げると、中学を卒業すると、町内に希望する高校がとか、高校への通学の足がない場合に、高校入学と同時に下宿をしたり、あとは、あるいは、家族で通学に便利な場所にそのまま行ってしまったりとかいう場合があるという話を聞いたことがあります。

こうして、高校進学時に一旦地域から出ていく中学生というのは、高校を卒業し、就職もしくは大学に進学をしたとしても、なかなか地元に戻ってくることがないのではないかなという、これが人口減少というのを加速化されている一つの要因にもなっているというふうに感じております。

中学を卒業して進学する子供たちが、生まれ育った地域から目的とする高校へ自分で通うことが可能な公共交通を提供するという事は、今お話ししたように、交通政策だけではなくて、地域政策としてとてもまちづくりという意味で大変重要なことだというふうに思っ

おります。

ただし、東伊豆町においては、今後、将来の人口減を見越して、新しいまちづくり、これはある程度コンパクトにまちづくりをして、それを公共交通で結んでいくというようなことを、恐らくやっていかなければいけないという中で、加えて、現在町内では、幼稚園、小学校、中学校の在り方、それに加えて、現在、県立の高校の再編の話が湧き上がっておりまして、そのあたりの議論もされている状況であると。今後、生徒の通学費の補助を検討する際には、今お話ししたような様々な検討状況を踏まえながら、かつ、子供たち、親御さんへの負担をなるべく減らすという方向で、しっかりと検討していかなければいけないなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 高校生の伊東、下田へ行くのに、今は定期が、1期定期と言うの、1学期定期、伊東で5万7,920円、下田で3万9,800円、年間通すと15万9,000円、伊東で。下田で11万です。そのぐらいにかかっている、ほかにスポーツとかいろいろやったら、本当に親の負担というのはすごいと思うんです。

子供たちにもやっぱり夢を持たせる、行きたいところ行かせてやれる、そういう町ではなかったら、ちょっとさっき言ったように、なかなか帰ってこないではないか。といっても、もっと帰ってこないんではないかと。

それと、南伊豆では、2023年度から、高校生の通学補助金を1,200万出して決めましたよね。

そういうこともあるので、我が町もふるさと納税が伸びてきたと。そういう中で、そういう子供たちへの活用、さっきの児童公園もしかり、そういうふるさと納税の活用を見込んでいったらどうかと思うんですが、どうですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

財源としては、まさにふるさと納税の活用というのは、町の持続性を担保するという意味でふさわしいんではないかなと思うんですが、一方で、先ほど言った地域政策というか、まちづくりの観点からすると、なかなか、多分高校の通学の補助みたいな話は、高校を持っている町はなかなかあまりやっていない傾向があるのではないかなと思うんです。それは、東伊豆町においては、稲取高校というのがあってということがあると思うんです。その辺が、丁寧

に慎重に検討をするべき話なのかなとも、ちょっと思っております。

ただ、絶対無理というわけではなくて、例えば全額補助ではなくてもいけるかもしれませんし、その辺の金額的な話は、ふるさと納税である程度対応できると思うんですけれども、どこまでを対象にするかという話もあって、賀茂郡ならいいとか、ちょっとそこはいろいろ議論の余地があるんだと思うんですけれども、先ほどの様々な検討状況も踏まえながら、そのあたりもちゃんと考えてちょっと応援する体制をつくれればいいのかなというふうには思っております。

○議長（稲葉義仁君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に、いわゆる稲高があるから、稲高に行かせなきゃならないからという形の中で、あるかもしれないけれども、もっと勉強したいとか、もっといいところへ行きたいという人たちの気持ちも察しないと、子供たちがもっとよりいいところに行って、もっといい大学へ行くためにはどこへ行ったらいいのかとか、自分自身がそうやって思っているのに親に負担かけたら大変だとかそういう気持ちで、やっぱりそういう自分が目指しているところが曲がっていったらおかしいんじゃないかと。

そういうことが、やっぱりこの町を本当に若い人たちが子供を生んで育てていくのに、ああこの町でよかったと、そういうところからも、若い人たちには、この町に移住してくるという特権にもなると思うんですよ。

だから固定観念、県立高校があるからとかそういう形ではなくて、子供たちの行きたい夢をかなえられるようなまちづくり、そういう政策を町長にお願いして、私の質問はこれで終わります。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでございました。

散会 午後 3時36分

令和5年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年3月8日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

6. 7番 須佐 衛 君

- 1) 白田川橋の今後について
- 2) 企業版ふるさと納税の方向性について

7. 10番 内山 慎一 君

- 1) 重度障害児の預かり保育等について
- 2) 防犯カメラの設置について

8. 14番 山田 直志 君

- 1) 道路問題について
- 2) 義務教育での負担軽減について
- 3) 重度障害者医療費助成制度について
- 4) 高齢者福祉について

9. 2番 笠井 政明 君

- 1) 町の道路整備について
- 2) スマートフォン購入補助事業・町公式LINEアカウントについて

日程第2 発議第1号 東伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第3 議案第1号 東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第4 議案第2号 東伊豆町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日程第5 議案第3号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第4号 東伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第8 議案第6号 東伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 7 号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8 号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 9 号 東伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 10 号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 11 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 12 号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

出席議員（12名）

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	5 番	栗 原 京 子 君
6 番	西 塚 孝 男 君	7 番	須 佐 衛 君
8 番	村 木 脩 君	10 番	内 山 慎 一 君
11 番	藤 井 廣 明 君	12 番	鈴 木 勉 君
13 番	定 居 利 子 君	14 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	国 持 健 一 君	企 画 調 整 課 長	森 田 七 徳 君
税 務 課 長	木 田 尚 宏 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 尚 和 君
住 民 福 祉 課 参 事	前 田 浩 之 君	健 康 づ くり 課 長	齋 藤 和 也 君
健 康 づ くり 課 参 事	齋 藤 徳 人 君	建 設 整 備 課 長	齋 藤 匠 君
教 育 委 員 会 長 参 事 務 局 長	梅 原 巧 君	水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君

水道課技監 桑原建美君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 福岡俊裕君 書記 榊原大太君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第1回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 須 佐 衛 君

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

7番、須佐議員の第1問、白田川橋の今後についてを許します。

7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） おはようございます。

私のほうから、今日2問通告しておりますので、ご答弁のほうをよろしくお願いたしま

す。

白田川橋の今後についてということです。

昨年4月から通行止めになっている白田川橋については、周辺住民や医療・介護関係の方たちからの架け替えの声が強く、早急に架け替えに向けた準備を整える必要があると考えるが、以下の点について伺う。

1、架け替えにおける問題点は何か。

2、4つの施工案があるが、町長が考える有力な案は何か。

3、2月10日の議会全員協議会において、町長が国に少し時間が欲しいとお願いしているとの発言をされたが、それはどのようなお考えからか。

4、架け替えについての住民説明会の予定は。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員の御質問にお答えをいたします。

第1問目、白田川橋の今後については4点からの質問でありますので、一括してお答えをいたします。

白田川橋が老朽化をし今後どうするかについて、まず問題というよりは課題だと思うんですけども、架け替えの必要性及び町の負担が財政にどのような、どの程度影響があるのか等を検討をし、及び住民への説明と合意形成がなされていなかったことが課題ではないかなというふうに思っています。

町長に着任していろいろなところで話を聞いている中で、なかなか話が分からないという声を多く聞いておりますので、その辺は課題であったかなというふうに思っております。

私が町長に着任後、架け替えにかかるコスト及び工事期間等について、概略検討、それまでの何というんですかね、検討がしっかりとされていないという認識だったので、着任してすぐにどの程度の工事費と工期等がかかるかというのをチェックをするという意味で、概略検討を昨年はさせていただいたということであって、その結果、4案をお示しさせていただいたところでありますが、今後20年で人口が半減すると推測されているということ、また地域の課題をクリアするための施策の検討等、総合的に考えなければいけないのではないかなというふうにも思っております。その方針が定まり次第、状況、場合によれば整理がある程度

ついた段階で住民説明会を開催することは可能なのかなというふうに考えております。

お示した4案について、現時点で私が何かこれがいいとか悪いとかという話をするのは、予断を与えるおそれがありますので、この場で考えを述べるというのは控えさせていただければと思います。

また、住民説明会を開催するには、国及び県の考え方と町の考え方を、これすり合わせていかなければいけないということで、状況が整理することが必要だというふうに思っております。国と県と連携を取りながら進めさせていただければと思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今、町長から、総合的な検討が必要ではないかというような話があったところだと思いますけれども、当初、国・県の考え方としては、この短い距離の間に橋は4つも要らないというような考え方が回答だったと、私は記憶しております。

それが補助金が出るんだと、国・県から55%出るんだというような話を聞き及んできました。一体それがなぜそういう形になったのかという、その経緯がちょっと分からない部分があったんですけれども、予算はつく方向であるとの回答だったと。それになぜついたかという、私は1つに、地域住民の民意があったからだというふうに、私は考えています。この橋の撤去問題があって、片瀬地区、白田地区ではすぐに要望書が提出されました。署名活動もされた。このことは橋建設を進める1つの根拠ではないかというふうに私は考えておるところです。

立ち止まってその状況を注視するというのも大事だと思いますけれども、この要望や署名というものは生かされるべきであるというふうに、私は考えております。

今手元にその要望書がありますので、ちょっと朗読したいと思いますね。

時候の挨拶がありまして、これ昨年4月13日の要望でございます。片瀬区と白田区から出されておるんですね。

時候の挨拶がありまして、さて4月1日より全面通行止めとなりました町道稲取片瀬線の白田川橋につきましては、両地区区民の日常生活に多大な不便が生じております。また、この先、この橋の存在がどうなるのか、とても不安に思っております。架設後70年以上が経過し、老朽化による強度不足で安全上、支障を来すため、通行止めをするということは十分に理解するところです。しかしながら、地域を結ぶ極めて重要な橋として、戦後両地区の生活

環境、産業、文化を支え、今後も地域社会の持続的な発展のために重要な橋であるということには変わりありません。平成25年に出された貴町の橋梁長寿命化修繕計画におきましても、既に架け替えとの診断結果となっております。つきましては、早期に架け替えの事業計画に着手するとともに、通行止めの期間中に両地区の区民にはできる限り、不利益が生じることがないように御配慮いただきたく、両地区区民の署名を添えて要望いたしますということですね。

その署名なんですけれども、片瀬地区から、私が聞いたところなんですけれども、350人、白田地区から742名、合わせて1,092名の署名が集まっています。

この民意というものは、非常に私は大きいと、意味があるということで、橋建設に向けて動き出すべきだというふうに思うんですけれども、この民意について、町長、どういうふうにお考えになるのか、御答弁をお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） しっかりと検討しなければいけないというふうに思っているということであるんですけれども、民意というのは大変重要だと思っておりますが、インプットとアウトプットがあって、アウトプットが民意だとすると、インプットをどういうものをちゃんと御理解いただくかというのが、まず大変必要だと思っております。

架け替えをするというものが長寿命化計画に載っていたというのがあったと思うんですけれども、そのときと今の状況が、社会情勢とか人口動態とか、様々なものが激変をしている中で、あと20年もすると、この当町は人口半分ぐらいになるのではないかとされている中で、持続的発展と言われましたけれども、そのまちづくり自体を持続的にやるということも、もうその辺の視点が圧倒的に欠けているのではないのでしょうか。その辺をしっかりと町民にも御説明をして、その上で財政的な負担もちゃんと配慮していただいて、皆さんのお考えを聞くというのが何か必要なのかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 4つの架け替え案があるという。5つ目というのは、橋の撤去だけという案もあったと思うんです。そうすると、そういうこともやっぱり町長の頭の念頭にあるということですね。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。決めつけはやめていただきたいんですけれども、あくま

でも撤去は撤去でやらざるを得ないので、コストとして出さなければいけないので、一覧表に載っているということでもあります。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 町長、今、人口動態の話もありました。こういう話、蒸し返すのもあれですけども、町長、やっぱり町長になるときに、人口を1万5,000人、これは1つの例えというか、そういうこともあるかと思うんですけども、そうやって地域を活性化していかうということを強く訴えて、みんな期待して、私も期待しましたし。そういう中で町長になられて、20年後の動態で半減するというような話になってくると、マイナス要因ばかり念頭に置いて、先細りの議論しかないのではないかというふうに私思うんですよね。地域ではJAがなくなって、三島信金のキャッシュディスペンサーもなくなった。町と連携している戸田市の保養所が閉鎖されると、今壊していますよね。どんどん不便になって、これでは、人口が半減するどころか4分の1ぐらいに減ってしまうのではないかと、そういう危惧さえあるんです。橋がなくなってしまったら、町がどんどん住みづらくなって行って、私は、この町からどんどん人口が流出していくのではないかという懸念を持っています。

町から転出する人たちというのは、声を発しないで、そのまま転出する人は多いですよ。物を言わぬ人たちがいつの間にか消えていっているという、そういう状況になっているのではないかというふうに思うんです。そのことは、非常にその町にとっては怖いんです。私はそういうふうに思いますよ。

ここ数日、地域の人に取材というか、声を聞いているんですけども、町の考え方は逆だというふうに、みんな言っています。不便になるからみんなどんどん人がいなくなっていくんだということです。先を見過ぎて人口が減るからというような、そういうような考え方で町をこれからやっていくということは、私はどうなのかなというふうに思っています。

ここで地域の方からいろいろ声を聞いたので、そのことをちょっとお話ししたいと思うんです。スーパーにお勤めになっている方から聞きました、Aさんという方。朝歩いてくる高齢の方が減ったという声がありました。Bさん、湯ヶ岡、旧双葉幼稚園の裏手です。今あそこにハザードマップがあると思うんですけども、ハザードマップの下のほうの赤い印がついているところの付近に住んでいる方です。その方は、班の方が高齢の方ばかりで土砂災害等が発生したときに避難路が狭まると、橋が使えないと避難するときに非常に困難であるというようなことを言われた方がいました。Cさん、影響が大きい。いつも見る人を見かけな

なくなった、歩いてくる人が減ったという話がありました。介護施設の方に来ました、Dさん。橋が使えなくて非常に不便であると。子供を学校に通わせるのに、湯ヶ岡から白田のセブンイレブンまで行って、歩道を通って堀切の坂まで行かせていると。今あそこに地図があるので、左上がその橋の全景の地図になるわけですが、その下の写真です。これは、片瀬の下のバイク店の前から撮った写真になります。右側に階段があるんですけども、一応手すりについておりますけれども、急な階段で。そこに歩いて、その高齢の方であるとか子供たちが学校を通うのに使っているということです。介護施設、Eさん。車だと慣れてしまった点もあるが、すぐそこなのに大回りして行かないといけなくて不便であると。病院勤務の方にも聞きました、Fさん。セブンイレブンで事故に遭った高齢者がいて、救急搬送されたと。湯ヶ岡の方であるという話がありました。病院勤務のGさん、薬の処方先に宝薬局という薬局さんがあるんです。宝薬局さんはJ Aの道を挟んで反対側にあります。橋があればすぐに行けるのに、国道を回らないと行けなくなってしまったという声がありました。Hさん、子供を熱川小学校に通わせているが、片瀬の急傾斜地を通らなければいけないため、いつも心配でいるんだと。先ほどのそのハザードマップの上側に赤い大きく広がっている、これ片菅神社の上手というんでしょうか、そこになります。その川を挟んで反対側が熱川温泉病院になるわけなんですけれども、橋がないために、その急傾斜地の下を通る。もともとその片瀬区からここを何とかしてほしいという要望もあったかと思うんですけども、その橋を回って上の赤川橋からこうやって来なければいけないというような話が、そんなことがあったりします。自営業の方、Iさん。旧J Aと宝薬局の間の道を出て国道を右折したいが、朝や繁忙期など、例えば、桜まつりなんかも開催されて道が混んでいました。なかなか右折することができないという声がありました。その先にお寺、龍淵院さんがありますけれども、龍淵院さんのところは右折できないというようなこともありまして、今非常に道に出るのも困難であるということです。橋のたもとでカフェと宿泊をやられているJさんですけれども、開業してすぐに通行止めになったと。何も聞かされてなくて来店客も伸びないという話が、不便であるという話がありました。それから、Kさん、近所の高齢者がセブンイレブン付近で事故に遭遇したと。スーパーに買物に行くところをセブンイレブンで済ませるようになったというような声がありました。

このように、地域の方の声というのは、架け替えに向けたお願いというようなことが多く聞かれております。特に、熱川温泉病院さんが、町長に、もう本当に直訴に近いような形でもうお願いしたというような話もあったりなんかしているんですけども、その辺の声というも

のを、町長、どういうふうにお考えになるか、今ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ハザードマップ等の話がありましたし、あと学校の話もあったんですけども、今、小中一貫という話で、どこに持っていくかという議論をしていると。先ほどの繰り返しになりますけれども、状況は激変をしている中で、それをちゃんと見極めて把握をして対応しなければいけないということ。何か1万5,000人を目標に掲げたというお話もしましたけれども、それは今年の議会の中でちゃんと御説明を既にしましたけれども。あくまでも、それは減らさないという意気込みを表しただけということであり、今の私の政策の中では、なるべく減らさないということと、減ったとしても持続可能なまちづくりをするということでもあります。

須佐議員が、多分今日、この後質問されるふるさと納税の企業版の話の中でも、要件が対象プロジェクトみたいなものがございまして、その中の1つに、まちづくりとして小さな拠点とかコンパクトシティという話が入っている。時代はもうそうなっているんです。そこをちゃんと理解できないというのは、まず議員として、そこはしっかりと理解すべきで、その上で何ができるかという話をしなければいけないのではないかなというふうに思っております。

あと、お店がセブンイレブンまでになったという話とか、あとは交通事故の話もありました。この交通安全対策というのはしっかりやらなければいけないと思っています。町民の命は大変重いと思っておりますので。

ただ一方で、横断歩道がセブンイレブンの前にしっかりとあるという話と、町としてもスーパーに行くためのスロープというのを設置をさせていただいているということ。できるところは対応させていただいているという中で、どういうふうに落とすところを決めていくかというのが、まさに政治だと思っております。

あとは通行止めの情報がなかったという話については、役場としては、これは反省すべき点だと思っております。つまり、もう少ししっかりと情報を町民の皆さんにお渡しをする、広げる、伝えるという努力をしなければいけないというふうに思っておりまして、私もその反省に立って、情報公開はこれまでのやり方ではなくて、しっかりとやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) それは考え方の相違と申しますか、もしかしたら、立場の違い。

(「考え方を聞いたから問題です」の声あり)

○7番(須佐 衛君) 立場の違いというのも、もしかしたら、そういうところにあたりもするのではないかと思うんですけれどもね。

ただ、先ほど私も言いましたように、どんどん町が住みづらくなっているという現実はあると思うんですよ。それを先を見越して人口が減るからということではなくて、やはりこれを維持していかなければいけない、そのキープしていかなければいけないという、その町の活性化という観点からいって、今まであったものを撤去も念頭に置いて考えるというのは、私はどうなのかな、地域の声をもっと聞いてほしいなというつもりで言ったことでございます。

今、学校の統合の話が町長のほうからもありました。それ見ますと、昨年の12月15日に学校教育環境整備委員会から答申がありました。東伊豆の小学校、中学校の環境整備に関する答申です。それによれば、小中一貫校は町内の各所から通学距離等を考慮し、現在の熱川小学校か熱川中学校にすることが適切であるという形で答申が出されていますよね。町長、今どこにするかというのは、今後どうなるのかというような話があったんですが、答申ではそういうふうになっています。

つまり、熱川地区に学校が整備されるとすれば、この地域はまだ通うことができる地域だということですよ。片瀬や白田のほう、湯ヶ岡浜地区、そこから通うことができる地域だということです。どこまでその人口動態見たか分からないんですけれども、熱川地区は、学校が統合されればそんなに人口が減る地域だと、私は考えないんですね。逆にその増えるような施策というものをやっぱりどんどん打っていくということが大切ではないかと思うんですけれども、その辺のところをお聞きしたい、どうでしょうか。

○議長(稲葉義仁君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) 熱川と白田で、たしか合わせて10年たつと500人ぐらい減ると思います。それをしっかりと踏まえなければいけないのではないのでしょうか。

あと答申の話については、答申の提言というか、それは重く受け止めているんですけれども、それも1つの参考としながら、あとは、今状況がいろいろ激変を、学校環境とか、伊豆半島の中でもいろいろなものがいろいろ変わってきている中で、それも踏まえながら検討していくということで、これからやらなければいけないことだなというふうに思っております。

やはり人口が減るのは、もうこれはやむを得ないところもあるんですね、それは。もう全国的にもそう。ただそれをなるべく抑えたいということで、あわよくば、増やしたいという思いを持ちながらも施策を打っていくということは、まず先ほども言いましたけれども、大変重要だということと、ただ政治家なので、実際に減ったときに、いや増やすことしか考えていなかったから減ったときのこと考えていませんでしたでは、説明になりませんので、今の間からしっかりと、減ったとしても維持できるようなまちづくりということを考えなければいけない。

当然、税収とか様々な、人口が減れば、当然町の税収も減ってくるということで、使えるお金も限られてくるという中で、その限られたお金をどうやって使っていくかということもしっかりと考えなければいけないという中で、私が言っているのは別に決めつけではなくて、しっかりと一度ちょっと検討してみたらどうでしょうかという話をしているということです。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 町長、先ほどスロープを設置しているという話をされましたけれども、そのスロープというのは、その橋にある階段のことですか。ちょっとその場所、何か、町としてもスロープを設置させていただいているという話があったので。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） お店の話が出たので、お店へのアクセスということもちょっと考慮しながら、山側から行ってセブンイレブンに渡って左側に橋を渡って、その橋を渡った後に少し川沿いに下りて、そこから車椅子でも行けるようなスロープを設置したということです。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今工事しているところ。

（「終わっています」の声あり）

○7番（須佐 衛君） 終わっているね、終わっている、今、工事していましたよね。

（「ああ、後ろまで」の声あり）

○7番（須佐 衛君） 先ほど住民説明会の予定はという話もさせてもらったんですけども、昨日の楠山議員への答弁でも、状況を見極めてこうするような話をしていたと思うんですけども、それでよろしいんですかね。そのいろいろ今ある状況を町長の中で判断していきな

がら、その住民説明会をしていくと。違ったら言ってください。ちょっと私とその住民説明会のところ、聞き漏れたりしたんでね。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 昨年の12月に町長と語る会をやらせていただいたんですけども、その思いというのは、町民の皆様生の声を聞いてみたいという話と、こちらの考えをやはりちゃんと伝えることが重要だというふうに思ったので、開催をいたしました。

この白田川橋の一件についても、いろいろなお話をいろいろな方に聞くと、やはり通行止めに至るまでの経過とか、その辺の話が役場としてはしっかり説明をしているつもりであっても、なかなかそれが伝わっていなかったりとかということもあったので、それを何とか皆さんにお伝えできるようなやり方をやっていきたいなと思っています。

その中で、説明会的なもの、現状、少なくとも昨年、公費と工期については、ある程度概算が出てきましたので、こういうふうになっていますということは、どこかのタイミングで町民の皆さんにお伝えをするのは必要なのかなど。それは架け替えをする、しない以前の問題だというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 昨年12月の町長と語るまちづくり、私も片瀬、白田地区に参加させていただきましたけれども、その中でも、今後またそういう形の場を持ちましょうというような話をされていたと思います。その町長のお考えの中で開催していただけるということで。

それで、公共交通の実証実験の話も、昨日、楠山議員の議論の中で言われていたと思うんですけども、そういったこともその判断材料になっていくのかなということを思っています。つまり、そういう形でその公共交通を整備していく中で、そのその橋が要らなくてもいいんだというような、その判断も下す可能性も、そのそのところでは出てくるのかなと、私もちょっと懸念はしているんですけども、利便性が図られれば、その橋がなくてもいいという、そういう考え方もあるのでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 1つの理由で、決定は、決めるということは多分ないと思うんですけども、公共交通が充実することを懸念というふうに言われましたけれども、それは違うんじゃないでしょうか。公共交通が充実すれば、それは町民のためになるものなので、それを白田川橋のことを理由に懸念というふうに言うのは、少し方向性が違うんじゃないかなと思

っております。

昨日も少しお話ししましたけれども、町議の皆様と役場、同じ思いというのは、とにかく町民の幸せとか安心とかということのために何をやるかの話だと思っていて、白田川橋をやめるとか架けるといことが目的ではない。どうすれば、そこの住んでいる方々の少しでも、いろいろなやり方があると思うんですけども、それを総合的に判断して、どうすれば持続的で、人口が多少減ったとしても、ある程度不便がなくて、そういうまちづくりができるかという話をこれからやっていかなければいけないのかなというふうに、この議論をしながら思っているところです。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 私は、公共交通を整えることが懸念とかという、そういうことは全く言っていないですよ。その橋がなくなることという、そういうことについてのその懸念ということと言ったまでですから。

それと、1点確認させてもらいたいんですけども、NTTのケーブルがあそこの橋のところにありますよね。それもすごく大事な問題、この町のこともそうですけれども、賀茂郡全体の問題であるというふうな話もされたと思うんです。一番、そのストレートといいますかね、一番解決として、私なんか素人ですけども、考えるのは、そのままあのケーブルを生かしていくという考え方が、真っすぐ生かしていく。逆にこういうふうに動かしたり何だとかというようなことをすること自体が、ちょっと難しいのではないかな。町長も技術屋さんで、その専門家でありますからね。やっぱりあそこに橋があって、そこに同じように、そのケーブルをそのまま通すことが一番私はいんじゃないかと思えますけれども、ちょっとその技術的なことをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 私は土木屋、元土木屋だったので、土木の見地はある程度あれなんですけれども。一般論で今のお話を聞くと、普通、今実際に白田川橋、今通行止めになっている白田川橋にケーブルが通っているということですよ。それを架け替えるには、しかも継続的に切り替えをしていかなければいけないということを考えると、どこかに一度振り替えないとだめだと、私は思うんですけども、そのまま残して撤去して新しく造るとか、撤去するとかという作業は、多分あり得ないんじゃないでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) 私も、その辺のところはちょっと分からないんですよ。なので、ちょっと聞いたんです。

ということは、その辺のところはまた折々する問題になると思いますので、解決していかなければいけないというふうに思います。

いずれにしましても、私の今回の質問というのは、橋をどのような形になるのか分からないんですけども、建設していく、架け替えていくということ、その一般質問させていただきました。

質問はこれで終わりにします。

○議長(稲葉義仁君) 次に、第2問、企業版ふるさと納税の方向性についてを許します。
7番、須佐議員。

(7番 須佐 衛君登壇)

○7番(須佐 衛君) 2問目です。企業版ふるさと納税の方向性についてということです。

岩井町長就任後、ふるさと納税事業に力を入れるようになってきて実績も上がっているように思うが、これからのまちづくりを考えると、企業版ふるさと納税にもっと力を入れて、町外の企業からの寄附を呼び込む政策を考えていく必要があると思う。

そこで以下の点について伺う。

- 1、今年度の実績と来年度に向けた展望は。
- 2、公共事業に活用が考えられる企業版ふるさと納税基金を創設する考えは。
- 3、人材派遣型企業版ふるさと納税は、専門性のある人材のシェアリングを可能にするものとするが、いかがか。

以上でございます。

○議長(稲葉義仁君) 第2問の答弁を求めます。
町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 須佐議員の質問、第2問目ということでお答えをいたします。

基本的に多分、須佐議員が考えている方向性と私が考えている方向性、結構比較的近いんじゃないかなというふうにちょっと思いながらもお答えをするんですけども、今年度の実績と来年度に向けた展望はということですが、今年度の企業版ふるさと納税の実績というのは、6社から合計390万円となっております。来年度以降についても、寄附を募って

まいりたいと思います。

ただ新規開拓ではないですけれども、ふるさと納税というのは、企業がいろいろな理由で企業版の納税をされる、ふるさと納税をされるということなので、それなりの魅力のあることをやっていかなければいけないという話と、あとは、地元意識みたいなのが大変重要だという話も聞いているので、東伊豆町に関係のある企業さん、そういうところも少し念頭に置きながら、何かPR活動をやればいいのかというふうに、少し思っております。

また、企業版ふるさと納税については個人と違い、今お話ししましたけれども、返礼品のメリットはないということで、寄附を頂くためには企業理念に沿ってやることや、企業のイメージアップにつながるような事業計画が、今繰り返しになりますけれども、やっぱり町としても、しっかりとそれを持っておかなければいけないのかなというふうに思っています。なかなか一長一短にすぐに対応できるかという、対応できるところとできないところ、もしかしたらあるのかもしれないのかな、それをしっかりとやれるように頑張っていかなければいけないのかなと思っています。

2番目の公共事業に活用が考えられる企業版ふるさと納税基金を創設する考えはということですが、企業版ふるさと納税基金については、その目的が事業単位で特定のものみに限定されておりまして、さらに基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれる事業であることが必要でありまして、公共事業全般的に広く活用は、なかなかちょっとしづらい面もあるのかなというふうには思っております。

基金に積み立てるには、複数年度にわたる事業が対象となりますけれども、予定していた基金が集まらなかった場合でも、確実に実施可能で、さらに地域再生計画に記載されている事業であることが対象となることから、基金に積み立てる必要がある事業に寄附を頂けるケースがもし出た場合には、基金というのを創設は検討しなければいけないのかなというふうに思っています。

ちなみに、決算の審査の特別委員会審査報告書等において、議会からふるさと納税については、一般財源では対応できないような意欲的な事業に活用してほしいという、そんな御意見もいただいているので、そこはしっかりと、そういう御意見も踏まえながら考えていければというふうに思っております。

3番目の人材のシェアリングに絡んで、人材派遣型企業版ふるさと納税についての質問でありますけれども、人材派遣型のふるさと納税は、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材を寄附活用事業に従事する地方公共団体が職員として任用

するという制度であります。

実現には、企業が興味を持ち、人件費相当額を含む事業費を寄附していただく必要があることから、まずは該当するような事業がこの町にあるということが、少し前提条件になってくるのかなというふうに思っております。

町として該当するような事業が出てきた場合には、企業に対して人材のシェアリングという意味もありますので、働きかけを検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） この企業版ふるさと納税について、私もこれまで議会でも何度となく質問させていただいて、なかなか進まなかったものが、昨年その6社から390万円寄附があったということで、この件につきましては、橋も建設ですけれども、こちらのほうも建設的な議論がこれからしていきたいなというふうに思うんですけれども。

ちなみに、その390万というのはどういう形で活用されていったのかということを知ることができますか、お答えできますか。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 令和4年度についてふるさと納税で頂いた基金につきましては、主に北川ねこさい広場事業の整備事業に関する予算へ充当したものと、もう一つは給食用の食器がかなり傷んでおりまして、これの買換えについて寄附を使わせていただいたというような内容になっております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 本格的に企業版ふるさと納税を導入していきますと、事業に運用にはやっぱり基金が創設することが必要になってくるんじゃないかと思うんですよね。ただ、今答弁にありましたように、いろいろな形で事業に活用されているんだという。このぐらいの金額だからそういうことになるんでしょう。金額がこう増えてくればということになってくると思います。また、そういう公共事業等の活用なんかでもそういうことがあると思うんですが、今、資料でお手元にお配りしました、これ大阪の「箕面市のまち・ひと・しごと創生基金条例の制定について」という資料をお配りしているかと思っておりますので、ちょっと見ていただきたいと思います。

またここをちょっと読むような感じにはなるんですけども、「企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）制度は、市が作成し、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して企業（本社が市外に在住する法人）が寄附を行った場合、最大9割の税の軽減効果があるものです」ということで、企業にとって非常にありがたい制度であるということ、町にとっても、ウィン・ウィンが期待できる形であるということがあると思います。

最近、こういうような形でふるさと納税の基金条例を改定するんだとして、企業版も取り入れたという形のものも出てきているということで、先ほど言ったことの繰り返しになりますけれども、こういうような基金の創設というものはこれから必要になってくるのではないかなというふうに私は思うんですけども、その辺のことはいかがでしょうかということ。

ちなみに、今配付しました資料のその裏、参考ということで、企業版ふるさと納税とふるさと納税の個人版ということで、これはもちろん役場の方は重々承知でおられると思いますけれども、議員の皆さん、これ見ていただいて、どういうふうで違いがあるのかというものを確認していただければというふうに思います。

そんな中で、基金の創設ということもこれからどうなるのか、その辺のところをちょっとお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ただいま箕面市の報告をいただいて、ほかにも、明石市とかいろいろなところで同じような取組がもうされているということでもあります。

先ほども少しお話をしましたけれども、企業版のふるさと納税については、個人版と少し、個人的に違うところと思っているのは、相互理解みたいなものがしっかりと、なかなか成り立たないのかなというふうに思います。企業としてのコンセプトがあって、町としてのコンセプトがあって、それがお互いに何ですかね、理解し合える、共感できるというものがあって初めて実現をするということで、その部分をまずどうやって作り出すかというのが重要かと思っております。

初年度については、多少いろいろな知り合いの関係ということもあって、数社、貴重な企業版ふるさと納税を頂いたんですけども、その企業版、頂いたものをしっかりと継続をしながら、また新しく働きかけをやっていかなければいけないなというふうにも思っております。

基金については、非常に多年度にわたる事業に対して使えるということから、幾つか条件

はあるというふうに聞いているんですけども、その条件をクリアしながら活用していくということについては、条件が合えばですけども。それは有効ではないかなと、個人的にも思っております。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） これから寄附が増えてきてということにもなってくるでしょうし、非常にこれ画期的なことだなというふうに、まち・ひと・しごと創生事業に使えるということ、これがすごく大事なことで、うちの町も今あそこに掲示させていただきましたけれども、まち・ひと・しごと創生事業があります。

その中で様々な活用が期待されるということもあると思いますよね。この優遇措置の適用年限が令和6年度までということになっているそうです。基金を設置することで、令和7年度以降も実施する地方創生プロジェクトにも寄付金を充てることが可能になるということがあります。

そこで伺いますけれども、当町でも、先ほど言いました、東伊豆町版まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがあるということは承知しておりますけれども、そちらのほうの様々なメニューにおいて適用可能なかどうか、そういう形で企業版ふるさと納税、それ申請しなければいけないと思うんですけども。そういうことをやろうと思えば可能であるのかどうかということを、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。事務的な話になる。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 令和4年度に企業版のふるさと納税を頂いているということなんです、頂く前提として、地域再生計画というものを国へ提出して認定を受けなければいけません。ですので、ふるさと納税を頂いたということは、もう既にその認定を受けて事業を実施しているということでございます。

基金についてなんですが、基金を募ってそれを基金にためておいて、その中でどれに使うかなんということは認められていないんですよ。事前に基金を積んでおいて何に使うか考えるということは認められていないものですから、あくまでも基本は、頂いた年度にその基金は使います、例えば、複数年度、よくある例とすると、保育園を造るのに2年、3年かかります。それに対して企業が寄附をしたい、だけれども、1年では保育園はとて建設できないので、そこで初めて基金をつくるということなものですから、その基金ありきで話を考えるというのはちょっと制度上、認められていないものですから、そのところを御理解い

ただければと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 7番、須佐議員。

（7番 須佐 衛君登壇）

○7番（須佐 衛君） 今の説明で理解しました。

このふるさと納税ですけれども、地域公共交通の観点からも、あるいはその社会資本整備総合計画、総合事業であるとか、いろいろな形でのその補助金等々の組合せも可能であるということで、今後また期待していきたいなというふうに思います。

人材派遣型につきましては、町長もその人材のシェアリング、以前の私の質問をした部分に対して共感いただいているとは思いますが、これからやっぱりどうやって人をいろいろな形で多方面に多様性のある人材を活用していくかということは課題であるというふうに思っているんですけれども。

この人材派遣型というのは、言ってみれば、ちょっと広い、もう少し大きなといいますか、そういう話にもなってくるかと思しますので、今後のその、そういうこともあるんだということの認識と、やっぱり課題なのかなというふうに考えます。

いずれにしても、今、地方創生に関する交付金というのはかなり確保されています。企業の寄附によってまちづくりが進められているという仕組みもできつつあるということで、ぜひまた次年度以降、企業版ふるさと納税のほうも力を入れていっていただいて、そういったことはちょっと要望というのもあるんですけれども、そういうことで私の質問を終わらせていただきますけれども、一言、また最後に何か、その企業版ふるさと納税の点。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 冒頭からいろいろな変化が起こっているという話の中で、国と地方自治体の関係も少し変わってきているのかなというふうに思っています。交付措置とかそういうもので税金の再分配みたいなのを今までも行ってきたんですけれども、それじゃなかなか賄え切れなくなってきた中で、それぞれの自治体が自分たちである程度稼ぐというか、そういう意識を持ってやらないと、なかなかこれからは厳しい時代になってくるのではないかなというふうに思っています。

その中で企業版ふるさと納税をはじめ、ふるさと納税という制度自体が、努力次第で、ある程度成果が出てくるということを考えると、これからはしっかりと取り組むべき、課題は幾つかあるとは言われておりますけれども、当町にとっては大変重要な施策の一つだという

ふうと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 以上で須佐議員の一般質問を終結します。

この際、10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員の第1問、重度障害児の預かり保育等についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私は、今日は2問通告してありますけれども、一問一答でよろしくお願いたします。

まず、重度障害児の預かり保育等について。

町内では、園児の預かり保育や小学生の放課後児童クラブなどがあり、また、軽度の発達障害児等の特別支援教育は小中学校で行われているが、重度障害者の施設や預かり保育等はない。そこで以下について伺う。

（1）ベビーファースト運動の延長で、子育て支援の拠点施設を考えるのであれば、重度障害者の預かり保育施設を併設することができないのかどうかを伺います。

よろしくお願いたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 内山議員の問い、第1番目の問いにお答えいたします。

重度障害児の預かり保育ということについてでありますけれども、重度障害児の預かり保育においては、重度障害児というのがどの程度の障害かというところが大変重要になってくると思うんですけれども、恐らく専門的な知識とか、専門的に何か対応しなければいけなかったり、または専用の施設、重度障害児が負担がなく対応できるような専用の施設整備が求められるということがあるのではないかなと思います。

こんなことを考えると、1つの町に1か所設置をしていくというのはなかなか難しい。それは整備の問題で、あとは多分、それを対応する方もそれなりのスキルとか専門性を求められるということもあるので、なかなか1つの町に1か所というのは、現状難しい状況にあるのかなというふうに少し思っております。

今後、町内に在住する児童のうち、対象となる児童がこれ重度障害児の子供たちがどういふふうに変動していくか、数がですね。そういうのが不明確でありまして、これまでの状況から見ると、対象児が場合によれば当町に少なくなる、もしくはいなくなるという可能性もあるということで、継続的な安定した対応ということを考えると、町内に施設を整備するのではなくて、伊豆の国、伊豆下田分校がある下田市の2施設が、特にこの重度障害児の預かり保育の拠点になるのがいいのではないかなというふうに考えています。

しかしながら、保護者の方の負担というのを少し考えると、保護者による児童の通学のため下田市へ送迎をしなければいけないということが、この間ちょっと保護者の方とも少しお話をしたんですけれども、あるという中で、保護者の負担はかなりやっばり大きいのかなという話の中で、町としましては、保護者の負担軽減を少しでもできたらいいなという中で、例えば、東伊豆町への通学バスの運行を、これ県が所管しておりますので、県に対して少しそういう話を要望していきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長が言われるように、私もこれは県の事業でなかなか下田分校へ行くにも、我々のところから通学バスないわけですよ。それで、当初は、その通学バスを出していただきたいというようなことの話の下の中で、出発したわけですが、そういう点で今、町長のほうから、通学、親御さんの負担が大変だから、通学バスのことを町がたとえ出すことが無理であっても、私もそうですけれども、県のほうへ通学バスを要請してほしい、そういうことを第一に今日はお話をしようと思ったわけですが、それが町長、今答弁の中で話ししていただけたものですから、十分安心しました。

本当に西伊豆3町のほうから通学バスが出ていまして、その中でやっていくんですけども、うちの町は何か遠距離の関係のことと、定時な鉄道が通っているからだめのような話があったというようなことで、ちょっとそれもおかしいな。町が出せるものであればということですけども、県の事業ですから、まず、町が県のほうに要請して、通学バスを運行してできないかどうかということについてお聞きしようと思ったんですけども、町長から今力強いものがあったものですから、それについては十分御理解をいたしました。

それで、町長のほうから実際に1つの障害の程度があります。本当に身体の重度の障害、あるいは知的な障害ですか、それから精神的なものだとか、そういうものがあって、その程度も一概にどうのこうのと言えない部分があるんですね。本当に1件1件の皆さんのところに訪ねて行って、できれば町としても掌握していただいて、今後、町長がベビーファースト運動の中で、延長で、子育て支援のセンターを造るといふか、そういうものを考えていく中では、当然一時預かりや預かり保育というようなことがあると思うものですから、その中に、そういう重度の子供さん方の施設を併設することができないかどうかということをお伺いしたいわけですけども、それもなかなか今の専門的なものだとかそういうもので、1か所できないということの町長のほうのお話もあったわけですけども、でき得れば、まずは全部の機能は、みんな程度が違いますから、専門的な知識のあるその先生方とか、あるいは機能といふかね、そういう何といふか酸素の機能だとか、そういうことも、いろいろなことがあります。そういう中で、一概にできるとは思いませんけれども、できれば取っかかりのような形のもの、まず子育てセンターを造ったときには、取っかかりとしてそういうものをお願いすることができないのかなというようなことを、改めてお伺いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

気持ち的には、当町にいる重度障害児の子供たちが、当町である程度対応できるようになるのは理想としてはいいのかなと思うんですけども。重度障害を持っているということで、何かあったときの対応を考えると、その理想というよりは、子供たちのことを考えたときは、先ほどお話ししたように、下田市にある施設にいろいろな人的な技術とか施設の中身とか、あとは経験値というのものもあるのかもしれませんが、そういうところが整っているところで対応したほうがよりいいのかなという印象を、今のところは持っております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 結論的な形で今、町長のほうから言われたことも、私、十分理解をいたします。

そういう中で、うちの町だと、伊東のほうと、それから今の伊豆の国市でやっている県の事業で下田分校ということが、そこに通っている子供さんたちがほぼなんですね。そういう点で、最終的には事故の対応だとかそういうことがあるということの中で、町のほうでその中に子供施設を造ったときに併設するということは、なかなか無理だよということであります。そういうことであれば、元に戻りますけれども、町長言われたように、本当に通学、子供さんが今は何か早い時間だと、つくし学園さんへ行って、それから分校の8時半の始まりの中で1回、つくし学園さんの送迎バスで行って、それからまたお迎えをすとかということになると思うんですよ。そうすると、子供さんが2回も移動するような格好になるもので、でき得れば、そういうことは全部除けますから、そのまま直接町のほうで県のほうに要請して、ここからバスの運行もしていただくような格好をしていただければ、一番ベターだと思うものですから、ぜひそういう形のことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 県のほうに要望のほうをさせていただければと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、防犯カメラの設置についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 先ほどの関係はありがとうございました。

それでは、第2問目の防犯カメラの設置についてをお願いいたします。

近年、全国各地で幼い子供を狙った犯罪や通り魔的な犯罪、組織的に金品を強奪する事件が多発している。また、交通事故なども日常的に起きている。防犯カメラの設置は犯罪の検挙率の向上や抑止力の強化につながっている。そこで以下について伺います。

1、当町の公共施設等に防犯カメラを設置する考えは。

2、事務所や留守宅への窃盗事件の防止の観点から、防犯カメラの設置を推進する考えは。

3、県警で独自に開発した防災アプリ「どこでもポリス」の運用は開始された。携帯の画面上に地域で発生した事故や犯罪情報を瞬時に知らせ、防犯ブザーや110番への通報機能がある。個人の防犯対策として、町民に普及を推奨する考えはありますか。

よろしくお願ひします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 第2問について御答弁をいたします。

公共施設等に防犯カメラを設置する考えはということでありますけれども、先月、役場庁舎4か所への防犯カメラの設置は終了したところであります。そのほか、熱川支所、図書館、幼稚園、小学校には、既に設置済みでございます。また、防犯カメラの設置されていない中学校、保健福祉センター、町立体育センターなどについても、警備会社への通報装置を設置済みであるということでございます。

防犯上の観点から、具体的にどの公共施設に防犯カメラを設置しているのかの答弁については、少しリスクがあるということでも控えさせていただきますけれども、必要性のある施設への設置は既に進めております。また、防犯カメラを設置していない施設についても、警備会社への通報装置は設置済みということでございます。

2番目ですけれども、事務所や留守宅への民間、公共ではないところについての防犯カメラの設置いかんということではありますが、最近凶悪な強盗事件が頻発をしていることは承知をしております。

議員が質問された事務所や留守宅への窃盗事件の防止の観点から、防犯カメラの設置を推進する考えはということでありますけれども、カメラの設置により、ある程度の抑止力につながると思いますけれども、ただ、プライバシーの観点というのが、どうしても民間のところだと生じてしまいます。そのプライバシーの観点からむやみやたらに防犯カメラを設置するというのは、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

下田警察署から管内の犯罪等の状況と防止対策について説明をいただいた際にも、施錠について意識が薄い地域ということで、窃盗、侵入、空き巣や忍び込みの7割から8割は、鍵をしていないというのが理由だというふうに伺っております。

また、泥棒の多くは侵入に5分以上かかると諦めると言われておりまして、玄関や窓に必ず鍵をかけ、防犯を強化することにより、未然にその犯罪を防ぐことになるのではないかなと考えております。ちなみに、東伊豆町での令和4年1月から12月までの窃盗事件については、万引き、置き引きが25件、窃盗、侵入が2件とのことであります。

3番目ではありますが、防犯アプリについてであります。

県警で独自に開発した防犯アプリ「どこでもポリス」の個人の防犯対策として、町民に普及を推奨する考えはとのことではありますが、このアプリを確認したところ、子供、女性に対

する不審者情報、身近な犯罪発生情報、特殊詐欺関連情報、交通事故発生情報が地図表示される機能を持っていることで、対策ができることや、防犯ブザー、痴漢対策の機能を備えていることなどから、これ、大変有用なアプリではないかなというふうに思っております。

町のホームページにリンクを張るなどをして、町民にも呼びかけを検討してまいりたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） そうですね。公共施設に防犯カメラということについては、私も前に子供さんの小学校等の不審者とかそういうときに、おつけになったらどうかということ言っていて、実際に今お聞きしたところは、小学校にも中学校にも、それから、役場の施設、役場のほうにも、それとあとは熱川支所と、それから福祉センター等にもカメラが設置されたということで、その点については、公のところに見える方がそういう事故に遭うことを防げるということについては、十分配慮していただいているなと思います。

それで本当に実際にテレビで今報道しているような、本当に凶悪のような事件が起こって、実際に私どもの町のいろいろな地区へ行っても、先ほど町長言ったように、鍵がかかっていない家が、それこそ半分ぐらいあるでしょうかね。実際に私は東区にいますけれども、東のほうでも、昔から鍵をかけるような習慣がないというか、それから入谷・水下等についても、相当のお宅が、個人宅は鍵、施錠されていないというか、そういうことがあるから、町長言われるように、防犯カメラをつける以前に、鍵の施錠だとか、自分の家をそういう窃盗だとかそういうものから、こそ泥から守るためのことは、まず施錠が始めなのかなというようなことを、今改めて思いましたけれども。

そういう中でも、今、公共施設もそうですけれども、主な道路等と、それからあと大きなお店のところあたりには、多分郵便局だとか、あるいは量販店だとか、かなり大きいお店のところについては、防犯カメラがついて、何か道路上だとかで、どこかで窃盗が起きたときに、強盗事件が起きたときに、その防犯カメラで犯人を検挙されるような形が出てくるのかなということを見ると、今、個人宅にも無理にプライバシーのことも考えると、警察のほうでも、県警のほうからでも、そういうふうなことの知らせがあるということであれば、これを町がまたどうしても防犯カメラを各自でつけなさいということはなかなか言いにくい点があると思いますけれども、実際にあちこちでいろいろな事件が起きているもので、私はやっぱりこの町は防犯カメラとかそういうものが個人宅に設置されて、もし泥棒だとか窃盗

に入れませんよというようなことが、逆に全国的に行き渡る形のようなことを考えてみたらどうかということの中で、この防犯カメラについては考えたんですけども、実情、今おっしゃるようなことがあれば、まず鍵の、逆に警察のほうと一緒に、鍵の施錠ですかね、そういうことをむしろ町が率先して働きかけをしてもらうことの中で変えていったらどうかということの考え方でいったらどうかと思います。それについてはどうでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、公共施設については、しかるべきところに防犯カメラは設置をする、もしくはそれに関係するような通報装置ですね、というのを設置をしていくということと、あと今回、先日、ちょっとそういう時間、案件が、たしか埼玉でしたっけ、発生したかと思えますけれども。カメラだけではなくて防犯用具というようなものも、入ったときの対応ということも、少し確認をして、必要などころには配備するような方向で少し検討をしたいなというふうに思っております。

あと個人の住宅等についてでありますけれども、鍵をかけないのは不用心なんですけれども、逆に言うと、それだけお互いに信頼関係があつていい町だということなのかもしれないので、以前、お話を聞いたことがあるんですけども、地域のコミュニティーがしっかりしているところは犯罪がやっぱり少ないという話もありましたので、直接的な犯罪対策というよりは、地域政策みたいな話になりますけれども、それぞれの地区が、人間関係がお互いに意思疎通が図れるようなふうになれるように、維持ができるような政策というの、幅広く考えていければというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） ぜひ公共施設のその防犯の用具だとかそういうものを完備してもらうことも大事だと思いますので、ぜひお願いします。

それから、本当に実際に留守宅でなくても、個人宅には人がいても、窃盗するというのは実際に入って、2階に住んでいれば1階のところを荒らすとか、逆に1階にいれば2階荒らすような、そういうふうなことがあるもので、本当に鍵の施錠というようなことが、まずそのコミュニティーもいいんだけど、犯罪に遭ったらたまらないもので、そういうことを町がまた処理してもらうようなことでお願いします。

最後の県警のアプリの関係ですけれども、実際に町長言われるように、ぜひこれは町も実

際にみんな今、老人の方も含めてアプリ、スマホを持っているもので、そういうことの中で、町からそういうおっしゃられる中でやっていただければ、十分個人個人の、個人宅だとか事業所というようなことを別にしても、個人の犯罪に巻き込まれることが少なくなる、その防犯の役割をしているもので、そういうことを含めて、町のほうからすぐにでもこれとは思いますから、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 以上で内山議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、道路問題についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） まず、第1問、道路問題について質問いたします。

令和4年第4回定例会の楠山議員の一般質問の中で、道路整備について、農林事務所が調査を行っている河津町田中地区の事業について、町長からも引き続き連携を図りながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。そこで2点伺っておきます。

町としてどういう要望等を持っているのか、具体的にどういう連携を図るのか、この点答えをお伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 山田議員の質問にお答えをいたします。

2点からの質問でございましたので、一括して御答弁申し上げます。

河津町田中地区の道路整備事業につきましては、現在、賀茂農林事務所が調査を行っておりまして、今後、適用可能事業を検討していくという状況でございます。

当町と河津町を結ぶ幹線道路は、現状のところ国道135号線しかなく、土砂災害等で国道が通行止めになった場合には、住民や、そればかりか、観光客の避難及び緊急物資の輸送などに大きな支障があるというふうに懸念をしているところであります。

当町といたしましては、国道135号の代替道路として、また伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路としての活用に、大きく貢献するものと考えております。

事業用地が河津町内ではありますけれども、今後、事業が進む際には、経済効果の算定及び道路の必要性を盛り込んだ事業計画の策定等が想定されますので、賀茂農林事務所及び河津町と情報を共有をさせていただいて、必要なデータの提供や予算確保の要望等、事業が速やかに実施されるように連携を図っていききたいと考えております。

○議長(稲葉義仁君) 14番、山田議員。

(14番 山田直志君登壇)

○14番(山田直志君) 昔の話を実はさせていただきます。

昔、この河津町田中から稲取にあるワイン工場、または冷風貯蔵庫までの間、この間に農免農道を整備するというのがありました、40年ぐらい前の話になります。これは、この道路を使って、当時は伊豆東農協の時代で、この道路を使うことによってワイン工場へのミカン、また冷風へのミカンの貯蔵であり、また河津町には農協の加工センター等があるということで、こういう道路を整備することによって、それぞれの工場での稼働を高めるというような農協の考えも反映して、河津町との間の連結の道路というものが整備をされました、計画されました。

現実的に言うと、見高エリアから稲取エリアまでは農免農道として整備をされましたが、その後、制度が変わって県の基幹農道というような形で、今、稲取エリアから冷風貯蔵庫へ行くと。また、本来は、河津町田中から見高エリアへの路線が整備されるという段階でしたけれども、河津町からの要請によって、河津町の見高から河津町長野へと、現在の道が整備されたという経過があります。これは、当時はそういう農業がまだこの伊豆東農協管内は非

常に盛んでしたので、そこを横に連結するためにも、この道路が非常に重要であったということだと思います。

ただ同時に、こういう道路計画があったということもあって、我々の判断の中で言えば、例えば、このダイオキシン対策が問題になったときに、河津町ではごみ焼却場の適地もない中で、東伊豆町と一緒に今のエコセンターを整備するというようなことでの共同歩調というのもやっぱり取ってきたというのが、この間の経過です。

同時に、河津町では当時この計画の変更も要望してきたのが、元の櫻井町長さんでしたけれども、櫻井町長も、この道路が今の基幹農道が東伊豆の中で整備をされた暁には、今後、河津町での整備が絶対やらなければならないと、約束をたがえることなくやるんだということ、ずっと議会でも強調していました。私も2回ほど聞きました。その後の引き継いだ相馬町長も、そういう姿勢で取り組んでおりました。

しかし、これは40年前の計画があったということであり、当時の伊豆東農協もなくなり、太陽農協もなくなったという中なんですけれども、今回、農林事務所がこういう計画をしてくれているというのは、大変ありがたいということだと思いますし。

町長、ちょっと言われたことで言うと、河津町との関係で言うと、一番やっぱり前、太田町長のときも質問したんですけれども、135号線の津波による影響と、あと今井浜と河津町の間にあるトンネルが非常に脆弱なトンネルで、地盤が悪いということもありますね。実際、河津町の笹原から今井浜に来るという道もあります。これもあるにはあるんです。ただ、この田中の行く道を含めて、全て土砂災害等では崖崩れ等が起きる危険地域にあるということとは間違いのないという状況です。これは前も質問したので、今日はちょっと河津町の防災マップ持ってきませんでしたけれども、現状としては、とにかく災害時においてやっぱり有効な道路というのがないのが実情だと思います。

今、町長が前向きに取り組んでいくというような姿勢の答弁いただいたんですけれども、まさにこれは伊豆縦貫道のいわゆる肋骨道路というような位置づけになっていく道路になるのではないかなというふうに、私は考えるんですよ。

それと、ここの今あるのはこの見高入谷から隠了寺を通過して田中へ抜けるという、この道があるんですけれども、この間、ちょっと農林事務所や河津の関係者、担当者の方、いろいろお話聞いたんですけれども、一番ネックになっているのは、やっぱり工事費の問題になるという、経済効果も含めて工事費問題だということなんですよね。そうすると、現状で言うと、見高入谷温泉のほうから隠了寺のほうを通過して田中に抜けるというよりは、道路構造と

すると、今ある見高入谷温泉から長野に下る真ん中辺から、このわんこの宿のほうへ行き、田中へ抜けるというようなものが一番現実的ではないかというような話も伺ってきました。

そうしますと、町長も、この間答弁していたように、非常にこの道の重要性というのが、町にとって増してくるのではないかなというふうに思っています。それと同時に、今月に開通するこの河津七滝インターの問題もやっぱり非常に深刻な問題で、先日の河津の議会の皆さんとの交流会があったんですけれども、河津の議員の皆さんも、このインターチェンジができたことで、非常に、インターチェンジができるということで最初は喜んでいたんですけれども、最近というか、この間お会いしたときの感じでは、この道路、インターチェンジができていく、この姿を見て、非常にやっぱり心配をしているという状況を感じました。まして、この後は、現状あるような、資料にも出しましたけれども、414号から脇に流れるのではなくて、完全に天城峠のほうを南方に迂回をしてトンネルで河津町大鍋の地区へ出て、それからもう真っすぐと下田のほうへ向かっていくということで、相当の意思がなければ、河津やこの東伊豆に来るといふ、この七滝インターでお客さんが下りるといふ流れは生まれてこないですよ。そういう面で見ると、私は道路整備もそうだけれども、将来的には町長も言われるように、まちづくりの観点からも、河津町とやっぱり本当に連携していくと、肋骨道路として整備をしていくというのについては、両町で何らかの組織的なものも含めて立上げをするというようなことも必要になるのではないかなと。ましてや、この地域が河津町のエリアですから、東伊豆町の看板や関係案内情報を出すについても、町独自では単独ではやっぱりできないわけですから、お互いやっぱり協力する枠組みというのが、今後必要になるのではないかなというふうな考えを持っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

河津町との連携の必要性というお話、最後のところだと思うんですけれども、先般も実は台湾のほうにトップセールスというか、この地域の観光の売り込みに行っていました。そのときも、河津町の町長と2人で、あとは担当課も同行させていただいて行って来たということで、それもそういう取組の1つではないかなというふうに考えております。

河津町と東伊豆町というのは、ごみの問題もそうですけれども、もう切っても切り離せないような関係であって、特に観光の面でいうと、河津桜というのがあって東伊豆町の雛のつるし飾り等があって、あとは宿泊が東伊豆に比較的多くあるという関係性もあったり、お互いにウィン・ウィンになれるような取組というのをこれからやっていかなければいけないと

いうふうに思っておりますので、場合によれば、河津町との連携をさらに深めるための何か
そういう協力体制みたいのも、立ち上げる必要があるのかもしれませんが。その辺はしっかりと
検討していきたいと思えます。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） あと、町長、やっぱりすごく感じるのは、東伊豆の観光というのは、
伊豆急線が通ったり国道135号線ができたという一定のアクセスの良さで、伊豆半島の中
でも今まで観光というのも支えられてきたと思うんですよ。

でも、今度の縦貫道が本格的にできてくると、県なんかもそうですけれども、いろいろな
災害や物流の中心というのがどうしても縦貫道になっていくというふうには聞いていますし、
そうしますと、我々、今までどちらかという、日の当たる交通アクセスのいいという条件
の中で観光も商売をしてきたんだけれども、これからは、逆に交通アクセスにおいて、若干
のハンディーもある中でお客さんをお呼びしなければならないという、こういうやっぱり状
況になってくるのかなと、このこともやっぱり縦貫道の今まで縦貫道ができることでお客さ
んがいっぱい流れてくるんじゃないかというふうに思っていた人もいると思うんですけれど
も、実際、河津でもこういうふうに道路の形ができてきますと、それはもしかしたらこのま
まの道路では、このままでは、下田や南伊豆のほうに行く人が増えるかもしれないけれども、
河津や東伊豆のほうに来るお客さんにとってみると、逆にこれは減るのかもしれないという
ようなことをやっぱり感じざるを得ないことだと思うので、これは今後の、町長言われてい
る観光の磨き上げもそうなんですけれども、昨日もそういう視点からの質問もあったかと思
いますけれども、本当にこれは町の観光や経済を、ある面、大きく見直さなければならない
大きな要因になるんじゃないかなというふうなふうに、私は感じております。そういう点も、
ぜひ町長、今後、この道路自身は一緒になって早くに整備をしていくことが必要ですけれど
も、ハード面だけではなくてソフト面でも配慮した取組を、両町ではやっていく必要がある
かなと思っておりますので、よろしく、その点お願いをしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に第2問、義務教育での負担軽減についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 義務教育での負担軽減について。

義務教育での負担軽減の視点から、2つの点についてお伺いします。

1点目は、先の定例会で質問した学校給食の無償化の問題ですけれども、1月4日の記者会見で、県知事は、学校給食をなるべく無償に近い形で提供できるシステムをつくることができないうか、前に進めたいという考えを持っているというふうに述べました。そういう点で、この間も町長との質問の中でも、やっぱり安定した財源という問題が課題になったかというふうに思っております。そういう点で言うと、県知事がこういうふうに発言されたということは、とても重要だなというふうに考えておきまして、ぜひ町長会をはじめとして県知事に、この点を働きかけていただきたいというふうに考えておきますが、いかがでしょうかということことです。

2つ目に、就学援助の取組についてお伺いをいたします。

学校教育法に基づいて就学援助というものに取り組みられているわけですけれども、町の現在の対象者は、所得どれぐらいの世帯か。援助にする内容について、また告知の方法、支給方法、また現在の受給者数と児童生徒での比率、割合について、現状についてお聞かせをいただきたいと思っております。

よろしくお祈いします。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問目の答弁をさせていただきます。

まず、県知事の記者会見で言及をされたということについてでありますけれども、県の担当課は、恐らく教育委員会の健康体育課というところが担当課になると思っておりますけれども、少し確認をさせていただいたんですけれども、現在のところ、具体的な検討をしているわけではないということが1つ、県教委としては、無償化実施の考えは今のところあまり考えていることもないというようなニュアンスのお答えをいただきました。県知事から、その後の具体的な指示も特に今のところはないというお話であります。

参考までに無償化実施によります予算規模というのは、全県で言うと大体150億円ということで、この辺が、多分なかなか難しいハードルになっているのかもしれない。とは言いながらも、県の担当課が検討していないということではありますけれども、知事に対して学校給食の無償化ということについて、多分、年に数回は直接お会いする機会がございますので、その辺は地域の実情もお話をしながら、ぜひ働きかけをする機会があればというふうに思っております。

それと2番目でありますけれども、就学援助の取組についてということで、これは事実関係の確認ということでございますが、まず就学援助の対象者であります、おおよそ生活保護の対象となる基準所得の1.5倍以下となります。金額的には、例えば両親と子供1人世帯で260万円未満の所得ですと、対象となります。援助の内容は、学用品と通学用品、給食費ですが、そのほか新入学用品、修学旅行費なども援助対象となります。

告知方法であります、小学校の入学説明会での案内や、町のホームページにて案内を流しているところであります。

支給方法は、学校からの請求に基づき、各学期末に学校の口座に振込をし、学校から対象の家庭に渡しているという現状です。

現在の受給者数は8世帯、12名、内訳は小学校6世帯、7人、中学校が5世帯、5人、また児童生徒比率は小学校が2.1%、中学校が2.7%となっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長言われるとおりで、これ資料3でお渡ししてあると思うんですけども、記者会見のそのところを割愛した資料ですけども、知事も教育委員会に諮っていませんけれどもというふうな前振りをしています。と同時に、医療の無料化は市長と協力できましたというようなことで、ある面、自分で回答をやって、ちょっとパフォーマンス的なところもあるのかなというふうに見受けられるんですけども、ただ県知事の頭の中には、その医療費の助成制度みたいな形で、市町と協力してそういうものもやれたらなというような思いがあるのが1つだろうと思いますし、もう一つの恐らく県知事のパフォーマンスで言えば、もし県がこれをやるということになると、全国で初めてなんですよね。というような、この間のベビーファースト運動でもないんですけども、県知事も全国に先駆けてやったというような、こういうパフォーマンスも取りたいというようなものもないわけではないんじゃないかと。移住というような面で非常に人気のある静岡県ということの中で、そういう情報発信をしたいというような、何となく思いも感じるというところでありまして、ぜひこの点は、そうはいつでも、まだ具体化していないということですけども、そういう思いがあるならば、ぜひその思いを形にさせていただきたいというふうに考えます。

2つ目の就学援助の問題なんですけれども、全国的にどうか、いろいろ三位一体の改革で本来の国の補助段階から外されたり、町の財政需要額から削れるとかという問題も過去あ

るんですけれども、ただ全国的には、文科省の統計では、平均して全国では15%の子供が就学援助を受けているという状況です。約130万人、7人に1人の子供が就学援助を受けているというのが、日本全体の状況なんですよね。そのうちの町が逆にこの2%台だというのは、どこに問題があるのかなということですが、文科省の就学援助の取組をまとめた資料を見ると、幾つかのところも参考にしてみますと、やっぱり取組内容がちょっと弱い。

これはその資料の4でお示しをしていますけれども、学校教育法第19条において「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」ということで、与えることができるじゃないんですね。与えなければならないという、あるいは義務条項的な文面のある事項なんですよ。

なぜそうなのかというと、これを文科省の統計から見ると、やっぱりうちの町のやつは、先ほど町長が答弁したようなホームページではやっている。だけれども、ホームページを見ても、自分が対象になるかどうか分からないですよね。いわゆる所得の問題もあるし、子供が1人なのか2人なのかという問題もあるし。ちゃんと就学援助の要綱を見れば、住民税非課税世帯だとか、いろいろな要件出てくるんですけれども、ホームページを見ても、こういう制度がありますということは分からないですよ。金額も分からなきゃ、そういう具体的な事件書いてないから。これじゃ、該当になる方がいらっしやっても、申し出るということがなかなかできないのかなということが1つあります。これは改善点だと思います。

2つ目に、町長言われたように、対応として入学時に案内していますということは同じようにあって、どこもやっているんです。ただほかのところは、文科省の調査で見ると、周知の内容について言うと、毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配付するというようなところが、全国的に見ると87.6%なんです。だから、その対象者が対象者ではないかということが分からなくて、まず申請をされていない方がたくさんいるんじゃないかなということと、やっぱり入学時だけしかそういうことが伝わってこないのではなくて、やっぱりせめて全国的には、もう8割から9割になる市町村では、毎年進学時にも再度そういう案内をしているというようなことですから、この辺の取組は、私は改善が必要なんではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、ありがとうございます。

就学支援をはじめ、子供たちに対するいろいろな支え方というのが、特に来年度というか、ここ最近ですね、国のほうもそういう大きな動きができてくるという中で、今までとは違う

感覚でやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

ちょっと前後しますけれども、先ほど議員御指摘いただいた給食費の話についても、世の中の流れは、無償化に結構少しずつですけれども動いてきているというのは、恐らく少子化ということが背景にあって、何とかそれを食い止めなければいけないという話とか、あとはもうやっぱり子供というのはそこは一番大事なベーシカルなところだということによっていろいろな施策が出てきているというふうに感じております。

そんなことを考えますと、今お話に出ました様々な就学支援の仕方等がございますので、告知の仕方、これをもう少し濃度を濃くというか、伝えやすいような工夫をするというのは重要だと思いますので、そこは担当課と検討をしてやっていきたいというふうに思いますし、そもそもどういふふうなやり方がいいかというのを、一度全体的に考えてもいいのかなとは少し考えておりますので、またそのときは御指導のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長が今言われた点で言うと、給食費の問題というのは、町長も昨日もちょっと触れたかと思うんですけれども、やっぱり公立の学校に通う、例えば、小学校の場合だと、文科省で見ると、大体年間10万4,000円ぐらいかかりますよねと、そういう中で、大体その給食費が占める割合というのが大体30%を超えるんですよ。中学校の場合、年間平均ですけれども、公立中学校で17万ぐらいかかりますよね。そうすると、ここの学校給食に係る割合というのは20%を超えてきますよね。こういう中で、いろいろ援助すべきものというのが実際あるんだけど、この2割、3割かかっているところからまず負担の軽減をとというのが、どうも全国的な一つの流れなんだろうなというふうに私は理解をしていますので、ぜひその点を。

ぜひあとホームページの問題は本当やっぱり対象者が、文科省の資料でも自分が対象者が分からないと、もっと言えば、貧困家庭のお宅でも、6割ぐらいが、自分が対象者かどうか分からないから申請していないというのが、文科省の全国的な調査の中で分かりました。これは町長言われたように、今、文科省の実はこのホームページのリンクして関連してくるのは、やっぱり子供の貧困対策という、この大きな流れがやっぱりあって、その面からもこの就学援助の問題というのは、やっぱり文科省のほうでも見直されている制度としてあるのかなというふうに思っています。

全国的に見ると、高知県なんかは25%ぐらいだというふうに言われて、少ない、全国的に

県レベルで一番少ない石川県が7%ですから、うちの町の2%というのは、もっと低いということで、そんなにうちの町はお金持ちが多いのかいというふうに言いたくなるぐらいなんですけれども、やっぱりこれはお役所日の丸的な仕事ではなくて、本当に対象者に、あなたが対象者ですよという分かる情報をしっかり発信するということを徹底するということが大事だと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、重度障害者医療費助成制度についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 重度障害者医療費助成制度について質問いたします。

重度障害者・児の自己負担の軽減を図る重度障害者医療費助成制度は、申請払いとなっております。同様に、保護者の負担軽減を図る目的で行われている子供の医療費助成制度では、原則申請が不要となる現物支給となっております。

その点で、重度障害者の医療費助成制度についても、現物支給とすることができないかどうか、この点についてお考えをお伺いをします。

○議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問についてお答えをいたします。

現在の重度障害者医療費助成制度というのは、自動償還払いというシステムで行っております。自動償還払いというのは、重度障害者医療費助成受給者証を医療機関に提示をし、一旦医療費を障害者御本人が支払っていただくということで、2か月後に国保連合会から医療費の支払いデータが今度町に送付されてきて、そのデータを基に障害者の金融機関口座に医療費を振り込むという、ちょっと回りくどいかもかもしれません。そんな制度になっております。

ただし、この自動償還払いの制度を使えるのは、県内の医療機関だけということになっておりまして、県外の医療機関にかかった場合には、領収書を役場に提出する従前の償還払いですね、申請払いということになるということでもあります。

一方、子ども医療費助成制度は、子ども医療費受給者証を静岡県内の医療機関に提示すれば、医療費の支払いが発生しないという、まさに現物給付という制度になっております。

静岡県内では、これ実際にやっているのがございまして、浜松市だけがこの現物給付ということで、浜松市内の医療機関にかかった場合に限りということで、重度障害者医療費助成

を現物給付にしております。ただ市外の医療機関については、これ自動償還払いということになるということであります。

この自動償還払いのシステムについては、静岡県で市・町が国保連合会を通じて行っております。当町が重度障害者医療費助成を現物給付をやろうとすると、医療費システムの導入とか、国保連合会、または各健康保険組合、または医師会との調整、これをやっていかなければいけないという、ハードルがちょっとあります。

今すぐ現物給付を導入するというのは、ちょっと難しいかなと思うんですが、利用者のことを考えると、今お話ししたとおり、現物給付のほうが利便性が高いのかなという印象も実は受けております。そんなことを考えますと、まずは県全体で現物給付導入などの機械、これをしっかり進めていただいて、それを見極めながら、当町も現物給付を導入していくという流れが正しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そうですね、まさにそのとおりだと思います。

やっぱりどうしても国保連合会からの支払いとかいろいろな問題があるし、あと子供の医療費助成とちょっと違うのは、どうしても身体障害者というか、重度の障害者の場合の医療に対応できる機関というのが、町内には必ずしもない場合というのが多くて、どうしてもそれは町外に行かなければならないというような、そういう性格もあるので、できるだけ言えば、これもやっぱり県のほうでお考えいただいて、システムを1回つくってしまえばいいことだろうと思うので、やっていただきたいと思います。

ちなみに、町長あれですよ。子ども医療費が令和3年の決算ベースで見ると、件数で9,798件、2億464万9,563円、重度障害者の医療助成のほうは6,190件で、金額ベースでは2億7,937万550円ということで、件数もそれなりにあります。子供の医療費助成で申請する親が大変だというようなことがあって、こういうふうに子ども医療費助成制度ができていのであれば、重度の障害者を抱えている家庭でも同じようなというか、もっとそれ以上に負担というものもあるわけで、この点では、町長言われるように、せつかくある制度ですから、利便性を改善するというのにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） この際、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

14番、山田議員の第4問、高齢者福祉についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 4問目の高齢者福祉について伺います。

高齢者の生活に関わる大事な2つの事業が進みつつあると思います。この事業の効果や課題について伺っておきたいと思います。

1点目に、移動支援事業の会員及び協力会員数と効果をどのように捉えているのでしょうか。

2点目に、2月から全地域で買物やイベント行事への参加に移動支援を利用することになりましたが、利用状況と課題についてお伺いしたいと思います。

3点目に、高齢者等の生活支援ボランティア養成講座が開かれるが、参加の状況について、現状どうなっておりますでしょうか。

4点目に、生活支援事業はいつから実施するのか、また開始当初の利用者数と支援ボランティア数をどのように設定しているのか、お伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（稲葉義仁君） 第4問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第4問の御答弁を申し上げます。

まず、移動支援事業についての質問でございますが、移動支援事業の利用登録会員数は24名で、協力会員数は9名となっております。

事業効果といたしましては、町の介護予防教室やサロンに行くことができなかった方々が継続して参加できるようになり、閉じこもり予防のフレイル対策に、また、それまで知人や宅配サービスを利用していた方が、自ら買物ができるようになるなどの効果があったと思われます。ボランティア協力員の方には、社会貢献による生きがいがづくり、そんな効果もある

んではないかなというふうに考えております。

また、2月から全地域で実施ということになったんですけれども、それについての御質問でございます。

昨年度までの実証実験等を踏まえながら、今年度秋より社協にて本格的に開始した事業で、状況を見ながら地区や利用内容を見直してきたところでございます。これまでに延べ76の方が利用され、奈良本のふれあい地域サロンやニューサマーカフェへの参加、役場や保健センターで実施している介護予防教室や健康診断への送迎、さらには、まだ1人ではありますが、買物につきましても大川から稲取のスーパーへの利用がございました。

課題といたしましては、回覧等の広報は行ったんですけれども、まだまだ事業が周知されておりません。そこで、周知方法を検討し、会員や協力員を増やしていきたいと考えております。

また、利用者が増加していくことに備え、社協には運用体制の強化をお願いしているところでございます。

3番目であります。生活支援ボランティア養成講座に関わる質問でございますが、3月9日午後1時30分から役場大会議室において養成講座を開催しますが、3月3日現在、14名の方の申込みをいただいております。

生活支援事業はいつからの実施かということでございますが、今回の養成講座に14名の方の申込みをいただきましたので、その中から、生活支援ボランティアとして大体10名程度の方には活動していただけるのではないかと考えているところでございます。

利用者数につきましては、はっきりとした設定はなかなか難しいところではございますが、準備が整い次第、4月からでも町民に広報を行いながら事業を開始していきたいと、社協と協議をしているところです。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、この問題は町全体でも当初から言われていたんですけれども、介護保険事業というものが動き出したということの中で、それぞれ独自の高齢者福祉の取組というのが、逆にちょっと遅れてきたという認識を、私はちょっと持っています。お金がなかったからかもしれませんけれども。ただ、非常に今この事業が進んでくる、それに町として今取り組んでいるということについては、非常に大事な時だなというふうに認識をしてお

ります。それはなぜかという、町長言われるように、高齢化率の47%という問題もありますが、同時にこれ、世帯数ということで考えてみても、大体2,300世帯ぐらいは高齢者のみ、ないし高齢者世帯というふうな生活状況じゃないかと思うんですよ。そうすると、これは当然、車を運転するとか買物に行く、行けないとか、いろんな形で生活能力の低下というのが年々生じてくるわけで、今、その意味で移動支援であり、生活支援のボランティアの取組をするということについては、非常に大事だというふうに思います。

ただ、町長も答弁でも言われたように、問題はあります。一番の問題は、移動支援にしても、生活支援ボランティアにしても、告知では、回覧板やホームページでは分からない、私も移動支援のボランティアはやってはいますが、大体80代、90代の方です。この間から80代のお年寄りにお話をしても、回覧板を見ても分からないんですよ、何をやろうとしているか。下手すると字が小さくて読まないんです。こういうことを町でやっているんだよと言って、へえ、そんなことやっているのという認識がかなりあるんですよ。

まだ全てじゃないんですけども、シニアクラブとか残っているところなんかでは、実際に行ってみてやってみせないと分からないという人たちが実際にいるということが、一つの問題じゃないのかなというふうに思います。聞いてみれば、いいねというふうにはなるんですが、そこへ行かないんですよ。これが1つ目。

町長、2つ目の問題は、移動支援の問題についても生活支援の問題もそうなんですけれども、町長がまさに言われたとおり、高齢者の生活や移動をサポートするという部分と同時に、高齢者の社会参加という部分も本当にある事業で、両面持っている事業で、とても大事だと思うんですけども、今の町の高齢者の状況、高齢者比率であったり、世帯が多いということを見ると、もう回覧板をやって自発的に来てくださいというようなレベルでは、いわゆる移動支援における運転者ないし生活支援のボランティアを確保できないんじゃないかと思うんですよ。これは町として、場合によっては各町内会に本当にお願いをして、別にこれは1週間毎日活動しなきゃならないとか、そういうことでもありません。私自身も、例えば水曜日なら水曜日は1日その活動の日に当てるといような形をとっているんですけども、半日でも1日でも協力していただける人を、それぞれの区の中からもお願いをして確保というものを確実にしないといけないんじゃないかと。

これは2つの問題がそこにあると思いますし、私はもう一つに役場の意識の問題があると思うんですけども、ここの資料にもありますけれども、それはそれではないという部分もありますけれども、移動支援の問題について言うと、協力会員がない場合はお応え

できませんということを、簡単に書いてある。これは、私はお役所仕事だと思います、はっきり言って。

というのは、さっき町長が言ったように、私も役場の健康教室や買物に行く会員さんに乗っけて活動していますけれども、その方々がみんな言われることが何か。タクシーに連絡をしても、タクシー会社と通じない、タクシー会社に通じても、30分後、1時間後じゃなきゃタクシーが来てくれない。このことが、タクシーに対して信用がなくなっちゃったということなんじゃないかと思うんですよ。今の状況で考えると、協力会員、運転手さんがいないからできませんよというようなことを簡単に考えて使っていたら、これらの事業に対する信用というものが、町民の皆さんから得られないんじゃないんでしょうか。そこが非常に大事なポイントになっているというふうに、私は思うんですよ。

やはり事業なんです。信用というものがなければ、この事業は成り立っていかないということ、誰かやってくれる人がやってあげてというような形では、高齢者の生活に対して全く無責任な対応になっちゃうんじゃないかなと。私はこの3つに課題について常々考えておりますが、町長いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほどから共通しているところが1点あるなと思ったのは、制度的にはあるけれども、それが十分町民に伝わっていないということについては、ここはしっかりと、せっかく有効活用をするためには、やり方を少し考えたほうがいいのかというふうに思いました。

あとは、信用というお話もありましたけれども、確かに事業として見たときは信用ということで、要はオオカミ少年ですよ、オオカミが出たぞと何回も言っていると、そのうち信じられなくなるみたいな話なのかなと思ったんですけれども、ただ、この町の状況を見ると、100%かっちりやれるかどうかという、なかなか難しいので、そこは町民同士の助け合いとか、ちょっとファジーというか、柔軟な対応を制度に入れていかないと、逆に言うと、なかなか継続しづらいのがあるのかなというふうにもちょっと感じました。

人材については、これ本当に大きな課題でありまして、その制度を維持するためのボランティアの方というのが、今は自主的に参画というお話がございます。例えば地区にお願いをするという話も、考え方としてはあるんでしょうけれども、ただ、実情を考えると、既に地区の役員さんなんかはもういっぱい、いっぱいだったりとか、地区によってはなり手がなかなかいなかったりという中で、その話がどこまでうまくいけるのかなというふうな課題もあ

るのかなと。

人材については、今後の検討の余地が十分あるんですけども、この前もお話ししたかもしれないけれども、町全体で人材をどうやってうまくお互いにシェアリングしていくかというやり方というの、少し検討するべきではないかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 例えば移動支援、移動支援というのもそうなんですけれども、もっとかわいい名称も必要なのかもしれないし、テレビやホームページなんかでも実際活動しているものを目で見せるとかということも必要なのかもしれないし、工夫はすべきところがたくさんあるというのは、一つそのとおりだと思います。

2つ目のほうで、確かに町長言われたように、今現状タクシーが使えないという中で、友達にお願いする、でも友達にお願いするとタクシーよりも高く、ガソリン代だよというようなことで成り立っている面も、確かにゼロではないんです。ただ、町としてこういう形で事業をやっていく上では、場合によって、移動支援でもそうなんですけれども、例えば運転協力の方々を最低20名、30名確保、どうしても例えば稲取地区、熱川地区とかという形もあるかもしれませんけれども、確保する。そのことによって会員というものは何名ぐらいのサービスに対応できるのかということだって、見えてくると思うんですよ、まだ事業としては立ち上げたばかりですから。

これも宣伝していく中で一挙に増えても、運転手と協力する方々が確保できなければ、本当に絵空事の話になってしまうので、でも、やはりまず事業ということで考えれば、サービスできる一つの最低の人数というものは、この程度だというものを設定したら、それに対してまず事業の最初の段階としては、一次会員ということで30名集める、50名というような数の設定もして、しっかりサービスをしていくということを考えるというようなことも必要ではないかと思うんです。

そういうことをしないと、お願いをしたいけれどもサービスに対応してくれないという、信頼関係というものを得るとい事業にはなっていないんじゃないのかなというふうに、自分もやってみてつくづく感じているところでして、今みたいに門戸は全ての方に、高齢者にも広がっていますよというのいいんですけども、それに対する人材を確保するという点を考えると、一次会員とか二次会員みたいな形で事業の立ち上げ段階では一定制限した形の中でしっかりまずやってみて、その活動を通じて事業にフィードバックしていくというこ

とが必要だなというふうに感じております。

もう一つの問題は、今月から私の白田の方で買物支援をするんですけども、まさに介護の1、2、3になるずっと前の段階なんですよね。そうしますと、移動支援では商店に連れていだけということになっています、事業としては。ただ、実際の問題で言うと、3日分とか1週間分それなりに買物をして、行けたからということで買物をしてきた荷物を持ってあげたり、行きは自分で道路のところへ出てきて乗ってくれるんですけども、帰りになると、たくさん買物をした、その荷物を部屋の中まで持って行ってあげたりとかしないと、なかなか移動支援と生活支援というのは簡単に区切れないところがある事業でして、そこまでして初めて高齢者の買物というのが成り立つんじゃないのかなということも感じております。

ですから、移動支援のボランティアであれ、生活支援のボランティアであれ、そのこの本当の境というのは、実はそんなに厳密でもないし、簡単に区切れるものではないような状況にあるというのが、私はやってみての感想なんです。その辺もちょっと考慮していただいて、よく考えて、移動支援について言えば移動支援としての制度もあるし、補助事業としての形もあると思うんですけども、しかし、生活を支えるという点では、そこに区別がないように私は思っています。その辺、町長いかがですかね。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

移動支援という制度設計をして、その後のラストワンマイルというか、最後に届くまでのところがまだちょっと足りていないというお話だったと思うんですけども、まずは、その基本的な大前提となる移動支援のほうをしっかりとやっていくというのをやりながら、そのラストワンマイル的なところについては、ちょっといろいろな検討が必要なのかなとは思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） いずれにしても町長、とても今、高齢者がこれだけ増えてきた中で、大事な事業をスタートさせたというふうに私は思っていますので、私自身もこれから関わっていきたく思いますけれども、ぜひ、町としての事業ですけども、信用ということ、町民からの信頼ということを失うことがないような形でこれからの取組を進めていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時22分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員より一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

2番、笠井議員の第1問、町の道路整備についてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 最後の一般質問になりましたので、もう少しだけお付き合いをお願いいたします。

今回、事前通告のとおり2問提出しておりますので、1問ずつ答弁のほうをお願いいたします。

まず、1つ目の町の道路整備についてお伺いいたします。

町内の道路整備は、各区の要望などにに基づき進められていると聞いておりますが、全体的に補修が必要な箇所が多いと感じております。そこで、以下の点をお伺いいたします。

1点目、町内の道路補修についてはどのような計画で進められているのでしょうか。

2点目、白田地区にはいたわりゾーンに指定されている道路の白線などが消えております。

管轄の警察や公安委員会等の指摘等はございませんかということで、2点お願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 笠井議員の御質問に御答弁申し上げます。

1 問目でございますけれども、町の道路整備についてということであります。

まず、町道は、東伊豆町においては323路線ございまして、総延長で約185キロメートルを管理しておりますが、平成26年度に実施した主要町道の路面性状調査というのがございまして、それによりまして補修が必要と判断された箇所は、5路線、約2.6キロメートルでありまして、国の防災安全交付金を活用し、順次対応してまいりたいと考えております。

その路面性状調査の結果を基本としつつ、各区から要望及び職員によるパトロールや情報提供等により、限られた予算の中ではありますが、柔軟に優先順位ということを考えながら、優先度の高いところから補修等を行っているというのが現状でございます。

また、白田のいたわりゾーンについての御質問でありますけれども、熱川温泉病院付近の1区域が指定されているいたわりゾーンは、平成11年に高齢者事故を防止する目的で道路改良の働きかけと高齢者のための道路交通環境整備及びドライバーへの注意喚起を図るために警察が設置したエリアでありまして、道路利用者、車、歩行者が、お年寄り等の交通弱者に対し、いたわりの心を持って運転、通行しましょうと呼びかけているものでございます。

御指摘の件に関して警察から指摘は確認をされておられませんけれども、いたわりゾーンだけではなくて、一般的にも道路の白線が消えかかっている箇所につきましては昨年度から対応しておりまして、今後も継続して対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 答弁ありがとうございます。

今日は久しぶりに掲示板を使わせていただきましたが、先ほど言いましたいたわりゾーンのところの写真ですというところですよ。

まず、このいたわりゾーンに関しては、公安委員会、国のほうが定めるものではなく、静岡県警が独自に定めている高齢者だつたりとか歩行者を守りましょうというゾーンで、病院、介護施設等、御年輩の方とかがよく通るところを設置しているようです。ここに関して、私もちょっと調べさせていただきましたが、標識に関しては、所轄の下田警察署のほうに問い合わせをしましたら、住民だつたりとか要望があれば、消えかかっているものは替えていきますよと。ただ、県警のほうとかにもちょっとお伺いをしましたら、平成11年ということですからかなり前に制定をされているもので、新しく増やしているところはなく、今は全国的にある

ゾーン30に切り替わっていたりとか、その施設がなくなって廃止になっているところが多いですねという回答をいただきました。

いたわりゾーンだからどうこうというよりは、私はここを一例で出したんですけれども、白線が消えかかっているところが町内非常に多いかなと。外側線というものを御存じだとは思いますが、外側線の定義としては、車道外側線というのと路側帯という2種類に分けられて、歩道がある場合の白線に関しては車道外側線という位置づけで、歩道がないところに関しての路側帯というのが、この白い外側にある外側線になります。

この路側帯というのは何かというと、歩行者が安全に歩く場所をドライバーとかに確保するための線でありますというふうに、道交法にも定められております。定められているものを町道で整備をしていたと、消えかかっているよというのは、逆に言ってしまうと、歩行者通行用に確保していたところが分からなくなってしまうのは、それはそれでどうなんですかというところがありまして、こういう話は、実は以前の町長のときにもお話をさせていただきましたが、やはり優先度の高いところから順次行っていきますという回答でしたが、なかなかその順次の順次が出てこなくて、1点目にも絡んできますけれども、計画というのが、町として何が、どこが、かなりの路線数あるんです、323でしたね、その中で優先度が高いところの路線、優先度が低い路線というものを今まで私はちょっと見させていただいたことがございません。その一つ一つをやっていくというのは非常に大変だとは思いますが、全てデータを収集しておかなければ、何が優先で、何が優先でないのかというのがあると思います。

なので、町として私がお願いしたいこととしましては、必要な路線はこことこことここで、ここはいつまでにどうこうしますと、全てやるには、これだけの期間とかこれだけの費用がかかりますよというのを開示をしていただかないと、住んでいる方々も、なかなか直してくれないよねというお話が出てきます。なので、その辺の検討をひとつしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） この町の状況を見ていると、各地区からいろいろ要望が出てきて、それに対応している話とか、比較的急傾斜地が多いのでいろんな災害が起こったりとか、そういうような中で、どこまで計画的に開示をして計画どおりやれるかというのは、なかなかちょっと不安なところがあるのかなというふうに、素直に思います。

どういう方向で、どれぐらいのボリュームがあるかというのは、ちょっと把握をしなきゃ

いけないと思うんですけども、ただ一つ言えるのは、何をやるのでも、役場担当職員のマンパワーというところに全てかかってくるというところで、余りこの話はしてもしょうがないのかもしれませんが、かなり役場の職員の数が減ってきている中で、それは総体的に、定期的に減らしているという世の中の流れがあるんですけども、その中でどこまできめ細やかにサービスができるかというのは、なかなかハードルが高いところも正直あると。それを乗り越えるために、何かちょっとしたアイデアとかやり方を少し新しいものを考えていくという努力は、これからも引き続きやっていかなければいけないのかなというふうに、素直に思いました。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

やはり高齢者だったりとか子供の通学路だったりとか、人が歩く歩道がないところというのは、優先度は高いかなと私は思っております。

例えば、今回の熱川温泉病院のところを一例で出させていただきますが、例えばこれ白線を単純に引きましようと言っただけで、ちょっと左の下のところとか見てもらうと分かるんですけども、かなりアスファルトが全体的に割れていて、定期的に、穴があいているところを建設課が見つけて埋めていただいておりますが、町長も土木関係だったから分かると思うんですけども、1か所があくと、また近くが弱くなってあけてくるという、ちょっとイタチごっこみたいなことが起きている。

このような状況で、線を引いていくのが果たしていいのか、悪いのかということもあるし、ある程度年数が来たら、やはり一度ちょっときれいにしなきゃいけないのかなという個人的な思いはあります。ただ、町長が言うように、マンパワーだったりとか財政、あとは緊急時に備えてという部分で、全てをやるというのは難しくはなってくると思うんです。ただ、優先順位だったりとか計画、1年1路線でも2路線でもちょっと重点的にやるとかというような検討をしていかなければ、最終的に、変な話ですけども、町長が、舗装がはがれていても昔に戻って砂利道でいきましょうよという形でいくのであれば、そのまま補修は要らないかなと思います。また、道路の側溝に蓋があるんですね、上の2枚ですけども、外側線のところの外側に側溝があります、そここのところのコンクリートとアスファルトの境というのが、どうしても車だと、そこが境なのかなみたいな感じで、歩いている人は結構高齢者が多いんですけども、この穴につまずいたりとか、あとはついている杖が入ってしまうおそれ

というのは非常にあります。こういうところも、やはり病院だったり介護施設、そういうところの目配りというのにも必要かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

1980年代だったか、ちょっと不確かなんですけども、アメリカが老朽化が進んでしまって財政も厳しくて、ほとんど手がつけられなくなって橋が落ちたり、道路に穴があいてとんでもないことになった状況が一旦ありました。その後、たしか新しい税制を考えて、そこに充当するというで何とかリカバリーしたんですけども、これからの日本というのは、東伊豆町だけではなくて全国的にもそうなんですけれども、同じようにインフラがどんどん老朽化をしていて、特に戦後から五、六十年たつと、橋とかそういう構造的なものも一気に老朽化をしていくという問題、皆さん御承知のとおりだと思うんですけども、この問題に関しては、今までどおりのことをやっていたら、絶対対応が無理だと私は思っています。

つまり、優先順位、もっと言うと、先ほど少し話も触れましたけれども、町民の住み方も含めて、まちづくりもその状況に合わせたもので、効率化とはちょっと違うんですけども、コンパクトなものにしていって、その中はしっかりとインフラを維持していくというふうに、ある程度見極めをしていかなければいけない時代が、もうそう遠くない先に来ているのではないかなと思っています。

この件に関して、確かに病院が近くにあるということで優先順位は高いというふうに認識しておりますが、同時に、町全体のどういうふうなまちづくりをするかという話がちゃんとないと、そういうこともなかなか場当たりのようになってしまって、結局、効率的じゃないみたいな話になりかねないので、その辺は、病院については少し早急な対応が必要かなと思うんですけども、それと同時に、町全体のことも考えながら、このまちづくりをしっかりと考えて優先順位を明確に決めていくという作業を、これからやらなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

場当たりのと今町長のお話があったんですけども、今までがそんな感じが、私は個人的には思っています。確かに穴があいたりとか、崩れたりとか、やらなければいけないところは非常に多くて、それも年々、年々災害が多くなったりとか老朽化してくれば箇所が多くな

ってくるので、新しくしようというところって、なかなか追いついていなかったのかなというのが、私が議員になってからもそうですけれども、ここ8年ぐらいはすごい思っております。

ただ一方で、それでいいんですかというところもあるし、例えば町長が目指すコンパクトシティ、先ほど言ったまちづくりという部分というところもあるんですけども、やはり住民とのコンセンサスだったりとか、まだ住んでいる方もいらっしゃるというところで、なかなか明日、あさってすぐというわけにはいかないんですけども、やはりそこも考えながら、多分、整備ができるところ、通ればいいところ、例えば外側線はつけているんですけども、時代が変わってきて、車は通るけれども、そんなに外側線として機能していないんじゃないかというところの見極めだったりとかしていったほうがいいんですけども、やはり高齢者とか子供たち、あとは稲取であれば、まち中、人が通るようなところに関しては優先度が高いので、その辺のピックアップだけでもよろしく願いますということで、1問目は終わりにしたいと思います。

○議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、スマートフォン購入補助事業・町公式LINEアカウントについてを許します。

2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 2問目の、スマートフォン購入補助事業・町の公式LINEアカウントについてお伺いをしていきます。

本年度の取組として、高齢者へのスマートフォン購入補助の条件に合った町公式LINEアカウントの取組について、以下の点をお伺いをいたします。

1点目なんですけど、この取組がきっかけとなり、スマートフォンの買い替えが一定数あったよということは聞いております。購入補助に関しては、たしか今年という形で、来年度以降の話はちょっとごめんなさいなかったかなと思うんですけども、来年度以降はどうしますかということをお伺いをいたします。

2点目が、購入補助には町の公式のLINEへの登録が必須でしたが、登録後、利用者の反応などは伺っていますか。

3点目、今後のスマートフォンの使い方講座などの計画はどのように考えていますか。また、国が進めるデジタル推進委員の活用はお考えでしょうか。

4点目、町公式LINEアカウントについては、クーポンを配布したりして登録者数の獲

得も今回目的の一つと聞いていました。ただ、町の公式メール、コスモキャスト、あとはLINEアカウントの3つの手段で今情報が送られてきているんですけども、今後どのように整理をしていくか、教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問についてお答えをいたします。

まず、スマートフォンへの買い替えが一定数あったという中で、今後の方向性みたいな話だと思うんですけども、補助金を利用した方へのアンケート調査では、およそ7割以上の方が補助金がスマートフォン購入のきっかけになったと回答していただきました。今年度の事業は臨時交付金を財源に行いましたが、既に来年度は補助金がなくなることを告知させていただいております。予算が不足するような状況にはなっていないことから、補助金交付は今年度限りで終了するという予定です。

補助金交付を複数年度続けると、高齢者のスマートフォン購入の検討が先延ばしになってしまうという、そんな側面もございまして、補助金交付を今年度に限定したことにより、逆に言うと、効果が上がったのではないかなというふうに考えております。

2番目でありますが、実際にLINEアカウントに登録した方々の反応についてであります。

登録後の利用者の反応は特に聞いているというわけではないんですけども、補助金申請時に実施したアンケート調査では、スマートフォン購入のきっかけに、LINE等を使ってみたいと回答された方が19名いらっしゃいました。町のLINE公式アカウントへの登録は補助金申請の際に職員が手伝って行うケースがほとんどであります。その際に、LINEの使い方を覚えるために、スマホ教室の開催を希望する声も多かったということでございます。町が発行したLINEクーポンを使いたいという動機で、LINEの使い方を覚える方もいらっしゃいました。

3番目でありますが、使い方講座もしくは国のデジタル推進委員についてということですが、まずは、スマートフォン購入補助金利用者のうち、およそ7割の方がスマホの使い教室があれば参加したいと回答していることから、新年度には携帯電話の販売店の協力を得て教室を開催したいと考えておりますが、詳細については、まだ詳しくは決まっていないのが状況です。

デジタル推進委員については、デジタル推進委員は要件を満たすとデジタル庁から任命されますが、その活動に対してデジタル庁から謝金とかそういうものが支給をされないという立てつけになっております。デジタル推進委員の活用については、スマートフォン教室の様子を見て検討したいと考えております。ただし、デジタル推進委員は、先ほどのお話のとおり、原則無給のボランティアに近い位置づけであるため、町内や近隣の市町で人材が確保できるのかが不透明という問題もございます。

デジタル推進委員の要件、ちなみに、その要件についてお話をすると、まず1つ目として、国が実施する事業においてデジタル機器、サービスの利用方法等を教える取組を行う方、2つ目として、国が示す団体等、これは例えば商工会とか、シルバー人材センターなどが当てはまるんですけども、そのような団体等に所属する方で、デジタル機器、サービスに不慣れな方に対しサポートを行う意欲があり、デジタル庁が指定する動画等のコンテンツを視聴した方というくくりになっております。

そして3つ目が、地方公共団体が実施または協力する事業において、デジタル機器、サービスの利活用をサポートする取組を行う者として、デジタル庁が認める者となっております。

そして最後、4番目ではありますが、LINEを含め情報発信の仕方が重複をしているというお話だったかと思えます。

まず、LINEクーポンの発行は、町公式LINEアカウント登録者数を増やすために実施をいたしました。その結果、登録者数は4,459人となり、情報配信メールの登録者数3,440人を大きく上回ったことを受け、情報配信メールについては、令和6年3月末で廃止をする予定で検討をしているところです。

特に災害時などを中心に情報伝達の手段は複数あることが望ましいことから、コスモキャストについては、引き続き利用を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

購入補助金に関しては、先ほど町長の説明があったとおりで、臨時交付金だったのでというところがあるんですけども、そこに関しては分かりました。難しいところですけども、補助があれば、またちょっと伸びるかなと思ったんですけども、分かりましたというところです。

L I N E の登録後の反応というのを追うというのもなかなか難しいのかもしれないんですけども、今回、町の公式 L I N E を入れたということは、L I N E のアカウント登録をしてもらったりとかして、その後の、例えば情報の見やすさだとか、取りやすさというのを補助金で今回やってもらっているので、受けた方々は分かるかなと思うので、来年度以降、もしよければ確認をしていただければ、その情報の発信の仕方というのがブラッシュアップされるのではないかと思います。あまり多過ぎても見づらいし、少な過ぎても見ないしというところがありますし、それが私達の年代と高齢者の方々と変わってくるだろうと思っておりますので、ここに関しては、せっかくやったので、ちょっとよい方向でとっていきましょうよというところです。

スマホ教室、新年度行う予定ということで、出した後の全員協議会でも少しあったかと思うんですけども、ここに関しては、開催をしていただくということなので、ぜひお願いをします。

このところで基本的な使い方も一つあると思うんですが、ちょっとずれちゃうかもしれませんが、昨今、スマートフォン、パソコン含めですが、非常に詐欺的なものが多いです。そこも含めて、高齢者自身は使い方もよく分からない、実際、L I N E は登録しているけれども分からないという人たちが、そういうのに絡んでしまうと非常に短時間で遭ってしまうので、その辺も含め、町としてもお願いをしていただきたいというお願いを一つしておきます。

4点目の3つの情報、町のメールは令和6年3月に廃止する予定で進めるということで、これで2つになりましたという形なんですけど、メインはこれはL I N E をメインにしていきながら、同報無線の代わりにコスモキャストを使うという考え方で進んでいくということで間違いがないかを、ちょっと聞いておきたいと思います。

この4点目のところだけちょっと教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 様々な情報発信ツールと、あとはL I N E のクーポンやりましたけれども、いろんな施策を町民に引き渡していくというツールとしてL I N E は大変有効なので、L I N E は基本的にメインになってくるのではないかなというふうに思っております、災害時もそうですけれども。

同報無線の代わりというようなこともありましたけれども、コスモキャストは私も入れてあるんですけども、確かにプッシュ型のそういう発信で、かなり強制的というか、そ

う意味合いで使うということは大変重要なので、先ほども御答弁申し上げましたけれども、災害時というのは、やはり複合的な告知の仕方が必要かなという中で、この2本は引き続き続けていきたいというふうに考えております。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 分かりました。

では、町は、基本的には今後LINEを主軸として情報発信を行っていきたいというふうな形で、今日の趣旨からはちょっと離れちゃうのであまり言いませんけれども、先ほどのクーポンだったりとかLINEの充実というのは、来年度以降、非常に必要な部分かと思えます。栗原議員のごみの出し方の話もそうですけれども、LINEのほうとかでうまくチャットボットの的なものを使えるとかいうような形、あとはホームページへの連携ですね、例えばLINEのほうのチャットボットを使ってページがぼんと出るような取組とか、今後ブラッシュアップして、ただの情報発信ではなくて、逆に、利用者がその町の公式LINEから必要な情報が取れるようなシステムづくりだったりとか、改修というのを望んでいきたいと思いますが、予算があると思うんですけれども、町長、その辺はデジタル化というところでどのように考えていますか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 確かにに予算の話がいつも頭によぎるんですけれども、ホームページのほうは少しリニューアルしようかなと考えているところなので、それを機会に、もしLINEと連携できるような立てつけが予算の範囲内できるということであれば、進んでやっていればと思いますが、今後ともどういう活用の仕方があるかというのは、常日頃から考えていきたいと考えております。

○議長（稲葉義仁君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ありがとうございます。

こういうデジタルな情報発信だったりとか対話型というもの、今チャットGPTでAIとかも出てきていますけれども、どんどん、どんどんこの辺のスピードが上がっていきます。先ほど町長言ったように、役場のマンパワーが減っていくという中で、やはりこういうものの活用というのはしっかり今後も検討していただきながら、だけれども高齢者は置いていってはいけないよというところがあるので、今回、高齢者のスマホ補助金をしました、

来年度以降教室を開いていただくということで、何だったら町長が、高齢者が日本一スマホが使える町みたいなのを宣言しちゃって、もうデジタル化に進んでいっていただいてもいいのかなと思いますので、そんなお願いをしながら終わりにしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、14時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第2 発議第1号 東伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（稲葉義仁君） 日程第2、発議第1号 東伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 発議第1号 東伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月8日提出。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

提出者 東伊豆町議会議員 山田直志。

賛成者 東伊豆町議会議員 西塚孝男。

提案理由の説明を申し上げますが、条例の制定ということで資料等を使って御説明いたしますが、長くなることについては御容赦願いたいと思います。

それでは、発議第1号 東伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例について御説明いたします。

デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が交付され、同法第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）以下、新個人情報保護法と言いますが、令和5年4月1日から施行されます。

議会は、新個人情報保護法の適用外となるため、東伊豆町議会における個人情報の適切な扱いについて、新個人情報保護法による共通ルールに沿った措置を講ずるため、東伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例（以下、議会個人情報保護条例と言う。）を制定することにしたものです。

それでは、資料により御説明いたします。

お手元の資料1ページを御覧ください。

まず、制度見直しの全体像ですが、個人情報については、現行、民間事業者を対象とした個人情報保護法、国の行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律並びに各地方公共団体が定める個人情報保護条例等により、その保護が図られております。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が必要となる中、団体ごとの個人情報保護条例の規定運用の相違がデータ流通の支障となり得ることや、求められる保護水準を満たさない団体があることなどの問題が生じており、的確な運用を確保するため、全国的な共通ルールが法律で規定されることになりました。

今回の見直しでは、3本の法律が1本に統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールの規定によることとなります。

一方、地方議会は、国や裁判所と同様、技術的な対応の下、個人情報の適切な保護の扱いが図られることが望ましいとの理由から、新個人情報保護法の適用除外となりました。

次に、資料の2ページを御覧ください。

条例を制定する理由についてですが、個人情報保護制度の見直しに関する国の最終報告では、地方議会の多くが個人情報保護条例等の対象とされており、引き続き、条例等により共通のルールに沿った技術的な措置を講じることが望まれるとされたこと、議会における個人情報の適切な取扱いを確保する責務については、新個人情報保護法に根拠条文があることか

ら、同法による共通ルールに沿った措置を講ずる必要があると判断いたしました。

また、罰則についても、町の執行機関側との整合性を確保するため条文を整備する必要があることから、条例として定めることとしたものです。

次に、資料3ページを御覧ください。

条例の基本的な考え方ですが、資料中、太字で記載した新個人情報保護法の第5章、行政機関等の義務等の第2節から第4節、第4款まで、及び第8章、罰則が対象となることから、それぞれ対応する条文を議会個人情報保護条例に規定することといたします。

条例中第1章の総則では、目的、定義及び議会の責務について規定いたします。

第2章、個人情報の取扱いでは、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について。

第3章、個人情報ファイル等では、同ファイル等の作成、公表についてそれぞれ規定いたします。

議会が保有する個人情報としては、請願、陳情の署名簿など住民から議会に提供されたもの、氏名入りの住民アンケートなど、議会自身が取得した個人情報、退職議員を含む議員の経歴など及び議会事務局職員の人事情報などが考えられ、これらを検索できるよう体系的に構成した場合で、本人の数が1,000以上の場合、個人情報ファイルに該当することになります。

第4章、開示、訂正及び利用停止では、自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続等について規定いたします。

第5章、雑則では、適用除外、情報提供、苦情処理等について。

第6章、罰則では、職員、委託事務従事者または派遣労働者が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、不正な利益を図る目的で提供または盗用した場合等の罰則について、それぞれ規定いたします。

次に、資料4ページを御覧ください。

第6章、罰則について、新個人情報保護法と議会個人情報保護法との関係性及び条文の内容となります。

最後に、施行日につきましては、新個人情報保護法の施行される令和5年4月1日といたします。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第1号 東伊豆町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第1号 東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

◎日程第4 議案第2号 東伊豆町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

◎日程第5 議案第3号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第4号 東伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第3、議案第1号 東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、日程第4、議案第2号 東伊豆町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、日程第5、議案第3号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第4号 東伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま一括上程されました議案第1号 東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第2号 東伊豆町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議案第3号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について、議案第4号 東伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため関係条例を整備し、議会の議決を求めるものであります。

また、行政不服審査に係る書面の写しに係る手数料を見直し、個人情報制度及び情報公開制度の開示請求に係る実費負担額との整合性を図るものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第1号から議案第4号までについて、順次御説明いたします。

まず、議案第1号 東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、お手元の資料により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案第1号の資料を御覧ください。

1番目の個人情報保護法の改正の概要について御説明いたします。

こちらにあります図を御覧ください。

ここの改正前に示しております国の行政機関、独立行政法人、民間事業者は、3つの法律によって制度を運用しております。さらに、地方自治体はそれぞれが条例を定めており、全国で個人情報保護のルールが約2,000個近く存在しておりました。これがいわゆる2,000個問題と呼ばれ、あらゆる分野のデータ流通に影響を及ぼすなど、問題視されてきたところがございます。

今回の法改正では、この3つの法律を一本化し、さらに地方も、この全国共通ルールが適用されることとなります。

また、所管についても一本化され、総務省や自治省などばらばらに分かれていた所管が、改正後は個人情報保護委員会に一本化されます。これら法律と所管の一元化によって、個人情報保護とデータ流通の両立を図ることが、今回の法改正の目的となります。

続きまして、2番目の法律と条例の関係について御説明いたします。

改正個人情報保護法の施行に関して必要な事項として、同法で委任された事項または条例で定めることが許容される事項を新たに規定するため、東伊豆町個人情報保護条例を廃止し、新たに東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

3番目の開示請求に関わる手数料等についてですが、開示請求する際の手数料については、これまでと同様に無料といたし、開示請求者への写しの作成等に係る費用は、実費負担といたします。

4番目に、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正についてですが、改正個人情報保護法により新たに設けられた指定管理者の安全管理措置を公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に規定するため一部改正を行うものです。

最後に、附則について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の3枚目の附則を御覧ください。

附則第1条は、この条例の施行日を令和5年4月1日とするもの、附則第3条は、経過措置を定めるものでございます。

附則第4条は、先ほど資料の4番目で説明いたしました東伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正を行うものです。

以上が議案第1号の説明となります。

続きまして、議案第2号 東伊豆町情報公開・個人情報審査会条例の制定について、お手元の資料により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案第2号の資料を御覧ください。

1番目の審査会の設置根拠についてですが、改正個人情報保護法第105条の規定による諮問に対する諮問機関として、情報公開・個人情報保護審査会を設置するものでございます。

続いて、2番目の審査会の統合についてですが、現行では、情報公開審査会と個人情報保護審査会の2つの審査会を設置しております。今回の改正によりまして、これを1つの審査会に統合し、新たに情報公開・個人情報保護審査会を設置する内容でございます。

3番目の審査会委員については、委員数が5人以内で、任期は2年といたしております。

4番目の審査会の所管事項について御説明いたします。

情報公開・個人情報保護審査会の主な所管事項は、ここに記載されているとおりでございます。

(1) の情報公開個人情報の開示決定等の審査請求に関する諮問、(2) の条例の改正ま

たは廃止に関する諮問、（３）の情報公開に関する重要事項または個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関する諮問等、以上の３項目となります。

５番目の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁証に関する条例の一部改正について御説明いたします。

情報公開・個人情報保護審査会の設置により、従来の審査会の名称が変更となることから、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に掲げる別表中の委員の名称を変更するため、一部改正を行うものでございます。

最後に、附則について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の４枚目の附則を御覧ください。

附則第１条は、この条例の施行日を令和５年４月１日とするもの。

附則第３条及び第４条は、旧審査会の経過措置を定めるものでございます。

附則第５条は、先ほど資料の５番目で説明いたしました東伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

以上が議案第２号の説明となります。

続きまして、議案第３号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例について、お手元の資料により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案第３号の資料を御覧ください。

１番目の改正内容についてですが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に揃えることにより、個人情報保護制度と情報公開制度との整合を図るほか、所要の改正を行うものでございます。

２番目の主な改正箇所について御説明いたします。

第７条の改正は、情報公開条例第７条で非開示の対象となる個人情報の定義を、改正後の個人情報保護法に規定する個人情報と同様の定義とする内容でございます。

第２２条から第２８条の改正につきましては、東伊豆町情報公開個人情報保護審査会の設置に伴い東伊豆町情報公開審査会は廃止となるため、第２２条から第２８条までの東伊豆町情報公開審査会の設置等に関する規定を削る内容でございます。

なお、東伊豆町情報公開個人情報保護審査会の設置及び運用につきましては、情報公開・個人情報保護審査会条例で規定をいたします。

３番目の施行日につきましては、令和５年４月１日となっております。

以上が議案第３号の説明となります。

続きまして、議案第4号 東伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例について、お手元の資料により御説明いたします。

恐れ入りますが、議案第4号の資料を御覧ください。

1番目の改正内容についてですが、令和5年4月1日より個人情報保護制度及び情報公開制度に係る開示請求の費用を全面的に見直すことから、行政不服に係る手数料も同様に見直しを行うものでございます。

なお、手数料の額につきましては、個人情報保護制度及び情報公開制度の運用と同額といたします。

2番目の手数量の根拠法令ですが、行政不服に係る手数料につきましては、行政不服審査法第38条で実費の範囲内において条例で定める額と規定されております。

3番目の改正内容ですが、こちらでお示した表にあるとおり、要支援の複写または出力に係る手数料は、改正前が一律1枚20円となっておりましたが、改正後は区分ごとに金額設定をいたし、単色のA3判までが1面につき10円、単色のA3判を超えるものが1面につき40円、カラーのA3判までを1面につき30円といたしました。

4番目の施行日につきましては、令和5年4月1日となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号から議案第4号までの説明となります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより議案第1号から議案第4号までの一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第1号 東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第1号 東伊豆町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 東伊豆町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第2号 東伊豆町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第3号 東伊豆町情報公開条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 東伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第4号 東伊豆町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例について

◎日程第 8 議案第 6 号 東伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例について

◎日程第 9 議案第 7 号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例について

◎日程第 10 議案第 8 号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例について

◎日程第 11 議案第 9 号 東伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条
例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第 7、議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第 8、議案第 6 号 東伊豆町職員の定年等
に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 7 号 東伊豆町職員の給与
に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 8 号 東伊豆町職員の育児
休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 11、議案第 9 号 東伊豆町職員
の分限に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま一括上程されました議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第 6 号 東伊豆町職員の
定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 7 号 東伊豆町職員の給与に関
する条例の一部を改正する条例について、議案第 8 号 東伊豆町職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例について、議案第 9 号 東伊豆町職員の分限に関する条例の一部
を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることとなり、これを受け地方公務員法も改正され、地方公務員の定年についても、国家公務員と同様に令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることとなりました。

これに伴い、定年延長制度の施行について必要な事項を定めるため、関係条例を整備し、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第5号から議案第9号までについて、順次ご説明いたします。

初めに、地方公務員の定年延長制度についての概要を説明いたします。

令和3年度に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるとともに、組織全体としての活力維持や高齢期における多様な職業、生活設計の支援を図るための諸制度が設けられております。

これを受けまして地方公務員法も改正され、地方公務員の定年についても国家公務員と同様に、令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることとなりました。これに伴いまして、定年延長制度の施行について段階的な定年年齢の引上げ、管理監督職、勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入など、必要な事項を定めるため関係条例を整備することとなりました。

それでは、お手元の資料により、今回の改正概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案第5号の資料1ページを御覧ください。

まず、①の段階的な定年年齢の引上げでございます。こちらは、現行60歳である定年年齢を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げるものでございます。これにより、令和5年度、令和6年度は61歳、令和7年度、8年度は62歳、令和9年度、10年度は63歳、令和11年度、12年度は64歳、令和13年度以降は、65歳がそれぞれの定年年齢となります。

次に、②の役職定年制ですが、60歳到達日以後の最初の4月1日までに、管理職以外の職に降任することとなります。

③の60歳到達後の給与月額でございますが、当分の間、60歳到達前の70%といたします。

④の定年前再任用短時間勤務制の導入ですが、60歳に達した以後、定年前に退職した職員につきましては、本人の希望により短時間勤務の職に採用する制度でございます。ここで言

う短時間勤務とは、1週間当たり15時間30分から31時間の間となります。週に換算しますと週2日から週4日となります。この制度の任期は、常勤職員の定年退職までとなります。

最後に、⑤の暫定再任用制度でございますが、従来の再任用制度の廃止に伴い、定年年齢の段階的引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置としてこの制度を設けます。

続きまして、今回の各改正条例の概要を説明いたします。

初めに、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、概要を説明いたします。

恐れ入りますが、議案第5号の資料2ページを御覧ください。

こちらは6本の関係条例をまとめて改正する内容となっております。

まず、①東伊豆町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、再任用職員の該当条文を定年前再任用短時間勤務職員の該当条文に改めると、公益的法人等へ派遣できない職員を対象に、特殊な事情により異動期間を延長された管理職を追加する内容となっております。

次に、②東伊豆町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございますが、懲戒処分の減給について、処分の発令後に給与月額が変動した場合の取扱いについて定めております。

③の東伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、④の東伊豆町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、⑤の東伊豆町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の3本については、再任用短時間勤務職員の該当条文や表記を、定年前再任用短時間勤務職員に改める内容でございます。

また、⑥の東伊豆町職員の再任用に関する条例は、定年延長制度導入に伴い廃止といたしますが、同制度を暫定再任用という制度で経過措置として設けます。

以上が、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明となります。

続きまして、議案第6号 東伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。

恐れ入りますが、議案第6号の資料を御覧ください。

この条例は、再任用短時間勤務職員の該当条文を定年前再任用短時間勤務職員へ改正、退職年齢の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制年齢（役職定年制）を導入する内容となります。

以上が議案第6号 東伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての説明となります。

続きまして、議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。

恐れ入りますが、議案第7号の資料を御覧ください。

この条例では、細かな言い回しそのものを当該職員に改めるなどの修正。

「再任用職員」及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」該当条文や表記の修正。

令和4年12月に実施した勤勉手当等の平準化、60歳到達時の給料を70%にするなどの内容です。

以上が、議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明となります。

続きまして、議案第8号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明いたします。

恐れ入りますが、議案第8号の資料を御覧ください。

この条例では、特殊な事情により異動延長された管理監督職を育児休業及び育児部分休業ができない職員として定める内容と、表中の再任用職員及び再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ表記を修正する内容となります。

以上が、議案第8号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明となります。

続きまして、議案第9号 東伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について概要ですが、免職及び休職に降給が加わる改正となります。

以上が、議案第9号 東伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についての説明となります。

なお、これら改正後の条例につきましては、令和5年4月1日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが、議案第5号から議案第9号までの説明となります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより議案第5号から議案第9号までの一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、ちょっと全協のときにお休みをさせていただいたもの
すから、確認をさせてください。

議案第5号の関係なんですけれども、役職定年制の関係で、60を過ぎると課長職を解かれ
るという判断だと思うんですけれども、そのときに、まだ引き続き残るという職員もいると
思うんですけれども、そのときの役職の名称というものが多分変わってくると思うだけ
ども、その場合、給与表だとか、ああいうところに課長職は7級だとかというふうな記載が
されていると思うんですけれども、その辺の改正というのは別に定めるみたいな規定があっ
て、そちらのほうを流用して対応するのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 役職定年制なんです、60歳到達日から4月1日の間までに降任
となりますが、降任につきましては、直近下位、具体的には主幹で今予定をしております。
主幹につきましては、現行の給与表のほうに表示されておりますので、今回特に改正する予
定はございません。そのような予定でおります。

よろしく申し上げます。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 東伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第6号 東伊豆町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第8号 東伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 東伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第9号 東伊豆町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第12、議案第10号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第10号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在、同条例第28条において特殊な職の報酬に定められている地域おこし協力隊として任用される者を、令和5年4月より削る内容となります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第10号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在、同条例第28条において特殊な職の報酬に定められております地域おこし協力隊として任用される者を、令和5年度から外す内容となります。これにより地域おこし協力隊はほかの会計年度任用職員と同様に、期末手当についても支給が可能となります。

なお、これら改正後の条例につきましては、令和5年4月1日から施行とします。

以上、簡単ではございますが、議案第10号の説明となります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第10号 東伊豆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第13、議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正では、町が所有する普通財産を地域活性化事業の用に供するために貸し付ける場合には、無償または時価よりも低い価格で貸し付けることを可能とし、その根拠を明確にすることを目的として、条例を整備するものです。

詳細につきましては企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いい

たします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の改正は、遊休資産となっている町の普通財産を、地域活性化のために利用しようとする者に無償または時価より低い価格で貸出しをする際の基準を明確にし、スピード感を持って柔軟に対応するために条例を整備するものです。

なお、条例の具体的な運用については、普通財産の無償貸付または減額貸付の適用に関する管理規定を設け、公正公平な運用を図ることとしております。

それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

東伊豆町条例第号。

令和年月日。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年東伊豆町条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

第3号、地域活性化事業の用に供するため、当該地域活性化事業を行う者に貸し付けるとき。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

説明については、以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 条例的に問題があるということではないんですが、ただ、この条例を適用して貸し付けたりした場合の公表なりというものが、どういう形でされるのか。例えば、決算の成果表の中でそういう案件として出てくるのか。この辺については、そうしないと、条例はできたと、議会としてはそういうものが何件、どういう場所で貸し出されたのかということについて把握もできませんし、それについてチェックや検証するということができなくなるんですが、どういう形でそれは議会また町民の皆さんに報告をされるという形で運用していくのか、その点をお知らせください。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） これにつきましては、正式に制度的に公表という制度については特に考えておりませんが、当然のことですが、こういった内容で誰と契約したということについては、契約後にはなりますが、議会に御報告する予定であります。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 報告というのは、いわゆる町長の行政報告みたいな形になるのか、決算の成果説明資料みたいな中でなるのか、その辺はどうなんですか。どういう形が一番適切なのかということがちょっと分かりかねるところがあるんですが。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 現時点で具体的に、いつ公表するということを決めてあるわけではありませんが、契約後、決算を待つということになりますと、1年以上先、成果説明書は1年半先になりますので、契約があった場合には、直近の議会の全協なり議案等説明会なり、早い段階で御報告できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） これ、まず地域活性化事業というふうな名称の判断の範囲といいですか、その規定、誰がそういうふうに地域活性化事業であるというふうに判断するのか。大抵事業をやる方は、町のためとか町の発展に資するというふうに言ってくるのは当然なんですが、その判断の根拠といいですか、規定をどういうふうにするのか。

それから、もう一つは、その際の大きさといえますか、平米数はどのくらいまでのものを許可するのか。無償で譲渡するのかということに関して、何らかの決まりがなければ、これはちょっと危険なんではないか。先ほど14番議員が言うように、検証の方法も、その都度報告するというようなものがなければ、やはりこれは先々に悔いを残すようなことになるのではないかと私は危惧いたしますので、反対いたします。

○議長（稲葉義仁君） 藤井議員、今は質疑です。

○11番（藤井廣明君） ごめんなさい、そういった懸念はないかどうか、質問いたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今、御説明を私のほうからした中で、管理規定を設けるということをお説明をしました。これについては公平公正に決めなければいけないというふうに

考えているものですから、安価あるいは無償で借りたいというような事業が発生した場合には、その担当課長が招集をして副町長、総務課長、企画調整課長、担当課長で会議を開きます。会議を開いて内容を審査をいたしまして、その結果を町長に具申するというような内容で考えております。

この会議の決定については、公平公正を期すということで、無償ですとか安価に貸す場合については、全員賛成をしないと貸付けはしないというような内容で管理規定のほうを考えておりますので、ここでチェックがかかるものというふうに考えております。

それと、面積等について、あと譲渡というお言葉もありましたが、これについては譲渡というようなことは考えておりませんで、財産の処分等については既に条例で、議会の議決が必要となる場合ということの定めがあるものですから、それについては、今までどおりの広さと面積で議会の議決をいただくということで、それ以外の軽微なものについて、今回の条例改正で対応していきたいというような内容になっております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 先ほど申したように、これはどういった事業が地域活性化につながるかというようなことに関する規定が曖昧であるということと、規模に関して、どれだけの規模のものを無償で、あるいは時価よりも安い価格で貸し付けることができるというふうに歯止めがないと、非常に町民の不利益になるのではないかということから、私は反対させていただきます。

○議長（稲葉義仁君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第11号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第14、議案第12号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第12号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、先ほどの議案第7号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部改正と同じく、公営企業についても同様に改正する内容であります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第12号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

今回の条例改正は、地方公務員法の一部改正に伴い条文の整備が必要となったため、改正する内容です。

資料2枚目の改正文により御説明いたします。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」とし、条ずれを改めます。

次に、第19条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と、字句を改めます。また同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し

くは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とし、条ずれを改めます。

次に、附則についてですが、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行といたします。

第2項、この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

第1号、令和3年改正法は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）を言います。

第2号、暫定再任用職員は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を言います。

第3項、第2条第3項に定める手当のうち、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当及び退職手当に関する規定は、暫定再任用職員には適用しません。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第12号 東伊豆町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（稲葉義仁君） 日程第15、議案第13号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第13号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について、提案理由を申し上げます。

事務所の移転により、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の3第3項の規定による関係地方公共団体との協議について、同法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 税務課長。

○税務課長（木田尚宏君） ただいま提案されました議案第13号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について御説明いたします。

静岡地方税滞納整理機構が現在入居している静岡市内の建物が老朽化により建て替え計画があり、退去を求められているため、藤枝市内の施設に事務所を移転し、令和5年10月1日より移転先で業務を開始しますので、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更するものです。

恐れ入りますが、新旧対照表を御覧ください。

第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める内容となります。

なお、施行期日は、令和5年10月1日からとさせていただきます。

以上、簡単ではございますが説明に代えさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第13号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（稲葉義仁君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 3時13分

令和5年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年3月9日(木)午前9時30分開議

- 日程第1 議案第14号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第2 議案第15号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第3 議案第16号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第17号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第5 議案第18号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第19号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第9 議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第14 議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
- 日程第15 議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 楠山節雄君 | 2番 | 笠井政明君 |
| 3番 | 稲葉義仁君 | 5番 | 栗原京子君 |
| 6番 | 西塚孝男君 | 7番 | 須佐衛君 |
| 8番 | 村木脩君 | 10番 | 内山慎一君 |
| 11番 | 藤井廣明君 | 12番 | 鈴木勉君 |
| 13番 | 定居利子君 | 14番 | 山田直志君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	国持健一君	企画調整課長	森田七徳君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木尚和君
住民福祉課 参事	前田浩之君	健康づくり 課長	齋藤和也君
健康づくり 参事	齋藤徳人君	観光産業課長	山田義則君
建設整備課長	齋藤匠君	教育委員会 事務局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長	正木三郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様おはようございます。ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第1回定例会第3日目は成立しましたので、開会します。
これより、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（稲葉義仁君） 昨日の会議における発議第1号の説明の中で、提出者より、議会個人情報保護法を議会個人情報保護条例に訂正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第14号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 議案第14号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第14号 令和4年度東伊豆町一般会計補

正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,492万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を63億1,664万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、実績に基づきワクチン接種関係の国庫補助金や地方債の減もありましたが、普通交付税の再算定による増及びふるさと納税の増等により、全体としては増額となりました。また、一般寄附金、企業版ふるさと納税、民生費寄附金でそれぞれ1件の御浄財をお寄せいただきましたので、御意向に沿って有効に活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、ふるさと納税増に伴う記念品、基金積立金等の増加や学校再編に向けた準備として教育振興基金積立金を計上いたしました。また、全体としては、工事や委託関係の実績に基づく減額を計上したところであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第14号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）について概要を御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,492万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,664万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費の補正。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」によります。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、9ページ、10ページをお開きください。

2 歳出について御説明いたします。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、補正前の金額に1,235万4,000円を追加し、3億9,645万4,000円といたします。

1 節現年課税分、細節 1 個人町民税普通徴収現年課税分1,100万円の増及び2 目法人、補正前の金額に710万2,000円を追加し、6,622万7,000円といたします。

1 節、細節 1 現年課税分710万2,000円の増は、実績に基づく増額であります。

2 項 1 目固定資産税、補正前の金額に926万9,000円を追加し、11億309万6,000円といたします。

2 節、細節 1 滞納繰越分926万9,000円の増につきましては、大口の差押えにより増額するものであります。

5 項 1 目入湯税、補正前の金額に450万円を追加し、7,950万1,000円といたします。

1 節、細節 1 現年課税分450万円の増は、実績に基づき入湯客見込み数を50万人から53万人に増やすことによる増額であります。

13ページ、14ページを御覧願います。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金、補正前の金額に400万円を追加し、1,500万円といたします。

1 節、細節 1 法人事業税交付金400万円の増及び7 款 1 項 1 目地方消費税交付金、補正前の金額から1,000万円を減額し、2 億8,000万円といたします。

1 節、細節 1 地方消費税交付金450万円の減、細節 2 地方消費税交付金（社会保障財源分）550万円の減は、実績及び県の推計により減額するものであります。

11 款 1 項 1 目地方交付税、補正前の金額に6,686万7,000円を追加し、15億2,440万5,000円といたします。

1 節地方交付税、細節 1 普通交付税6,686万7,000円の増は、交付税の再算定による増額とするものであります。

15ページ、16ページを御覧願います。

13 款 分担金及び負担金、1 節負担金、1 目民生費負担金、補正前の金額に572万7,000円を追加し、1,687万5,000円といたします。

2 節児童福祉費負担金、細節10 広域受託児童保育所運営費負担金646万9,000円の増は、広域受託地児童数の増に伴い増額するものであります。

14 款 使用料及び手数料、2 款手数料、3 目衛生手数料、補正前の金額から630万円を減額し、3,098万5,000円といたします。

1 節清掃手数料、細節 2 廃棄物処理手数料630万円の減は、実績により減額するものであります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正前の金額から2,756万9,000円を減額し、2億8,892万9,000円といたします。

2節児童福祉措置費等負担金、細節1子どものための教育・保育給付費負担金2,435万9,000円の減は、認定こども園幼稚園分園児数ゼロ等の実績による減額であります。

3節、細節1児童手当負担金367万9,000円の減は、実績見込みによる減額です。

17ページ、18ページを御覧願います。

2目衛生費国庫負担金、補正前の金額から779万5,000円を減額し、2,951万7,000円といたします。

1節保健衛生費負担金、細節2新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金779万5,000円の減につきましては、歳出不用額に伴う減額であります。

2節国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正前の金額から2,333万7,000円を減額し、1億6,426万8,000円といたします。

1節社会福祉費補助金、細節7住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金750万円の減及び細節9電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金1,500万円の減につきましては、事業費確定に基づく減額であります。

19ページ、20ページを御覧願います。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正前の金額から1,111万5,000円を減額し、2億1,103万7,000円といたします。

2節児童保護措置費等負担金、細節1子ども・子育て支援給付費負担金1,030万2,000円の減は、実績により減額するものであります。

18款1項寄附金、1目ふるさと納税寄附金、補正前の金額に6,000万円を追加し、4億6,000万円といたします。

1節、細節1ふるさと納税寄附金6,000万円の増は、12月までの実績が4億300万円となったため増額するものであります。

2目一般寄附金、補正前の金額に20万円を追加し、120万4,000円といたします。

1節、細節1一般寄附金20万円の増は、匿名希望者の方から御寄附をいただきましたので、増額いたします。

3目企業版ふるさと納税寄附金、補正前の金額に10万円を追加し、380万円といたします。

1節、細節1企業版ふるさと納税寄附金10万円の増は、株式会社大協造機様から御寄附いただきましたので、増額いたします。

4目民生費寄附金、補正前の金額に2万円を追加し、2万円といたします。

1節、細節1社会福祉費寄附金2万円の増は、伊豆ヘルス・ケアマンション様から御寄附いただきましたので、増額いたします。

21ページ、22ページを御覧願います。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額から661万9,000円を減額し、9,713万1,000円といたします。

1節、細節1ふるさと納税基金繰入金661万9,000円の減は、充当を予定しておりました歳出項目を減額したため、繰入金を調整するものであります。

21節諸収入、4項雑入、1目過年度収入、補正前の金額に485万6,000円を追加し、1,068万7,000円といたします。

9節衛生費過年度収入、細節1新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金過年度収入458万7,000円の増は、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金が追加交付された分を増額するものであります。

23ページ、24ページを御覧願います。

22款1項町債、1目農林水産業債、補正前の金額から300万円を減額し、1,360万円といたします。

1節農業債、細節1中山間地域総合整備事業300万円の減は、県営事業の負担額決定に伴う減額であります。

2目土木債、補正前の金額から1,240万円を減額し、5,420万円といたします。

1節土木債、細節1社会資本整備総合交付金事業600万円の減、細節2道路局所管補助金事業580万円の減は、国庫補助金の決定により起債対象事業費減に伴う減額であります。

5目消防債、補正前の金額から430万円を減額し、1,510万円といたします。

1節消防債、細節1消防ポンプ自動車整備事業320万円の減は、車両購入の実績に伴う減額であります。

6目教育債、補正前の金額から540万円を減額し、ゼロ円といたします。

3節幼稚園債、細節1幼稚園送迎バス整備事業540万円の減は、地方公共団体金融機構資金の借入れを予定しておりましたが、資金調整により民間資金の借入れとなったため、減額いたします。

9目総務債、補正前の金額から1,150万円を減額し、740万円といたします。

1節総務債、細節1公共施設解体事業580万円の減は、一般財源で資金調達が可能となっ

たため、減額いたします。

細節2庁舎エレベーター改修事業340万円の減は、改修事業の契約実績による減額であります。

25ページ、26ページを御覧願います。

次に、3歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の金額に2,549万2,000円を追加し、6億4,900万4,000円といたします。

事業コード11職員共済事業、3節職員手当、細節16退職手当組合特別負担金702万8,000円の増につきましては、早期退職者退職金の上乗せ分であります。

事業コード14総務課一般事務管理事業、4節共済費、細節8社会保険料381万7,000円の減につきましては、会計年度任用職員の人数減及び保険料変更に伴う減額であります。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7節報償費、細節1ふるさと納税寄附謝礼1,800万円の増及び11節役務費、細節3ポータルサイトシステム等利用料610万円の増につきましては、寄附金増に伴う経費の増額であります。

5目財産管理費、補正前の金額から848万4,000円を減額し、8,286万6,000円といたします。27ページ、28ページを御覧願います。

事業コード2公用車・バス維持管理事業、17節備品管理費、細節1自動車638万8,000円の減につきましては、車両の更新を見送ったことによる不用額の減額であります。

29ページ、30ページを御覧願います。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額に3,395万6,000円を追加し、2億4,721万7,000円といたします。

事業コード1ふるさと納税基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金3,395万9,000円の増につきましては、寄附金増額分から経費を差し引いた金額を積み立てる内容であります。

17目財政調整基金費、補正前の金額に6,089万5,000円を追加し、2億6,960万円といたします。

事業コード1財政調整基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金6,089万5,000円の増につきましては、今回の補正予算における歳入歳出予算の余剰財源を調整するため、増額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高は約15億3,400万円となります。

31ページ、32ページを御覧願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、7 目国民健康保険費、補正前の金額に632万2,000円を追加し、1 億3,138万1,000円といたします。

事業コード1 国民健康保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1 国民健康保険特別会計繰出金632万2,000円の増につきましては、事業の見込み額に基づき増額としております。

33ページ、34ページを御覧願います。

11目子育て世帯等への臨時特別給付金給付事業費、補正前の金額から2,341万5,000円を減額し、1 億4,188万2,000円といたします。

事業コード2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、18節負担金補助及び交付金、細節1 非課税世帯等に対する臨時特別給付金750万円の減及び事業コード3 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、18節負担金補助及び交付金、細節1 電力・ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金1,500万円の減につきましては、事業費確定に基づく減額であります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、補正前の金額から2,954万8,000円を減額し、2 億1,600万6,000円といたします。

35ページ、36ページを御覧願います。

事業コード2 地域型保育事業、12節委託料、細節1 保育ママ委託料384万9,000円の減及び細節2 小規模保育入所委託料348万2,000円の減につきましては、実績見込みによる減額であります。

事業コード7 子供医療費助成事業、19節扶助費、細節1 子供医療費助成費660万円の減につきましては、12月補正で増額した高額医療費が想定より下回る見込みとなったため、減額となります。

2 目児童措置費、補正前の金額から556万3,000円を減額し、8,321万9,000円といたします。

事業コード1 児童手当給付事務事業、19節扶助費、細節1 児童手当558万円の減につきましては、実績に基づく減額であります。

37ページ、38ページを御覧願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正前の金額から1,196万3,000円を減額し、7,829万1,000円といたします。

事業コード1 小児予防接種事業、12節委託料、細節1 個別接種委託料523万7,000円の減、事業コード4 新型コロナウイルスワクチン接種事業、7 節報償費、細節1 医師謝礼573万5,000円の減につきましては、実績に基づく減額であります。

41ページ、42ページを御覧願います。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、補正前の金額から450万円を減額し、1,665万8,000円といたします。

事業コード1 中山間地域総合整備事業、18節負担金補助及び交付金、細節2 中山間地域総合整備事業負担金450万円の減は、県の負担金額決定に伴う減額であります。

6款1項商工費、3目観光費、補正前の金額から481万3,000円を減額し、1億2,221万円といたします。

43ページ、44ページを御覧願います。

事業コード4 観光施設維持管理事業、14節工事請負費、細節3 風車観光トイレ改修工事は、令和5年度に実施するため減額といたします。

8款1項消防費、3目消防施設費、補正前の金額から439万6,000円を減額し、3,312万7,000円といたします。

事業コード1 消防施設等整備事業、45ページ、46ページを御覧願います。17節備品購入費、細節1 第4分団消防ポンプ自動車は、契約差金を減額するものであります。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興基金費、補正前の金額に5,000万円を追加し、5,000万円といたします。

47ページ、48ページを御覧願います。

事業コード1 教育振興基金管理事業、24節積立金、細節1 基金積立金5,000万円の増は、今後の学校統廃合に備え、基金を積み増しするものであります。

なお、補正後の教育振興基金残高は約6,900万円となります。

2項小学校費、1目学校管理費、補正前の金額から577万5,000円を減額し、3,767万3,000円といたします。

事業コード2 小学校運営事業、1節報酬、細節2 会計年度任用職員報酬577万5,000円の減は、特別支援員の勤務時間の実績に伴い、減額いたします。

恐れ入りますが、4ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正であります。こちらに掲載しております10の事業において繰り越す内容であります。

5ページ、6ページを御覧ください。

第3表地方債補正であります。5ページに変更、6ページに廃止した地方債を掲載しておりますので、御確認願います。

7ページ、8ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額62億7,172万4,000円に4,492万4,000円を追加いたしまして、63億1,664万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額62億7,172万4,000円に4,492万4,000円を追加いたしまして、63億1,664万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が7,333万3,000円の減、地方債が3,960万円の減、その他財源が5,125万5,000円の増、一般財源を1億660万2,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第14号 令和4年度東伊豆町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第15号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第2 議案第15号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第15号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に166万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,462万8,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、収納見込みによる国民健康保険税の減額、交付決定による県支出金の増額及び繰入金の増額であります。

歳出につきましては、特定健診事業費の減額、また、財源調整のため、基金への積立てが主な内容であります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長(稲葉義仁君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(齋藤徳人君) ただいま提案されました議案第15号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について概要を説明させていただきます。

令和4年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,462万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について御説明をいたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額から915万2,000円を減額し、2億9,668万7,000円といたします。

1節現年課税分、細節1医療給付費分、特別徴収現年課税分から2節滞納繰越分、細節3後期高齢者支援分滞納繰越分までの補正額は、1月の調定額等に基づき年間見込み額を算出し、それぞれ減額いたします。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正前の額に578万8,000円を増

額し、14億250万8,000円といたします。

2節特別交付金、細節1保険者努力支援分231万3,000円の増、細節2特別調整交付金316万5,000円の増は、今年度交付金の交付決定による増額です。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額に632万2,000円を増額し、1億3,138万1,000円といたします。

1節、細節1保険基盤安定繰入金123万3,000円、4節、細節1財政安定化支援事業繰入金509万4,000円の増額は、今年度交付金の交付決定による繰入金の増額です。

7ページ、8ページをお開きください。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、補正前の額から114万3,000円を減額し、85万7,000円といたします。

1節、細節1一般被保険者延滞金114万3,000円の減額は、今年度の実績を見込み、減額といたします。

同じく3項雑入、3目一般被保険者返納金、補正前の額から69万円を減額し、5万5,000円といたします。

1節、細節1一般被保険者返納金69万円の減額は、今年度の実績を見込み、減額いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について御説明いたします。

6款保険事業費、2項1目特定健康診査等事業費、補正前の額から134万2,000円を減額し、2,666万9,000円といたします。

12節委託料、細節3特定健診受診者フォローアップ委託料134万2,000円の減額は、本事業に係る契約差金を減額するものです。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業費積立金、補正前の額に300万6,000円を増額し、1,549万円といたします。

24節積立金、細節1国民健康保険事業基金積立金300万6,000円の増額は、今回の補正における財源調整のため、基金に積み立てるものでございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額、18億6,296万4,000円に166万4,000円を増額いたしまして18億6,462万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額18億6,296万4,000円に166万4,000円を増額いたしまして、18億6,462万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金578万8,000円の増、その他財源が632万2,000円の増、一般財源が1,044万6,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第15号 令和4年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第16号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第3 議案第16号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第16号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算の総額から856万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,122万2,000円とするものであります。

内容を申し上げますと、歳入では、収納見込みによる保険料の減額と、保険基盤安定負担金の交付決定による繰入金の減額でございます。

歳出では、歳入で減額補正をしたことに伴い、広域連合への納付金を減額補正するものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤徳人君） ただいま提案されました議案第16号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について概要を説明させていただきます。

令和4年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ856万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,122万2,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料、補正前の額から741万3,000円を減額し、1億6,080万8,000円といたします。

1節現年度分、細節1特別徴収保険料659万9,000円の減、細節2普通徴収保険料81万4,000円の減は、収納見込みによる減額です。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額から114万9,000円を減額し、4,931万4,000円といたします。

1節、細節1保険基盤安定繰入金114万9,000円の減は、今年度の交付決定により繰入れ金額が決定したことによるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額から856万2,000円を減額し、2 億1,065万1,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 後期高齢者医療広域連合納付金856万2,000円の減は、歳入において減額補正した金額について、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額 2 億1,978万4,000円から856万2,000 円を減額いたしまして、2 億1,122万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額 2 億1,978万4,000円から856万2,000円を減額いたしまして、2 億1,122万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源その他が114万9,000円の減、一般財源が741万 3,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第16号 令和4年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第17号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第4 議案第17号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第17号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から505万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,635万7,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、給付費負担金において概算交付決定により国庫支出金の増額、支払基金交付金及び県支出金の減額であります。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費を実績等によりそれぞれ増減額するものです。また、歳入歳出不足額につきましては、介護給付費準備基金から繰入れいたします。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第17号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について概要を説明させていただきます。

令和4年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ505万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,635万7,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明をいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額に999万1,000円を

増額し、2億3,673万1,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1現年度分介護給付費負担金999万1,000円の増は、概算交付決定によるものです。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正前の額から405万4,000円を減額し、6,995万8,000円といたします。

1節現年度分調整交付金、細節1普通調整交付金467万6,000円の減及び細節2特別調整交付金62万2,000円の増は、交付見込みによるものです。

4目1節、細節1保険者機能強化推進交付金86万3,000円の減及び5目1節、細節1保険者努力支援交付金53万1,000円の減は、交付決定によるものです。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正前の額から635万2,000円を減額し、3億3,274万円といたします。

1節現年度分交付金、細節1第2号被保険者介護給付費交付金635万2,000円の減は、変更交付決定によるものです。

2目地域支援事業交付金、補正前の額から130万9,000円を減額し、689万9,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1地域支援事業交付金130万9,000円の減につきましても、変更交付決定によるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額から536万2,000円を減額し、1億7,566万7,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1介護給付費県負担金536万2,000円の減は、現行交付決定によるものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正前の額に83万1,000円を追加し、1億5,766万7,000円といたします。

1節現年度分繰入金、細節1介護給付費繰入金83万1,000円の増は、介護給付費の増額補正に伴う町負担金の増額です。

5目低所得者保険料軽減繰入金、補正前の額に54万7,000円を追加し、2,145万1,000円といたします。

1節現年度分繰入金、細節1低所得者保険料軽減繰入金54万7,000円の増は、国・県負担金の交付決定による増額となります。

2項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の額に263万9,000円を追加し、264万円といたします。

1節、細節1介護保険給付費準備基金繰入金263万9,000円の増は、今回の補正における歳入歳出不足分について基金から繰り入れるものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正前の額に3,707万3,000円を追加し、5億9,301万4,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1居宅介護サービス給付費保険者負担金3,707万3,000円の増は、訪問介護サービス等の利用見込みによるものです。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正前の額から1,174万4,000円を減額し、1億8,848万9,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1地域密着型介護サービス給付費保険者負担金1,174万4,000円の減は、地域密着型通所介護サービス等の利用見込みによるものです。

5目施設介護サービス給付費、補正前の額から432万4,000円を減額し、3億2,721万9,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1施設介護サービス給付費保険者負担金432万4,000円の減は、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設の利用見込みによるものです。

11ページ、12ページをお開きください。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正前の額から881万7,000円を減額し、1,848万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1介護予防サービス給付費保険者負担金881万7,000円の減は、介護予防通所リハビリテーション等のサービス利用見込みによるものです。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正前の額から51万円を減額し、219万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1地域密着型介護予防サービス給付費保険者負担金51万円の減は、サービス利用見込みの減によるものです。

7目介護予防サービス計画給付費、補正前の額から95万2,000円を減額し、218万8,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1介護予防サービス計画給付費保険者負担金95万2,000

円の減は、要支援認定者のケアプラン作成料の見込み減によるものです。

13ページ、14ページをお開きください。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正前の額に98万8,000円を増額し、2,978万8,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1高額介護サービス費保険者負担金98万8,000円の増は、高額介護サービス費支給額の見込みによるものです。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正前の額から80万5,000円を減額し、349万5,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1高額医療合算介護サービス費保険者負担金80万5,000円の減も、高額医療合算介護サービス費支給額の見込みによるものです。

15ページ、16ページをお開きください。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正前の額から444万1,000円を減額し、3,065万9,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1特定入所者介護サービス費保険者負担金444万1,000円の減は、低所得者への食事、居住費の補足給付である特定入所者介護サービス費の見込み減によるものです。

4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金5,000万円の額から936万6,000円を皆減いたします。

24節積立金、細節1介護保険給付費準備基金積立金936万6,000円の減は、今回の補正に伴う収入・支出不足額の財源調整のため、基金への積立てを皆減するものです。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費、補正前の額から208万6,000円を減額し、2,269万6,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1訪問型サービス費負担金138万6,000円の減及び、恐れ入りますが、次ページをおめくりください、一番上の細節2通所型サービス費負担金70万円の減は、各サービス利用の見込みによるものです。

恐れ入ります。3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億8,141万3,000円から505万6,000円を減額いたしまして、13億7,635万7,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億8,141万3,000円から505万6,000円を減額いたしまして、

13億7,635万7,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が74万4,000円の減、その他で766万1,000円の減、一般財源が334万9,000円の増といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第17号 令和4年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第18号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第5 議案第18号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 議案第18号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ64万5,000円とするものであります。

財産収入と繰越金の確定により、一般会計への繰出金を調整したものです。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第18号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和4年度東伊豆町の稲取財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額に6,000円を追加し、59万5,000円とします。

1節その他普通財産貸付収入、細節2配分金6,000円は、実績による増額です。

2款1項1目繰越金、補正前の金額に4万9,000円を追加し、5万円とします。

1節、細節1前年度繰越金4万9,000円は、実績による増額です。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の金額に5万5,000円を追加し、30万1,000円とします。

27節繰出金、細節1一般会計繰出金5万5,000円の増は、歳入の増額によるものです。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正予算を総括してあります。

補正前の歳入及び歳出予算の総額59万円に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ64万5,000円とします。

なお、補正予算財源は、全て一般財源となっています。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第18号 令和4年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第19号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算
（第2号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第6 議案第19号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 議案第19号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ762万9,000円とするものであります。

電気料金の高騰により、光熱水費を増額する内容です。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第19号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和4年度東伊豆町の風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ762万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、2款諸収入、1項1目1節雑入、細節1メンテナンス費用等負担金64万円の増は、町営風車の維持管理に係る経費を民間企業に負担していただく内容となっております。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、1款電気事業費、1項1目風力発電事業、10節需要費、細節4光熱水費64万円の増額については、電気料の高騰によるものです。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してあります。

補正前の歳入及び歳出予算の総額698万9,000円に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、補正後の歳入及び歳出予算の総額をそれぞれ762万9,000円とします。

なお、補正予算財源は、全てその他の特定財源となっております。

以上、簡単ですが、説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和4年度東伊豆町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)

○議長(稲葉義仁君) 日程第7 議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入の既決予定額に797万1,000円を追加し、総額を4億7,016万円とし、収益的支出の既決予定額から195万2,000円を減額し、総額を4億9,806万4,000円といたします。

また、予算第4条に定めた資本的収入の既決予定額に39万9,000円を追加し、総額を272万9,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、実績に基づく給水収益の増額のほか、事業費確定に伴う調整を行っております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 水道課長。

○水道課長(鈴木貞雄君) ただいま提案されました議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第5号)について概要を説明させていただきます。

総則。

第1条 令和4年度東伊豆町水道事業会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

業務の予定量の補正。

第2条 令和4年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第2条第2号中「225万5,000立方メートル」を「229万8,000立方メートル」に、同条第3号中「6,178立方メートル」を「6,296立方メートル」に改めます。

収益的収入及び支出の補正。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億6,218万9,000円に797万1,000円を追加し、4億7,016万円といたします。

第1項営業収益、既決予定額3億9,742万2,000円に996万2,000円を追加し、4億738万4,000円といたします。

第2項営業外収益、既決予定額6,476万7,000円から199万1,000円を減額し、6,277万6,000円といたします。

次に、支出、第1款水道事業費用、既決予定額5億1万6,000円から195万2,000円を減額し、4億9,806万4,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億2,060万6,000円から30万7,000円を減額し、4億2,029万9,000円といたします。

第2項営業外費用、既決予定額3,121万円に15万1,000円を追加し、3,136万1,000円といたします。

第3項特別損失、既決予定額4,720万円から179万6,000円を減額し、4,540万4,000円といたします。

資本的収入の補正。

第4条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,834万8,000円を1億6,794万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億6,232万2,000円を1億6,192万3,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正いたします。

次のページを御覧ください。

収入、第1款資本的収入、既決予定額233万円に39万9,000円を追加し、272万9,000円といたします。

第5項負担金、既決予定額233万円に39万9,000円を追加し、272万9,000円といたします。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、

1 節水道料金を1,000万円増額いたします。使用水量が当初見込みを上回りましたので、実績に基づいて増額をしております。

2 項営業外収益、5 目 1 節他会計補助金を199万1,000円減額いたします。水道料金基本料金免除額及び免除に係る業務委託料確定に伴い、一般会計からの補助金を減額するものであります。

10ページ、11ページを御覧ください。

次に、収益的支出についてですが、1 款水道事業費用、3 項特別損失、1 目75節その他特別損失179万6,000円の減は、水道料金基本料金免除額確定による不用額の減額であります。

12ページ、13ページを御覧ください。

次に、資本的収入についてですが、1 款資本的収入、5 項負担金、4 目 1 節他会計負担金39万9,000円の増は、消火栓工事に関する一般会計からの負担金が確定したため、増額するものであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第20号 令和4年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時55分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

-
- ◎日程第 8 議案第 21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算
 - ◎日程第 9 議案第 22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
 - ◎日程第 10 議案第 23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
 - ◎日程第 11 議案第 24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算
 - ◎日程第 12 議案第 25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
 - ◎日程第 13 議案第 26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
 - ◎日程第 14 議案第 27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
 - ◎日程第 15 議案第 28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（稲葉義仁君） 日程第8 議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算、日程第9 議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、日程第10 議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11 議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算、日程第12 議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、日程第13 議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、日程第14 議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第15 議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算について概要と提案理由を申し上げます。

既に施政方針でも御説明させていただいておりますが、当初予算の規模は55億7,700万円となり、令和4年度当初予算に比べ1億700万円の増額となっております。

まず、歳入予算の内容であります。自主財源は前年対比10.5%増の27億7,960万2,000円で、構成比は49.8%となります。このうち構成比32.0%を占める町税におきましては、個人町民税や入湯税でコロナ禍からの回復が見られたため、町税全体では17億8,313万9,000円、前年対比2,668万7,000円の増額となっております。

そのほか、ふるさと納税寄付金の実績に基づいた増額やふるさと納税基金繰入金を新規政策事業のため増額しております。

次に、依存財源は前年対比5.3%減の27億9,739万8,000円で、構成比は50.2%となります。このうち地方交付税についてですが、地方財政計画では1.7%の増とされておりますが、当町の交付実績を勘案した中で、普通交付税を前年対比6,500万円の増及び特別交付税を1,000万円の増といたしました。

町債につきましては、国による臨時財政対策債抑制方針により、臨時財政対策債を大きく減額し、町債全体では1億4,510万円、前年対比2億20万円の減となっております。

次に、歳出であります。構成比37.4%を占める義務的経費のうち、人件費につきましては、当初予算ベースで職員数2名減により10億3,846万8,000円で、前年対比2,852万1,000円、2.7%の減となります。

扶助費につきましては、自立支援給付費などの増により5億1,357万3,000円で、前年対比2,972万9,000円、6.1%の増となります。

公債費につきましては、起債残高の減少により5億3,561万5,000円、前年対比3,704万1,000円、6.5%の減となります。

物件費につきましては、光熱水費等の増により8億6,059万6,000円で、前年対比9,376万5,000円、12.5%増となります。

維持補修費につきましては、緊急的な修繕を中心に3,418万8,000円、前年対比962万9,000円、22.0%の減となります。

補助費等につきましては、東河環境センター分担金やふるさと納税寄附謝礼の増により15億6,350万7,000円で、前年対比1億4,922万2,000円、10.6%の増となります。

また、積立金では、ふるさと納税基金積立金を中心に2億2,674万1,000円計上しています。次に、投資的経費についてですが、3億4,417万5,000円となり、前年対比1億2,384万8,000円、26.5%の減であります。

補助事業では、道路構造物定期点検委託料の減により2,570万円、13.6%の減となっております。

単独事業では、緊急的な補修工事を中心に予算措置しておりますが、第4分団消防ポンプ自動車購入の減などにより、1億34万6,000円、36.2%の減となります。

以上、令和5年度一般会計予算の概要説明及び提案理由とさせていただきます。

東伊豆町版骨太の方針では、安全安心の確保、稼ぐ力の復活、郷土愛・東伊豆愛の醸成、次代変化への順応、行政改革の推進、以上5つを柱とし、少子高齢化や人口減少、教育、防災など多くの課題に対する対応と新たなチャレンジを新年度予算に計上しております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

次に、議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和5年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は18億2,666万8,000円で、前年度当初予算に比べ9,268万1,000円、5.3%の増となっております。

まず、歳入につきまして主な内容を申し上げますと、国民健康保険税が2億9,401万3,000円で、前年度当初予算に比べ3.9%の減で、歳入総額の16.1%となっております。県支出金が13億6,137万5,000円で、歳入総額の74.5%となっております。繰入金は1億5,779万5,000円で、前年度当初予算に比べ19.6%の増で、歳入の総額の8.6%を占めております。諸収入は1,323万3,000円で、前年度当初予算に比べ2.4%の増で、歳入総額の0.7%を占めております。

次に、歳出の主な内容につきましては、保険給付費が13億2,640万1,000円で、前年度当初予算に比べ6.3%の増で、歳出総額の72.6%となっております。国民健康保険事業費納付金は4億3,838万円で、前年度当初予算に比べ1.4%の増で、歳出総額の24%となっております。保険事業費は4,002万3,000円で、前年度当初予算に比べ29.7%の増で、歳出総額の2.2%となっております。諸支出金は1,233万1,000円で、前年度当初予算に比べ0.5%の減で、歳出総額の0.7%となっております。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和5年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は2億1,682万7,000円で、前年度当初予算に比べ243万円、1.1%の減となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料が1億6,445万8,000円で、前年度当初予算に比べ2.2%の減で、歳入総額の75.8%となっております。繰入金は5,179万6,000円で、前年度当初予算に比べ2.6%の増で、歳入総額の23.9%となります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が2億1,625万6,000円で、前年度当初予算に比べ1.1%の減で、歳出総額の99.7%となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げます、提案理由といたします。

令和5年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は13億9,006万8,000円で、前年度当初予算に比べ4,390万7,000円、3.3%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が2億7,392万9,000円で、前年度当初予算に比べ0.6%の減で、歳入総額の19.7%となっております。国庫支出金は3億2,674万3,000円で、収入総額の23.5%、支払基金交付金が3億6,106万8,000円で、収入総額の26.0%、県の支出金が1億9,933万3,000円で、収入総額の14.3%、繰入金が2億2,224万7,000円で、収入総額の16.0%、分担金及び負担金が445万3,000円で、収入総額の0.3%となっております。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費が1,790万4,000円で、前年度当初予算に比べ6.0%の増で、歳出総額の1.3%となっております。保険給付費は13億736万2,000円で、前年度当初予算に比べ4.2%の増で歳出総額の94.1%、地域支援事業費は6,334万9,000円で、前年度当初予算に比べ0.8%の増で、歳出総額の4.5%となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の総額は71万5,000円で、前年度に比べ10万円の増となりました。土地貸付け先変更により、財産収入が増額になりました。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について概要を申し上げ

げ、提案理由といたします。

令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の総額は541万2,000円で、前年度に比べ291万2,000円の増となります。風車の維持管理に必要な経費を前年度より3か月分多く計上したことによるものです。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算につきまして提案理由を申し上げます。

令和元年度より、賀茂地域1市5町において実施しております幼児教育アドバイザー共同設置事業の特別会計予算を計上するものです。

特別会計歳入歳出予算の総額は216万9,000円となっております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

水道事業収益は4億2,174万8,000円で、前年度に比べ755万9,000円、1.8%の増といたしました。前年度実績を参考に積算しております。

水道事業費用は4億3,403万9,000円で、前年度に比べ2,639万2,000円、6.5%の増といたしました。動力費の増額などを見込んでおります。

資本的収入は230万円で、消火栓の設置、維持管理に係る一般会計負担金を計上しております。

資本的支出は3億1,644万4,000円で、前年度に比べ1億4,702万円、86.8%の大幅な増といたしました。

新年度の主な事業ですが、新規の井戸整備の最終年度といたしまして、4号・5号井戸の滅菌設備設置工事、流入管設置工事、遠方監視装置設置工事を実施し、令和6年度の供用開始に向け整備を進めてまいります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会

計予算の主な内容を御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

令和5年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ55億7,700万円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

債務負担行為。

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によります。

地方債。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によります。

一時借入金。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定めます。

歳出予算の流用。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきますが、この予算の中で、「本年度」と申し上げますのは「令和5年度」であり、「前年度」とは「令和4年度」といたします。また、比較につきましては、令和5年度当初予算と令和4年度当初予算での比較で申し述べますので御理解をお願いいたします。

それでは、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

1款町税につきましては、17億8,313万9,000円、前年対比2,668万7,000円、1.5%の増で、構成比は32.0%であります。

まず、1項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で4億7,104万2,000円となり、

前年対比2,781万7,000円、6.3%の増であります。この増額要因は、コロナ禍からの回復が見られていることによります。

2項固定資産税につきましては、土地地価下落の影響により10億8,380万9,000円で、前年対比1,531万円、1.4%の減となります。

3項軽自動車税につきましては4,189万1,000円で、前年対比137万1,000円、3.4%の増を見込んでおります。

4項町たばこ税につきましては、たばこ離れ等の影響もありますが、前年から大きな増減はなく9,864万6,000円で、前年対比0.1%の増となっております。

5項入湯税につきましては8,775万1,000円で、前年対比1,275万円、17.0%の増で、課税対象者を58万5,000人と推計しております。

次に、2款地方譲与税につきましては5,150万円で、前年対比170万円、3.4%の増となっております。

1項自動車重量譲与税につきましては3,400万円で、前年同額。

2項地方揮発油譲与税につきましては1,250万円で、前年対比250万円の増となっております。

3項森林環境譲与税につきましては500万円で、前年対比80万円の減となっております。

3款利子割交付金につきましても50万円で、前年対比30万円の減であります。

4款配当割交付金につきましては650万円で、前年対比200万円の増であります。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては500万円で、前年対比100万円の減であります。

6款法人事業税交付金につきましては1,650万円で、前年対比550万円、50.0%の増であります。

7款地方消費税交付金につきましては2億8,000万円で、前年対比1,000万円、3.4%の減となっております。なお、構成比は5.0%であります。

8款ゴルフ場利用税交付金につきましては1,200万円で、前年対比200万円の増であります。

9款環境性能割交付金につきましては650万円で、前年対比150万円の増であります。

10款地方特例交付金につきましては400万円で、前年対比177万5,000円の減であります。

ただいまの2款から10款の地方譲与税並びに各種交付金につきましては、国の地方財政計画や県の試算した伸び率、また現下の経済情勢等に基づき、それぞれ予算計上しております。

次に、11款地方交付税につきましては14億6,000万円で、前年対比7,500万円の増であります。構成比は26.2%となっております。普通交付税では各種留意事項を踏まえた上で推計を

し、実績も考慮し、前年対比6,500万円増の13億7,500万円を計上いたしました。特に本年度は、国が臨時財政対策債を抑制するため、臨時財政対策債を減額し、普通交付税を増額しております。また、特別交付税につきましても8,500万円で、前年対比1,000万円の増としております。

12款交通安全対策特別交付金につきましては80万円で、前年同額を計上しております。

13款分担金及び負担金につきましては賀茂郡町村会分担金の皆増により2,373万5,000円で、前年対比761万2,000円、47.2%の増となっております。

14款使用料及び手数料につきましては7,438万6,000円、前年対比493万5,000円、6.2%の減となっております。

3 ページを御覧ください。

1 項使用料につきましては3,710万2,000円で、前年対比60万3,000円、1.7%の増となっております。

2 項手数料につきましては3,728万4,000円で、前年対比553万8,000円、12.9%の減となっております。これは、有料化したごみ袋の廃棄物処理手数料の減によるものであります。

次に、15款国庫支出金につきましては4億3,988万8,000円、前年対比5,248万1,000円、10.7%の減で、構成比は7.9%となっております。

1 項国庫負担金につきましては3億2,121万6,000円で、前年対比2,469万8,000円、7.1%の減で、ワクチン接種に係る国庫負担金の減によるものでございます。

2 項国庫補助金につきましては1億1,658万2,000円、前年対比1,500万7,000円、11.4%の減で、橋梁のメンテナンスに対する社会資本整備総合交付金の減が主な要因であります。

3 項委託金につきましては209万円で、前年対比1,277万6,000円、19.2%の減となっております。これは、参議院議員通常選挙費委託金の皆減によるものでございます。

16款県支出金につきましては3億6,911万円、前年対比2,064万円、5.9%の増で、構成比は6.6%となっております。

1 項県負担金につきましては2億2,799万6,000円、前年対比590万9,000円、2.7%の増となっております。

2 項県補助金につきましては1億807万2,000円、前年対比940万6,000円、9.5%の増で、観光地域づくり整備事業費補助金の増が主な増額要因であります。

3 項委託金につきましては3,304万2,000円、前年対比532万5,000円、19.2%の増であり、静岡県議会議員選挙費委託金の皆増が主な要因となっております。

17款財産収入につきましては6,012万5,000円、前年対比180万円、2.9%の減で、構成比は1.1%となっております。

18款寄付金につきましては4億1,000万円で、ふるさと納税寄付金を増額し、前年対比2億1,000万円、100.0%の増を計上したところであります。

19款繰入金につきましては1億5,072万9,000円、前年対比3,622万1,000円、31.6%の増で、構成比は2.7%となっております。

1項財産区繰入金につきましては24万6,000円で、稲取財産区特別会計からの繰入金であります。

2項特別会計繰入金につきましては30万1,000円で、国民健康保険特別会計等からの繰入金であります。

3項基金繰入金につきましては1億5,018万2,000円、前年対比3,628万2,000円の増で、ふるさと納税基金繰入金増などを計上し、それぞれ基金条例の目的に沿って繰入れいたします。

20款繰越金につきましては、前年度予算執行状況などから、実質収支額を前年同額の2億2,000万円と見込みました。

21款諸収入につきましては6,748万7,000円、前年対比63万円、0.9%の増で、構成比は1.2%となっております。

1項延滞金、加算金及び過料につきましては170万円で、町税の延滞金であります。

2項町預金利子につきましては1,000円で、前年同額を計上いたしました。

次の、3項貸付金元利収入につきましては91万2,000円で、育英奨学金の返還金であります。

4項雑入につきましては6,487万4,000円で、前年対比184万2,000円、2.9%の増となっております。

最後に、22款町債につきましては1億4,510万円、前年対比2億20万円、58.0%の減となり、構成比は2.6%となっております。公共施設解体事業の皆減や国の臨時財政対策債抑制方針により、臨時財政対策債を大きく減額しております。

4ページを御覧ください。

歳出につきましても、款項の区分で御説明いたします。

まず、1款議会費につきましては6,272万2,000円、前年対比26万9,000円、0.4%の減で、構成比は1.1%となっております。内容につきましては、議員報酬、各常任委員会活動費及び事務局職員の人件費などが主なものとなっております。

2 款総務費につきましては13億1,969万円、前年対比5,070万5,000円、4.0%の増で、構成比は23.7%となっております。

1 項総務管理費につきましては11億3,392万3,000円、前年対比5.0%の増であります。ふるさと納税寄付金増に伴う事業費、基金積立金、また光熱水費高騰により増額しております。

2 項徴税费につきましては1億283万9,000円、前年対比6.6%の減であり、評価替えに係る経費が減となったことによるものでございます。

3 項戸籍住民基本台帳費につきましては5,454万5,000円、前年対比7.1%の増で、戸籍事務関係経費やマイナンバー、証明書、コンビニ交付関連の事務的経費などを計上しております。

4 項選挙費につきましては2,109万7,000円、前年対比0.7%の減で、静岡県議会議員選挙及び東伊豆町議会議員選挙の皆増がありますが、参議院議員通常選挙の皆減が主な減額要因となっております。

5 項統計調査費につきましては606万8,000円、前年対比15.7%の増であります。これは、住宅・土地統計調査と漁業センサスによるものでございます。

6 項監査委員費につきましては121万8,000円で、監査事務諸費を計上しております。

次に、3 款民生費につきましては14億9,876万9,000円、前年対比5,483万円、3.8%の増で、構成比は26.9%となっております。

1 項社会福祉費につきましては11億6,303万6,000円で、前年対比4.3%の増であります。後期高齢者医療等の老人福祉費、国民健康保険費、また介護保険費等を計上しております。

2 項児童福祉費につきましては3億3,000万4,000円、前年対比1.7%の増であります。保育留学事業や保育園給食無償化、保育所入所委託料、小規模保育、保育ママ、放課後児童クラブ運営事業などを計上したほか、子供医療費助成事業や子宝祝金、子育て用具購入費補助金などを継続して予算化し、子育て支援の充実を図ります。

3 項国民年金事務取扱費につきましては562万9,000円、前年対比36.6%の増で、国民年金事務の取扱いに係る経費を計上しております。

4 項災害救助費につきましては10万円で、前年度と同額を計上いたしました。

次に、4 款衛生費につきましては7億5,970万2,000円、前年対比6,686万9,000円、9.7%の増で、構成比は13.6%となっております。

1 項保健衛生費につきましては2億2,431万4,000円、前年対比13.8%の減となっております。減額の主な要因として、新型コロナウイルスワクチン接種事業や保健福祉センターの照

明LED化改修工事の減によります。

2項清掃費につきましては5億3,538万8,000円、前年対比23.8%の増となっております。町指定ごみ袋製造委託料や東河環境センター分担金を増額計上しております。

5款農林水産業費につきましては1億1,568万5,000円、前年対比1,747万1,000円、13.1%の減で、構成比は2.1%となっております。

1項農業費につきましては7,374万7,000円、3.3%の増であります。農業委員会費をはじめ農業振興費補助金、有害鳥獣対策費、中山間地域総合整備事業負担金等を計上しております。

2項林業費につきましては1,999万9,000円、前年対比6.0%の増となっております。優良景観樹木保全事業や公園緑地維持管理事業等を計上いたしました。

3項水産業費につきましては2,193万9,000円、前年対比48.8%の減となっております。白田漁港津波対策工事や稲取漁港整備事業地元負担金の減が減額要因となります。

次に、6款商工費につきましては2億2,091万9,000円、前年対比3,098万8,000円、16.3%の増で、構成比は4.0%となっております。観光協会補助金や商工会補助金をはじめ、インバウンド等対策事業補助金や北川ねこさい広場整備工事などを計上しております。

次に、7款土木費につきましては2億8,745万5,000円、前年対比1,982万7,000円、6.5%の減で、構成比は5.2%となっております。

1項土木管理費につきましては2,835万8,000円、前年対比14.1%の増で、地籍調査業務や境界確定のための事務委託料、その他担当職員人件費などが主な内容となっております。

2項道路橋りょう費につきましては2億789万1,000円、前年対比10.5%の減で、道路維持費では町道全般維持補修工事、また道路新設改良費では橋梁補修工事のほか、白田川橋橋梁架け替え工事に伴う地質調査業務委託料や稲取片瀬線測量設計業務委託料などを計上いたしました。

3項河川費につきましては1,457万9,000円、前年対比11.8%の減で、湯ヶ岡山田水路や湯ヶ岡赤川線改築事業付帯工事を計上しております。

4項都市計画費につきましては3,456万9,000円、前年対比8.3%の増で、都市公園、唐沢汚水処理場の維持管理費及び担当職員人件費等を計上いたしました。

5項住宅費につきましては205万8,000円、前年対比14.0%の増で、町営住宅の維持管理事業経費を計上しております。

次に、8款消防費につきましては3億8,627万8,000円、前年対比2,810万円、6.8%の減で、

構成比は6.9%となっております。駿東伊豆消防組合負担金や第3分団器具置場外壁改修工事を計上いたしております。

次に、9款教育費につきましては3億7,645万1,000円、前年対比411万5,000円、1.1%の増で、構成比は6.8%となっております。

1項教育総務費につきましては1億1,056万7,000円、前年対比4.1%の減となっております。教育委員会並びに教育委員会事務局運営費や国際協力推進事業、ICT教育推進事業を計上しております。

5ページを御覧ください。

2項小学校費につきましては4,823万1,000円、前年対比4.9%の増で、学校施設の維持管理事業や教育振興費を計上しており、光熱費の高騰が増額の要因となっております。

3項中学校費につきましては4,016万6,000円、前年対比18.0%の増となっております。中学校費におきましても、学校施設の維持管理事業や教育振興費を計上しており、光熱費の高騰や稲取中学校桜伐採改修工事が増額の要因となっております。

4項幼稚園費につきましては6,043万5,000円、前年対比19.2%の減となっております。主な減額の要因といたしましては、保育補助員の減によるものです。

5項社会教育費につきましては3,890万3,000円、前年対比33.4%の増であります。青少年育成事業や町民文化祭実施事業、生涯学習費、文化財保護費、図書館費を計上しており、図書館に係る光熱費高騰や会計年度任用職員の増が増額の要因となっております。

6項保健体育費につきましては7,384万6,000円、前年対比7.5%の増であり、幼稚園の給食無償化や給食センターの光熱費高騰及び改修工事が増額の要因であります。

7項育英奨学費につきましては430万3,000円で、育英奨学金の貸付金及び育英奨学基金への積立金を計上しております。

次に、10款災害復旧費につきましては368万9,000円、前年対比147.9%の増となっておりますが、これは、近年頻発する災害に備えて増額するものであります。

次に、11款公債費につきましては5億3,564万円、前年対比3,704万1,000円、6.5%の減で、構成比は9.6%となっております。内容につきましては、元金償還金5億1,994万5,000円、公債利子1,517万円、一時借入金利子50万円を見込んだほか、諸費として2万5,000円を計上したものであります。

最後に、12款予備費につきましては1,000万円で、予算総額の0.2%を計上いたしました。

6ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為として令和5年度設定分をお示ししております。事項、期間、限度額等を御覧の上、御理解をお願いいたします。なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきましては、216ページ以降に調書を掲載してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

7ページを御覧ください。

本予算の第3条で定めました第3表地方債の内容でございますが、限度額1億4,510万円で、起債の方法につきましては証書限りといたします。利率につきましては年5.0%以内とし、償還方法を定めたものでございます。なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、予算書219ページに記載しておりますので、御覧の上、御確認をお願いいたします。

8ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました各款の歳入概要につきましては、この事項別明細書総括表で前年度比較を含めお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

9ページを御覧ください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳の総括表となっております。

歳出予算総額の特定財源内訳につきましては、国・県支出金が8億872万2,000円、地方債が1億1,510万円、その他財源が7億5,954万9,000円となります。一般財源につきましては38億9,362万9,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） この際、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（稲葉義仁君） 休憩を閉じ再開します。

健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤徳人君） それでは、議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、220ページをお開きください。

令和5年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億2,666万8,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

一時借入金。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は1億円と定めます。

歳出予算の流用。

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

221ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税は2億9,401万3,000円で、前年度と比較し1,184万1,000円、3.9%の減で、予算全体の16.1%を占めております。保険料率は前年度据置きにより計上したものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料は25万円で、督促手数料でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は科目存置です。

4款県支出金、1項県補助金は13億6,137万5,000円、前年度と比べ7,835万6,000円の増で、予算全体の74.5%を占めております。保険給付等に要する額が県から交付されます。

6款繰入金は1億5,779万5,000円で、前年度と比べ2,585万4,000円、19.6%の増で、予算全体の8.6%を占めております。

1項一般会計繰入金は1億2,825万8,000円で、一般会計からの法定繰入金です。

2項基金繰入金は2,953万7,000円で、歳入歳出予算調整のため、国民健康保険事業基金から繰り入れるものです。

7款繰越金は科目存置です。

8款諸収入は1,323万3,000円で、前年度と比べ31万2,000円、2.4%の増で、予算全体の

0.7%を占めております。

1 項延滞金、加算金及び過料は201万円で、一般及び退職被保険者の延滞金でございます。

3 項雑入は1,122万3,000円で、前年度の3月支払い分の保険給付費に関する精算、返還分や第三者行為の納付金等であります。

222ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は813万3,000円で、前年度と比べ87万6,000円、9.7%の減であります。主な内容として、1 項総務管理費は532万4,000円で全般的な需用費、役務費、委託料を、2 項徴税費は217万6,000円で印刷製本費や通信運搬費を計上させていただきました。

2 款保険給付費は13億2,640万1,000円で、前年度と比べ7,844万2,000円、6.3%の増で、予算全体の72.6%を占めております。

1 項療養諸費は11億3,499万5,000円で、前年度と比べ6,442万8,000円、6%の増となっております。令和4年度の医療費実績により推計し、計上させていただきました。

2 項高額療養費は1億8,527万3,000円で、前年度と比べ1,391万4,000円、8.1%の増となっております。

4 項出産育児諸費は410万3,000円で、10人分を計上させていただきました。

5 項葬祭諸費は175万円で、前年同額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は4億3,838万円で、前年度と比べ592万5,000円、1.4%の増で、予算全体の24%を占めております。

1 項医療給付費分は2億8,546万2,000円、2 項後期高齢者支援金等分は1億1,291万1,000円、3 項介護納付金分は4,000万7,000円で、国の仮係数に基づき県から示された納付金額を計上いたしました。

6 款保健事業費は4,042万3,000円で、前年度と比べ925万1,000円、29.7%の増です。

1 項保健事業費は632万8,000円で、人間ドック補助金などを計上しております。

2 項特定健康診査等事業費は3,409万5,000円で、前年度と比べ891万7,000円の増となっております。

9 款諸支出金は1,233万1,000円で、前年度と比べ6万1,000円、0.5%の減です。

1 項償還金及び還付加算金は1,210万円で、前年度と同額を計上いたしました。保険税の還付金及び前年度の3月支払い分の保険給付費に関し精算の処理が必要となるため、県への返還金を予算計上しております。

10款予備費は100万円とさせていただきました。

次のページ、223ページ、224ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各項の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、224ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国・県支出金が13億6,137万6,000円、その他財源は1億5,779万5,000円、一般財源は3億749万7,000円という内訳になっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、249ページをお開きください。

令和5年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,682万7,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページ、250ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は1億6,445万8,000円、前年度と比べ376万3,000円、2.2%の減で、予算全体の75.8%を占めております。令和5年度の保険料率は、均等割額4万2,500円、所得割8.29%、賦課限度額66万円となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は7万円で、前年度と同額で督促手数料となります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金は5,179万6,000円、前年度と比べ133万3,000円、2.6%の増で、予算全体の23.9%を占めております。保険料軽減分に係る一般会計からの法定繰入金です。

4款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は50万2,000円で、保険料還付に係る後期高齢者医療広域連合からの納付金となります。

5款繰越金につきましては、科目存置です。

251ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は2億1,625万6,000円、前年度と比較し243万円、1.1%の減で、予算全体の99.7%を占めております。徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するものです。

2款諸支出金は57万1,000円で、内訳は、1項償還金及び還付加算金で50万1,000円、2項繰出金7万円となっております。

252ページ、253ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、253ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源その他で5,236万7,000円、一般財源で1億6,446万円となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（齋藤和也君） 続きまして、議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、258ページをお開きください。

令和5年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,006万8,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

259ページをお開きください。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入について款項の区分で概要説明をさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料は 2 億 7,392 万 9,000 円で、前年度対比 164 万 2,000 円、0.6% の減で、予算全体に占める割合は 19.7% でございます。65 歳以上の方の特別徴収保険料と普通徴収保険料で基準月額につきましては 4,840 円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料は 10 万円を計上させていただきました。督促手数料となります。

3 款国庫支出金は 3 億 2,674 万 3,000 円で、前年度対比 44 万 4,000 円、0.1% の増で、予算全体に占める割合は 23.5% でございます。

1 項国庫負担金は、介護給付費負担金で 2 億 3,558 万 6,000 円、前年度対比 889 万 4,000 円、3.9% の増で、負担率は保険給付費の施設分が 15%、その他分で 20% となっております。

2 項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金等の交付金で 9,115 万 7,000 円、8.5% の減で、法定負担率や事業の実施により評価された点数により算出された額が交付されるものです。

4 款 1 項支払基金交付金は 3 億 6,106 万 8,000 円で、前年度対比 1,416 万 3,000 円、4.1% の増で、予算全体に占める割合は 26.0% になります。第 2 号被保険者の保険料となっております。

5 款県支出金は 1 億 9,933 万 3,000 円で、前年度対比 843 万円、4.4% の増で、予算全体に占める割合は 14.3% になります。

1 項県負担金は、現年度分の介護給付費県負担金で 1 億 8,930 万 5,000 円、前年度対比 4.6% の増で、負担率は保険給付費の施設分が 17.5%、その他分で 12.5% となっております。

2 項県補助金は、地域支援事業交付金で 1,002 万 6,000 円、前年度対比 1.2% の増で、負担率は介護予防・日常生活支援事業が 12.5%、包括的支援事業が 19.25% となっております。

6 款財産収入、1 項財産運用収入は、科目存置です。

7 款繰入金は 2 億 2,224 万 7,000 円で、前年度対比 1,795 万 5,000 円、8.8% の増で、予算全体に占める割合は 16.0% になります。

1 項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金等で 2 億 883 万円、前年度対比 2.2% の増で、負担率は保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援事業が 12.5%、包括的支援事業・任意事業は 19.25% でございます。

2 項基金繰入金は 1,341 万 7,000 円で、前年度対比皆増となっており、介護給付費準備基金からの繰入れとなっております。

8 款 1 項繰越金は、前年度と同額 200 万円を計上いたしました。

9 款諸収入は19万4,000円で、主に雑入でございます。

11 款分担金及び負担金、1 項負担金は445万3,000円で、前年度対比皆増で、今年度より賀茂郡介護認定審査会の事務局の当番となったため、審査会に係る経費の他の町からの負担金となります。

260ページを御覧ください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は1,790万4,000円で、前年度対比101万円、6.0%の増で、予算全体に占める割合は1.3%でございます。

1 項総務管理費は168万3,000円、前年度対比70.8%の減であります。全般的な需用費、役員費などが計上してあります。

2 項徴収費は312万7,000円、前年度対比39.6%の増で、納入通知書等の印刷製本費、郵便料、口座振替等委託料が主なものでございます。

3 項介護認定審査会費は1,309万4,000円、前年度対比47.3%の増で、主に賀茂郡介護認定審査会費、認定調査費などを計上してあります。

2 款保険給付費は13億736万2,000円で、前年度対比5,292万7,000円、4.2%の増で、予算全体に占める割合は94.1%でございます。介護給付費等の実績により計上いたしました。

1 項介護サービス等諸費は12億486万8,000円、前年度対比4.8%の増で、要介護認定者の居宅介護サービス給付費等になります。

2 項介護予防サービス等諸費は3,060万2,000円、前年度対比12.8%の減で、要支援認定者の介護予防サービス給付費等になります。

3 項その他諸費は91万3,000円で、国保連合会への審査支払い手数料です。

4 項高額介護サービス等費は3,242万4,000円で、前年度対比12.5%の増、負担限度額を超える介護給付費の自己負担に対して補填するもので、実績により算出してございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は440万円で、前年度同額で、介護保険と医療保険の両方を利用した場合の年間負担限度額を超えた自己負担に対して給付されるものとなっております。

6 項特定入所者介護サービス等費は3,415万5,000円で、前年度対比3.0%の減で、低所得者の施設入所時等における食事、居住費の補足給付になります。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金及び 4 款 1 項基金積立金は科目存置です。

5 款地域支援事業費は6,334万9,000円で、前年度対比52万2,000円、0.8%の増で、予算全

体に占める割合は4.5%になります。

1項介護予防・生活支援サービス事業費は2,881万3,000円で、前年度対比2.8%の増で、介護予防・生活支援サービス費、介護予防ケアマネジメント費等でございます。

2項一般介護予防事業費は120万5,000円で、前年度対比48.7%の減で、介護予防事業費等でございます。

3項包括的支援事業費は3,324万8,000円で、前年度対比2.7%の増で、包括支援センターの人件費や在宅医療介護連携推進事業費等でございます。

4項その他諸費は前年度同額8万3,000円で、国保連合会への審査支払い手数料です。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は前年度同額45万1,000円で、保険料過誤納還付金でございます。

7款1項予備費は100万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

261ページ、262ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、262ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国・県支出金が5億2,607万6,000円、その他の財源が3億6,581万2,000円、一般財源は4億9,818万円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について御説明します。

307ページをお開きください。

令和5年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71万5,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次に、款項の区分で概要を説明します。

308ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明します。

1款財産収入、1項財産運用収入は71万4,000円で、前年度比10万円の増となります。土地貸付け先が稲取温泉旅館組合からグランピングの運営会社に変更になったことによる土地貸付料の変更が増額の理由です。

次に、309ページの歳出ですが、1款管理会費、1項管理会委員会費は41万9,000円で、前年度比10万円の減額となります。7名の委員報酬は同額ですが、歳入で御説明した土地貸付料が増額になったことにより、天草用地使用保証料が増額なっています。

2款諸支出金、1項繰出金は、一般会計への繰出金24万6,000円で、前年度同額となります。

3款1項予備費は5万円で、前年度同額です。

次に、310ページ、311ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で予算内容を総括しております。

歳入歳出予算の合計は、歳入歳出それぞれ71万5,000円で、前年度比10万円の増となっております。本年度予算の財源内訳は全て一般財源となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について説明します。

317ページをお開きください。

令和5年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ541万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 電気事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要を御説明します。

318ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明します。

1款1項繰越金の予算額250万円は、前年度繰越金です。

2款諸収入、1項雑入の予算額291万2,000円は、町営風車の維持管理に関する費用に係る民間企業の負担金となります。

次に、319ページの歳出ですが、1款電気事業費、1項風力発電事業費は397万3,000円で、前年度比200万円の増となります。風車の維持管理費を前年度より3か月長く6か月分計上したことによるものです。

2款1項予備費は143万9,000円を計上いたします。

320ページ、321ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で内容を総括してあります。

本年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ541万2,000円で、前年比291万2,000円の増となります。なお、財源内訳のうち291万2,000円は、その他の特定財源です。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 続きまして、議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算について概要を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、326ページをお開きください。

令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216万9,000円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページ、327ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金は210万8,000円、前年対比2万1,000円の減、これは賀茂地区1市5町の負担金となります。

2款繰越金、1項繰越金は6万1,000円、前年対比2万1,000円の増となっておりますが、こちらは令和4年度からの繰越し分となります。

328ページを御覧ください。

次に、歳出についても、款項の区分で申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費のみとなっております。216万9,000円、前年度対比は増減なし。主な支出は幼児教育アドバイザーの報酬192万4,000円となります。

329ページ、330ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、330ページの財源内訳ですが、財源につきましては、特定財源のその他が210万8,000円、一般財源が6万1,000円となります。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） 続きます。議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算について概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊の水道事業会計予算書の1ページを御覧ください。

総則。

第1条 令和5年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量。

第2条 業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号 給水件数、5,860件。

第2号 年間総給水量、230万7,000立方メートル。

第3号 一日平均給水量、6,320立方メートル。

第4号 主な事業、4号、5号井戸滅菌設備設置工事、町道湯ノ沢草崎線配水管新設工事などを予定しております。

収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入。

第1款水道事業収益4億2,174万8,000円、第1項営業収益4億533万8,000円、第2項営業外収益1,641万円といたします。

支出。

第1款水道事業費用4億3,403万9,000円、第1項営業費用4億1,870万9,000円、第2項営業外費用1,360万1,000円、第3項特別損失72万9,000円、第4項予備費100万円といたします。

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,414万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,898万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億9,516万2,000円で補填するものといたします。

収入。

第1款資本的収入230万円、第5項負担金230万円といたします。

支出。

第1款資本的支出3億1,644万4,000円、第1項建設改良費2億1,413万円、第2項企業債償還金1億231万4,000円といたします。

債務負担行為。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めます。

事項、水道検針業務委託、期間、令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,115万円といたします。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条 予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用の間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費9,261万4,000円といたします。

棚卸資産購入限度額。

第8条 棚卸し資産の購入限度額は533万4,000円と定めます。

恐れ入りますが、21ページ、22ページをお開きください。

予算参考書で概要を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、1 款水道事業収益は 4 億 2,174 万 8,000 円で、前年対比 755 万 9,000 円、1.8%の増といたします。

1 項営業収益は 4 億 533 万 8,000 円で、前年対比 791 万 6,000 円、2%の増といたします。実績に基づき給水収益の増を見込んでおります。

2 項営業外収益は 1,641 万円で、前年対比 35 万 7,000 円、2.1%の減といたします。主な内容は、長期前受金戻入などを計上しております。

23 ページ、24 ページを御覧ください。

次に、収益的支出ですが、1 款水道事業費用は 4 億 3,403 万 9,000 円で、前年対比 2,639 万 2,000 円、6.5%の増といたします。

1 項営業費用は 4 億 1,870 万 9,000 円で、前年対比 4,327 万 2,000 円、11.5%の増といたします。電気料金高騰による動力費の増額を見込みました。

27 ページ、28 ページを御覧ください。

2 項営業外費用は 1,360 万 1,000 円で、前年対比 1,760 万 9,000 円、56.4%の減といたします。消費税及び企業債利息が減少しております。

29 ページ、30 ページを御覧ください。

3 項特別損失は 72 万 9,000 円の皆増といたします。

4 項予備費は、前年同額の 100 万円といたします。

31 ページ、32 ページを御覧ください。

資本的収入についてですが、1 款資本的収入 230 万円で、前年対比 3 万円、1.3%の減となっております。

5 項負担金 230 万円で、消火栓に関する一般会計負担金を計上しております。

次に、資本的支出ですが、1 款資本的支出 3 億 1,644 万 4,000 円で、前年対比 1 億 4,702 万円、86.8%の増といたします。

1 項建設改良費は 2 億 1,413 万円で、前年対比 1 億 4,588 万 9,000 円、213.8%の増といたします。4 号、5 号井戸の令和 6 年度供用開始に向けた滅菌設備設置工事、流入管設置工事及び遠方監視装置設置工事が増の主な要因で、そのほかにも町道湯ノ沢草崎線配水管新設工事などを予定しております。

2 項企業債償還金は 1 億 231 万 4,000 円です。

なお、7 ページ以降に予定キャッシュフロー計算書や給与費明細書、債務負担行為に関する

る調書、予定貸借対照表などを添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、提案されました令和5年度の各会計の当初予算の概要説明を終了します。

これより大綱質疑を行います。大綱質疑の範囲は款までとし、質疑の回数は通告分を含め2回まで、質疑と答弁を含め、1人30分以内とします。

なお、予算に対する質疑となりますので、一般質問のようにならないよう御注意願います。

14番 山田議員の大綱質疑を許します。

14番 山田議員。

○14番（山田直志君） それでは、岩井町長の編成をいたしました初の予算であります当初予算に対する大綱質疑を行わせていただきます。

主に歳出関係で4点行います。

1つ目は、域内交通実証事業、地域力創造アドバイザー業務、保育留学事業など外部に委託する手法が数多く見られます。政策立案や今後事業の継続の基礎となる委託であり、その評価や検証をどのように行っていくのかということについて、町長のまずお考えをお伺いしたいと思います。

2点目に、健康づくりや介護予防などを含む健康増進事業ですが、町民生活の安心の土台であるとともに、町で見ますと一般会計のみならず、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計にも関連する重要な施策であると考えておりますが、この健康増進計画の策定を新規に盛り込むほかには、事業の充実や改善を図るといったようなことが今予算に図られているのか、その点を2点目、お伺いしたいと思います。

3点目に、町長の骨太の方針の中でも、観光産業のさらなる磨き上げということが言われてきました。その内容について、言葉はよく理解できるんですが、今回は地域力総合アドバイザーと地域おこし協力隊員の追加で人材の活用を図っているというふうに思うんですが、これがこの町の観光の在り方、また個々の事業にどういうふうに関連して、磨き上げという作業が行われていくのか、その辺についてのお考えをお伺いしておきたいと思います。

4点目に、これも町長施政方針でも骨太の方針でも言っている、もうかる一次産業の実現ということですが、新たな施策は農地利用の効率化等交付金の活用だけという状況であります。既存施策の活用、見直しを含めた事業の展開というものがあるのか、それら

について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 順次答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 大綱質疑ということで、山田議員の質疑、質問にお答えいたします。

まず、1点目でありますけれども、域内交通実証実験、あと地域力創造アドバイザー業務等、委託ということがメインになってくるという中で、委託はするのはいいけれども、ちゃんとチェックできるのかという話かというふうに承りました。

まず、人口減少や高齢化によりまして、地方におけるプレーヤー不足というのは、この議会でも同じような御質問もいただいて、答弁もさせていただいたかと思っております。大変深刻な問題、それはプレーヤーだけではなくて、この役場の中もそうだというふうに認識をしております。

また、社会の変化のスピードが大変速くて、人口増加期とは比較にならないほど、一方で課題がどんどん山積をしているという状況、これは皆さんも御理解いただけるかと思っております。

そのような中で、地方における様々な課題を解決する手法、これをいろいろ考えた中で、民間等の外部の知見を積極的に取り入れることは、今後の行政運営を行う上で大変重要、必要不可欠なものだというふうに考えております。

そういうような背景があって、様々な外部からの知見とかアドバイス、ノウハウ、様々なことを入れるだけ入れていきたいという方向性であるということでもあります。

外部に委託した事業につきましては、その過程においても結果においてもしっかりと評価、検証、これは行って、将来どのように生かすかの議論をしていくことが重要であるというふうに考えております。

とにかく、まずはチャレンジというか、いろいろ試行していかなければ物事は変わっていかないというところで、まずは委託をして、その評価、検証はしっかり行って、さらにそれを修正していく、もしくは見直しをかける、さらに進める、そのような判断がその後に入ってくるのではないかなというふうに思っております。

委託事業の評価というのは、一義的に町の責任として行いますけれども、得られた結果については、当然議会にも共有をさせていただいて、説明もし、評価もある一定のものはいただかなければいけないのかなというふうに思っております。

次に、2点目ですけれども、健康増進事業についてでございます。

事業の充実、改善は図られているのかという話でありましたけれども、健康増進事業につきまして、これは町民の保健向上を図ることを目的に、健康教育、健康相談、そしてがん検診、また歯周疾患検診等を実施するものでありますけれども、令和6年度から計画更新に当たり、今回、御指摘のように計画策定事業費を計上させていただきました。そのほかの新規事業としては、がん検診の新規項目を追加し早期発見に努めることや、高齢者の歯周疾患予防の意識啓発に関する予算を計上しているところであります。また、介護予防教室の中や高齢者の集まる地域サロン等にしっかりと出向かせていただいて、認知症やフレイル対策を実施していく中で、事業の充実を図っていく予定であります。

3つ目でありますけれども、観光産業について、地域力創造アドバイザー、あとは地域おこし協力隊等、人材の補強を図ったということで、それが町の観光にどういうふうに影響が出るのかという御質問だったかと思えます。

令和5年度につきましては、地域おこし協力隊2名採用されました。地域力創造アドバイザー1名をお願いする、今後、予定になっております。

地域おこし協力隊の1名については、所有者である稲取財産区とともに今後の稲取細野高原の保全管理や維持、また利活用に携わっていただくことになっております。また、地域力創造アドバイザーについては、今後の課題であります稲取細野高原の有効活用に関する検討を行う際に、材料となる知見や活用方法についてアドバイスをいただくことを考えております。

もう一人の地域おこし協力隊員につきましては、ロケ支援及び漁業支援を少しイメージしておりまして、特に漁業支援については、ふるさと納税というのも力を入れている中で、ふるさと納税に関する漁業商品、6次化を含めて、そのような取組、あとはいろいろな、それだけじゃないんですけれども、開拓を担っていただくことを考えております。観光のみならず、町の産業全体で活躍していただけるということも同時に考えているところであります。

最後の4点目であります。

もうかる一次産業の実現、これ、本当に大事だと思っているんですけれども、なかなかすぐにはいきなり、一次産業というのはやはり基礎から積上げみたいなものが大変必要であります。それでしっかりと一次産業が発展をしていくというふうになると思うので、なかなかすぐに結果は出ないかもしれないという中での取組をさせていただいているんですけれども、町では、農業の基盤となる農地の整備を進めるために、進めるに当たりまして、伊豆縦貫自

動車道の建設発生土を利用した農業基盤整備を少しイメージしております。令和5年度では、その事前調査として、静岡県と町が2分の1ずつ負担をして、候補地の事業調査や農業者の意向調査などを進める予定となっております。

やはり農作物を作る前に基盤整備できていないといけないので、耕作放棄地の問題もありますが、可能性のある農地については、それを少ししっかりと使えるようにしていけたらいいのかなという中の取組であります。

予算科目につきましては、歳出予算で5款1項5目、事業コード1 中山間地域総合整備事業、18節の負担金補助及び交付金、細節2の中間地域総合整備事業負担金の中の一部で、予算額は150万円となっております。これらの農地整備の取組を行った後で、ここからが結構また次のステップで大事なんですけども、高付加価値の作物の作付の推奨等によりまして農業所得が増えるような手だて、これを講じていきたいというふうに考えております。

予算化されてはおりませんが、漁業関係者の収入を安定させ、地域雇用を生み出す事業として、これはなかなかハードルちょっと高いかもしれないんですけども、例えば、養殖の漁業や沿岸漁業に対する新たな取組の検討も行っていければいいのかなというふうに思っております。

これらの取組を行うに当たりまして、地域おこし協力隊、今回2名新しく加わりましたけれども、そういうような方々も活用しながら漁業者の支援を行っていこうというふうに考えております。

農業者の支援としては、農業振興費補助金によりまして、新品種導入等に対する助成を引き続き行っていくことになっております。また、漁業者に対しても、漁業振興費補助金により、漁獲の安定化の取組を進め、収益の増加を図っていきたいというふうに考えております。

ふるさと納税を活用してもらい、新たな販路拡大を図り、収益の拡大につなげていく、また、新たに創設をされるふるさと納税記念品開発等支援補助金、これらも活用しながら、さらなるブランド化とか商品開発を行っていただき、まさに一次産業を稼ぐ産業に転換していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉義仁君） 14番 山田議員。

○14番（山田直志君） 2回しかできませんので、町長、私、まず1点目のこの委託の問題、そのほかのところもそういう点があるんですけども、言われるように、外部からの有益な知見を取り入れるというのは、必要なことではないかなというふうには思っているんです。

ただ、問題は、やっぱり押しつけにならずに、やっぱりしっかりと町で町民がこれを解釈して自分たちのものになっているかどうかというところが大事なんだろうなど。まちづくりということで、よそのいい意見でうまくいくということはないわけで、やっぱり町民がしっかりとそのことを理解して、この方向でまちづくりをやっていこうよというところが、そういうみんなが同じ方向に向かって努力していかないと、大きな変革はつukれないのかなというふうに思っています。

ですから、先ほど町長言われたことはいいんですけれども、ぜひこういう結果については、私は、国なんかはかなりやっているんですけれども、いろんな調査結果はホームページで公表したりとか、パブリックコメントを求めたりとか、そういうこともぜひ行っていただきたいというふうに、1点目、思っておりますが、この点はいかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まさに、一方的に外から来た人たちがいろいろ良かれと思ってやったことでも、町民の皆さんの御理解がいただけていないと、それが当然浸透していかないというふうに思っておりますので、その辺の一体感をしっかりとつくっていくということが重要だと思います。

それをやるに当たって、やっぱり人がすごく重要だなというふうに感じておまして、当然、地域おこし協力隊を選ぶ上でも、その辺の人間力というのは一応面接の中で見させていただいております。論文というか、そういうのも何となく書いた人もいらっしゃると思うので、その辺のことも総合的に判断しているということと、例えば細野高原で言うと、地元で大変熱心な方がおまして、その方がすごく先導的にやっていただけるというそういう面もありますので、まさにそういう地域の皆さんの地域を思う思いと、外から来る方々がこの東伊豆を良くしたいという思いが一緒になれるような、そんな取組をしていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番 山田議員。

○14番（山田直志君） 次の、町長、健康増進の問題なんですけれども、これは、議会でも予算決算のたび、ここ数年の間にも万たびこの付帯決議等々で触れてきたところで、やっぱり国の高齢化よりも、うちの町の高齢化ははるかに進んでいるという状況の中で、本当に戦略的にこの課題を位置づけていかないと、やっぱり町民の健康という問題もそうなんですけれども、やっぱりそれに関わる町の財政運営にも影響があるようなことではないかなと。

改めて前回の計画を見てみると、やっぱり先ほど町長が言ったように、検診だとかいろん

なものを積み重ねて束ねたという計画にはなっているんです。ただ、もう町長、今、国が今フレイルというようなことで、メタボをやってメタボ検診だといって検診も100%義務づけしようというふうにしましたけれども、これもうまくいかなかった。しかし、今、フレイルということでも、ある面で言うと、本当に町民、高齢者、65歳以上にある面義務づけるぐらいに大胆なこともやらなきゃいけないだろうし、そういう、もう既に四十六%、七%の方が高齢者だということをやっぱり率直に現実を直視した上で、施策の展開をやっていくというような計画にならないと、ただ今までの延長線の計画をつくっただけでは、この健康増進は、今、いけないんじゃないか。その上で、去年も議会でも決議等も上げて、当局に提案もしているわけですから、ぜひそういうところも酌んでいただいて、今までの延長線でない計画というものの立案に対してリーダーシップを発揮していただきたいと思っていますが、いかがですか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

高齢化率が特に東伊豆は高いということで、東伊豆の中でも多分、大川あたりがまたさらに高いのではないかなという認識でおります。急傾斜地があるのに高齢化率が高まっていくというのは、そこに住む高齢者の皆さんにとっては大変なかな不安が募ることかと思しますので、まさに今、延長線上にないお話という話がありました。まさに変化が、今、これまで以上に急激に起こっているという中で、同じようなことをやっていると対応しきれないと私も思っておりますので、そこをしっかりと延長線も踏まえながら、しっかりと踏み込んだことができるように、ちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（稲葉義仁君） 14番 山田議員。

○14番（山田直志君） 時間がないので、ちょっと最後の農業の問題なんですけれども、私どもは、総務経済常任委員会で所管でこの農漁業の事業継承、存続というような形でやっぱり調査した中で、ソフト的な問題で、ハードのこの問題は、私、この間も町長と一般質問でやりましたから、これが必要だということは理解できています。ただ、もう一方で言うと、ソフトの問題があるんじゃないかと思うんですよね。

やっぱりまだ、町長が言われたことをやる以前の問題で考えると、やっぱり農業や漁業がまだ家業だという認識で見ていた場合に、やっぱりこれからの農漁業のやっぱり変革には対応できないんじゃないのかな。そういうところも含めてソフト的にも考えていかなきゃいけないことが、今は私たちの中にはあるんじゃないのかなというふうに私は思っています、

ですから、この畑地の整備は当然ハードの問題としては必要ですけれども、ソフトの問題についても対応が必要なところというのがあるんじゃないかなというのが私の見方なんです、私は総務での調査を踏まえた上で、そこが外せない問題ではないかというふうに見ておりますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

農業問題を考えるときに、私もかつて少し農業関係の役をやっていたことがあるんですけども、その際にいつも話題というかテーマになるのが、農業も一口に農業と言っても、大規模農業ができる農業と、あと家族農業という、社会保障的というか、何と言うんですかね、地域により根差した農業というのがありまして、それを一緒に扱うことがなかなかできないんじゃないかなというふうに思っております。

まさにもうかる農業という部分においては、まず土地改良をしっかりやって、効率化を図って、今言われたように、家業というよりも、場合によれば民間の活力を入れながらみたいなところができるところだと思うんですけども、一方で、それだけで農業が成り立っているかというところとそうでもなくて、昔ながらの家族の中でやっている農業というのもやっぱり一部守っていかなければならないところで、そこに難しさがあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこも十分踏まえながら、ちゃんと見極めながら、それぞれに対して効果的なやり方というのを議員の皆様方にも御意見聴きながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（稲葉義仁君） 以上で、14番 山田議員の大綱質疑を終結します。

以上をもって、議案第21号から議案第28号までの大綱質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算から議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算までの8件については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第28号までは、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、

委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第28号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月23日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会において、3月23日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として、予算審査特別委員会は大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、3月10日から3月22日までの13日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。したがって、3月10日から3月22日までの13日間を休会とすることに決定しました。

ただいまから予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

来る3月23日は午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

◎散会の宣告

○議長(稲葉義仁君) 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 2時00分

令和5年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和5年3月23日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第29号 指定金融機関の指定について
- 日程第10 議案第30号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第31号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第32号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 楠山節雄君 | 2番 | 笠井政明君 |
| 3番 | 稲葉義仁君 | 5番 | 栗原京子君 |
| 6番 | 西塚孝男君 | 7番 | 須佐衛君 |
| 8番 | 村木脩君 | 10番 | 内山慎一君 |
| 11番 | 藤井廣明君 | 12番 | 鈴木勉君 |
| 13番 | 定居利子君 | 14番 | 山田直志君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木利昌君
教育長	横山尋司君	総務課長	村木善幸君
防災課長	国持健一君	企画調整課長	森田七徳君
税務課長	木田尚宏君	住民福祉課長	鈴木尚和君
住民福祉課 参事	前田浩之君	健康づくり 課長	齋藤和也君
健康づくり 参事	齋藤徳人君	観光産業課長	山田義則君
建設整備課長	齋藤匠君	教育委員会 事務局長	梅原巧君
水道課長	鈴木貞雄君	水道課技監	桑原建美君
会計課長	正木三郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福岡俊裕君	書記	榊原大太君
--------	-------	----	-------

開議 午前9時30分

◎開議の宣告

○議長（稲葉義仁君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和5年東伊豆町議会第1回定例会第17日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（稲葉義仁君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第2 議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第7 議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第8 議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（稲葉義仁君） 日程第1 議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算から日程第8 議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算まで、以上8件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

11番、藤井議員。

(11番 藤井廣明君登壇)

○11番(藤井廣明君) それでは、朗読をもちまして審査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和5年3月23日。

東伊豆町議会議長 稲葉義仁様。

予算審査特別委員会委員長 藤井廣明。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、付託案件。

事件の番号、件名の順に読み上げます。

議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算。議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算。議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算。議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、付託された各議案について、令和5年3月9日、10日、13日及び20日に委員会を開催し、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行った。

その結果、令和5年度各会計予算は、議案第21号から議案第28号までの8議案について全員一致で、次の意見を付して原案を可決すべきものと決定した。

3、審査意見。

(1) 一般会計

①ふるさと納税の取組強化を

先進地と比べ、出遅れていたふるさと納税については、令和4年度、寄附額が倍増した。しかし、その取組は、返礼品の大半が宿泊券であり、経済効果も限定的である。宿泊券及び

体験等サービスの組み合わせ、農水産物の活用など、一層の取組の充実、また、継続して活用される仕組みにも工夫されたい。

②新規事業・外部委託事業の検証及び評価の徹底を

新年度予算には、新規事業や外部委託事業が数多くある。検証及び評価をしっかりと行うことが重要である。町民や議会にも、実績・結果を公開して、効果的かつ透明性のある町政運営をされたい。

③行財政の見直しを

ふるさと納税で一定の前進はあるものの、町は高齢化と人口減少の真ただ中であり、今後の行財政運営は厳しさを増す要因ばかりである。時代の変化に即応した効率的な運営を目指して、改革に取り組むべきである。

④時代の変化に対応する職員の育成を

D Xをはじめ、行政の様々な分野で新たな取組が打ち出されている。従来のやり方や受け身の姿勢では、D Xをはじめとした新たな施策に対応できない事態が生じかねない。これからの時代に対応できる職員の育成に力を注がれたい。

(2) 国民健康保険特別会計

被保険者数が減少し、国民健康保険税が減収となる中、医療費は大きな伸びを示している。健康増進計画策定の中で、町の傾向を具体的に反映するとともに、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防、重症化予防等に向け、これまで以上に健康づくりへの取組の強化を求める。

(3) 水道事業会計

現在、水道ビジョンに基づいた計画に沿って事業展開を図っているが、需要と供給の関係を見ると、この先、水道料金の見直しについては避けられない状況であると考えられる。適切な時期に、住民への説明や理解を求めるための取組を進められたい。

4、主な質疑の内容。

(1) 一般会計

総務課。

問：職員研修費補助金の補助対象、内容及び妥当性の確認体制は。

答：主に職員の自主研修に対し、1回につき上限5万円を補助する。令和4年度の実績は、現在までに13件の申請があり、新型コロナウイルス感染症等の影響で、ウェブ等の研修も助成をした。補助は、庶務係が受け付け、内容精査及び妥当性の確認を行い、総務課長から町長までの決裁を受けている。

問：行政改革推進委員会の委員報酬は、講師謝礼などが計上されており、従前と比較して内容は変わるのか。また、特別職報酬等審議会の委員報酬はどうか。

答：東伊豆町版骨太の方針の中で、行政改革計画の策定をしたい旨、議員各位に伝えてきた。現状は検討段階であり、報酬を予算計上している。案は職員で作成し、今後、検討を踏まえる中で、議員各位の意見を伺うなどして取り組む。また、特別職報酬等審議会の委員報酬についても、審議を要する場合に備え予算措置をしているが、具体的な予定等はない。

問：ふるさと納税の自動販売機、包括PR委託及び開発補助金事業の想定を伺う。

答：自動販売機は当初の想定より寄附が少ないが、今後、QRコードを広範囲に普及するなどして活性化させる上で、必要と想定される予算を計上した。また、包括PR委託については、写真撮影及び特設サイトの整備を実施する。町観光協会の活性化委員会からの提言でもあるため、構成事業者への委託を検討している。その他、SNS等でのPRを実施する。開発補助金は50万円を限度額とし、記念品の開発にかかる費用の4分の3を補助する。先進自治体などでは既に導入されており、当町でも取り組む。

問：保健師の人件費が減額となっているが、職員削減ということか。

答：令和4年度当初予算策定時は6人であったが、策定後に1人が退職し、その後さらに退職者が出た。保健師は募集中であり、令和5年度当初予算策定後に1人採用予定となった。時期の都合で実情と合わない部分はあるが御理解願う。町としては、保健師を削減する方針ではない。

企画調整課。

問：地域力創造アドバイザー業務委託料の内容は。具体的な場所や施設は決まっているのか。

答：総務省が実施する地域人材ネットの関係で、地域力創造アドバイザー制度がある。細野高原をはじめ、町の遊休施設の有効活用を提案等していただく。委託するアドバイザーがアウトドアの分野で活躍されている方なので、主に細野高原の今後の利活用について、ヒントを頂きたい。また、この制度は別の専門家を招く費用も対象となることから、様々な展開も考えられる。

問：域内交通実証事業の委託先は。

答：現在、プロジェクトチームを立ち上げ検討している中、まちづくりアドバイザーを、うさぎ企画の森田氏に担ってもらっている。この方が、国の委員になっているため、補助金の獲得を目指していることもあり、同氏への委託を予定している。また、富山県朝日町で実

施している「ノックル」を取り入れる計画であり、デジタル田園都市交付金の採択を見込んでいる。

問：提案型まちづくり事業補助金は、費用弁償のみが対象なのか。予算額100万円では不足しないか。

答：まちづくり関係事業の募集、プレゼンテーション及び審査を行い、採択された事業の活動費に補助しており、飲食等は対象外となる。予算は、応募団体が多ければ検討は必要だが、現状は1団体50万円を限度に2団体とした。

問：クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の内容は。

答：役場正面玄関横の駐車場に設置してある急速充電器取替工事に係る国からの補助金である。出力は、現在の30キロワットから50キロワットになる。

問：空き家物件調査発掘事業委託料について、事業内容と委託先は。

答：年度ごとにエリアを区切って、目視による調査、空き家の所有者へのアンケート調査を実施し、まずは現状を把握したいと考えている。また、空き家を所有しているリスク及び活用イメージなどを提供したい。委託先については、プロポーザル方式で選定したいと考えている。町内で活動する地域おこし団体等をはじめ、アイデアがあれば広く募集したい。

税務課。

問：町民税について、増額となっているが内容は。

答：個人町民税については、令和4年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、一律3%の減少率を見込んだが、令和5年度は減少率を見込んでいないため、前年度対比で増になっている。法人町民税については、上半期は実績、下半期は3年間の平均で算定しており、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しているため、前年と同額になっている。

住民福祉課。

問：保育園留学事業の内容、親子の宿泊先、子供の預け先及び具体的な補助について伺う。また、事業を実施するメリットについても併せて伺う。

答：移住・定住者促進及び関係人口の増を目的に行う事業で、株式会社キッチンハイクへの業務委託となる。ワーケーションを希望する都会の親子を当町で受入れ、親はリモートワークができる施設で仕事をし、子供は町内の認定こども園に通う。初期費用として、ホームページ作成等に300万円、ランニング費用として200万円を補助する。既に事業を実施している自治体は10団体ほどあるが、キャンセル待ちは2,000件ほどあるとのことであり、期待を持

っている。

問：生きがい活動支援通所事業は、保健福祉センターで実施している生きがいデイサービスなのか。また、予算は昨年度と同額であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により定員数が変更になっていないか。

答：当該事業は、生きがいデイサービスである。昨年度は感染症の影響で中止となったこともあったが、今は通常どおり運営している。

問：ごみ減量対策啓発事業について、新たな取組が計画されているか。

答：引き続き、ごみ減量について広報するとともに、ビン等の出し方についても、併せて周知を図っていきたい。

問：重度心身障害者児タクシー等利用助成事業の対象に、精神障害者も含まれているのか。対象者の人数は。

答：対象者は障害者手帳1、2級、内部障害3級、養育手帳A及び精神障害1級の方となる。人数は260人程度である。

健康づくり課。

問：骨髄ドナー助成事業について、何名分を見込んでいるか。

答：ドナー1名分を見込んでいる。1名分7日間で14万円、1事業所7日間で7万円の合算額21万円を計上した。

問：自殺対策実態調査事業の内容及び委託先は。

答：第2次計画は、現行計画を見直すための計画であり、自殺者を減少させる事業の認知度などについて、アンケート調査を行い、現状の課題を見つける。委託先は、複数の業者に見積りを依頼する予定である。

問：健康増進事業について、新たな動きはあるのか。

答：健康教室については、前年同様6教室となる。各地区で行うサロン等では認知症やフレイル予防関連事業を実施、その後、日を改めてフレイルチェック及び簡単な体操を行い、経過観察をする。マンションやシニアクラブなどの外部団体から要請があれば、日程調整をして、これに応える。

問：母子相談事業について伺う。

答：令和4年7月に補正予算を計上し、ふじべ助産院に相談事業を依頼した。令和5年度は、子育て支援及び24時間電話相談等も新たに増える。

問：前立腺がん検診の対象者と方法について伺う。

答：50歳から74歳までの男性希望者を対象とし、国民健康保険の方は、特定健診での採血による。社会保険の方は、前立腺がん検診のための採血を行う。

観光産業課。

問：農地利用効率化等支援交付金はどのような内容か。

答：農業の効率化のために施設整備や機械の導入を支援する。事業費の3割を国が補助、7割は自己負担となる。限度額の300万円を計上してある。

問：インバウンド対策事業補助金で、台湾以外の国は検討しているか。

答：令和5年度は台湾を対象としている。他にタイ、カンボジア、インドネシア等が考えられるが、令和6年度以降は、関係者と協議し決めたい。

問：北川築城石公園トイレ設計業務委託とねこさい広場整備事業との関連は。

答：3年間をかけて観光地域づくり整備事業で行っている内容で、ねこさい広場の整備、街路灯整備及びトイレ改修となる。

問：観光プロモーション推進事業の内容と委託先は。また、町観光協会補助金の内訳は。

答：旅行ウェブサイトによる観光宣伝が主な内容である。じゃらん、楽天及びるるぶにより宣伝を図るとともに、リアルエージェントはJTB及びクラブツーリズムを想定しており、委託先は町観光協会となる。町観光協会補助金は、3,086万1,000円のうち、2,743万7,000円が事務局経費であり、そのほかは誘客宣伝関連経費となる。

建設整備課。

問：北川漁港海岸長寿命化計画策定業務委託料の内容は。

答：北川漁港の網干場下の根継工部分が破損しているが、今後、整備を図る上で、町の一般財源により長寿命化計画を策定しなければ、国庫補助の対象事業とならないため、策定するものである。

問：白田川の橋梁架け替え工事に伴う地質調査業務委託の内容は。

答：白田川の橋梁架け替えは、現時点で方針が決定したわけではないが、国との協議の中で地質調査業務委託料を計上した。構造物を造る際に地盤の耐力を調査する必要があることからピンポイントでボーリング調査等を行う。

防災課。

問：消防団の訓練報酬について、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いてきたにもかかわらず、予算が減額となっている理由は。

答：消防団との打ち合わせの中で、訓練の見直しを行っており、訓練回数は減らさず、少

人数化を図っている。新型コロナウイルス感染症の影響は関係なく、コンパクトに実施することを目的としている。

教育委員会事務局。

問：国際教育の関係で、会計年度任用職員の報酬がおおむね2倍になっているが、その内容について伺う。

答：ALTの雇用については、英語指導を強化する目的で、令和5年度は外国人講師を1名増員する計画である。現在、1名体制で熱川地区及び稲取地区の学校を兼務しているが、各地区に1名ずつ配置することにより、英語力強化につながる。当事業は交付税措置がされる。

問：学校給食センター運営委員会の委員報酬について、光熱水費が高騰する中で、給食費の値上げを検討するために開催を予定しているか。

答：給食費については、極力、保護者の負担を抑えたい。以前、給食費を増額した際は、同委員会で検討した経緯がある。

問：選手派遣費補助金が増額となる要因は。

答：選手派遣費については、毎年度、補正予算で対応しており、不足する状況が続いている。令和5年度も、県大会及び県大会に向けた練習が行われる見込みであり、増額での予算計上を行った。

問：町学校教育環境整備事業について、委員会の検討内容を伺う。

答：令和4年度、小・中学校の在り方について答申をいただいた。令和5年度、委員会を継続するわけではないが、統合後の場所は、慎重に検討しなければならないという意見をいただいていることから、検討するための組織が必要と考えて予算を計上した。学校再編の研究会等も含め、現在、検討している。

(2) 国民健康保険特別会計

問：保険給付費が増となった詳細な要因は。

答：医療費の実績を基に計上した。1人当たり6.7%の増となる。令和4年3月から12月までの10か月間で比較し、1人当たりの費用額は、令和2年度が29万1,756円、令和3年度が31万6,209円、令和4年度が33万7,443円となっている。令和3年度と令和4年度を比較すると2万1,234円の増となる。

高額療養費については、令和4年度予算において、入院等の費用が増になり、補正予算を計上しているため、令和5年度は実績で計上した。

(3) 後期高齢者医療特別会計

問：被保険者は増えているが、後期高齢者医療保険料が減となる要因は。

答：保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合で行っているため、確認をしたところ、令和4年度の試算が高かったことが要因である。

(4) 介護保険特別会計

問：介護保険料収納代行業務委託の内容及び督促等打出し委託料の内容は。

答：介護保険料収納代行業務委託については、令和5年度から始まるコンビニ収納の代行業務に係る予算となる。督促等打出し委託料は、これまで職員が手作業で行っていたものを圧着ハガキにして委託する内容である。

問：一般介護予防事業費の中で、フレイル対策として、どのようなことを考えているか。

答：新規に短期集中予防訪問型サービスを行い、既存の教室ではフレイル対策の強化を考えている。人材不足を補うために、杏林大学との事業連携についても協議をしていく予定である。

(5) 稲取財産区特別会計

問：漁協への補償料は、土地貸付料が増となった場合どのような対応となるか。

答：今まで駐車場として使っていた土地を全面的にエターナル合同会社に貸付けており、貸付料が補償料として漁協に支払われる。また、同社に貸付けている土地以外は町の収入となる。

(6) 風力発電事業特別会計

問：光熱水費が昨年に比べて増額となっているが、1年分を計上しているのか。

答：風車の輸送路について、7月を目安に詳細設計の結論が出る予定だが、多少長めの6か月分を見込んでいる。

(7) 水道事業会計

問：4号及び5号井戸滅菌設備設置工事の内容は。

答：同井戸への次亜塩素素流入装置の設置、稲取配水場への配水管の設置接続及び遠方監視装置の設置を行い、令和6年度からの稼働を予定している。

問：町道湯ノ沢草崎線配水管新設工事の内容と場所は。

答：大川地区の旧晴海荘付近から、北川地区に向けて配水管を敷設する工事である。現在、北川地区は白田川から奈良本字峠を越えて送水しているが、配水管が北川地区につながれば、大川浄水場から自然流下で送水でき、動力費の削減につながる。また、災害等で大川地区か

ら送水できなくなった際、既存のラインを活用して送水できる。大川地区からの送水は、令和10年度の開始予定である。

問：今後、新白田浄水場の施設整備費などの資金は、どのように調達する予定か。

答：新浄水場の建設の際は、企業債の活用を考えている。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより、議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 令和5年度東伊豆町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号 令和5年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号 令和5年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 令和5年度東伊豆町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号 令和5年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号 令和5年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号 令和5年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 令和5年度東伊豆町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第29号 指定金融機関の指定について

○議長（稲葉義仁君） 日程第9、議案第29号 指定金融機関の指定についてを議題とします。
町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第29号 指定金融機関の指定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、下記のとおり金融機関を指定し、東伊豆町の公金の収納及び支払事務を取扱わせるものとする。

記

指定する金融機関名、静岡県三島市芝本町12番3号、三島信用金庫。

指定期間、令和5年7月1日から令和7年6月30日まで。

現在、東伊豆町指定金融機関となっている三島信用金庫の指定期間が令和5年6月30日をもって満了となるため、継続の打診をしたところ了承を得たので、令和5年7月1日から2年間の業務を継続して当町の指定金融機関として指定するものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第29号 指定金融機関の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲葉義仁君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第30号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

○議長(稲葉義仁君) 日程第10、議案第30号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第30号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

非自発的失業者の保険税軽減に係る申告書について、雇用保険法施行規則等の一部が改正されました。これにより、東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(稲葉義仁君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(齋藤徳人君) ただいま提案されました議案第30号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

改正内容につきましては、お手元の説明資料を御覧ください。

雇用保険法施行規則等の一部が改正され、非自発的失業者から保険税軽減に係る特例保険者等に係る申告書を受ける際の添付書類について、これまでの雇用保険受給資格証に加え、雇用保険受給資格通知でも可能とするため、雇用保険法施行規則等の一部が改正されましたので、それに伴い、東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

また同時に、同条例中にある条ずれなどを正すための整備を図ります。

附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

なお、お手元に、新旧対照表を添付いたしましたので御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第30号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第31号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（稲葉義仁君） 日程第11、議案第31号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第31号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

健康保険法施行令の一部が改正され、全国一律で出産育児一時金が上げられることとな

りました。これにより、東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤徳人君） ただいま提案されました議案第31号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

改正内容につきましては、お手元の説明資料を御覧ください。

国は、健康保険法施行令の一部を改正し、令和5年4月1日から、出生育児一時金の額を42万円から50万円に上げますので、それに伴い、東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

経過措置としまして、この条例の施行の日の前の出産に係る東伊豆町国民健康保険条例の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によります。

お手元に、新旧対照表を添付いたしましたので御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第31号 東伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第32号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）

○議長（稲葉義仁君） 日程第12、議案第32号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第32号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に6,729万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を56億4,429万4,000円とするものであります。

主な内容ですが、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる経費や物価高騰等緊急対策事業者支援金補助金の増額を措置しました。

必要な財源配分を行った後、財政調整基金からの繰入れを措置させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第32号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について、概要を御説明いたします。

令和5年度東伊豆町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ6,729万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ56億4,429万4,000円といたします。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正前の金額に2,052万4,000

円を追加し、2,162万9,000円といたします。

また、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、補正前の金額に1,548万1,000円を追加し、1,732万4,000円といたします。

これらに伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,052万4,000円の増及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,548万1,000円の増は、ワクチンの接種方針が国から示されたことによる、必要な経費に対する国庫支出金であります。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の金額に3,128万9,000円を追加し、3,978万9,000円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金3,128万9,000円の増は、今回の補正予算における歳入歳出調整後の財源不足を基金からの繰入金で調整しております。

なお、補正後の財政調整基金残高の見込みは約14億9,400万円でございます。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、3、歳出について御説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正前の金額に3,668万3,000円を追加し、6,017万5,000円といたします。

事業コード4新型コロナウイルスワクチン接種事業3,668万3,000円の増につきましては、5歳以上の全ての方を対象に9月から12月にかけて接種する経費と、年2回接種となる65歳以上の高齢者や重症化リスクの高い方、医療従事者等を対象に、前倒しで5月から8月に接種する経費を計上しております。

具体的には、医師謝礼1,042万5,000円、看護師謝礼364万5,000円、通信運搬費199万3,000円、個別接種委託料455万4,000円、コールセンター委託料512万9,000円などを計上しております。

9ページ、10ページをお開きください。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に3,011万6,000円を追加し、6,156万3,000円といたします。

事業コード4新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節1物価高騰等緊急対策事業者支援金3,011万6,000円の増につきましては、令和4年度に実施した事業において、申請者数及び給付金額が大幅に増加し支援できなかった方が多かったため、新たに予算計上するものであります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。
まず、歳入ですが、補正前の額55億7,700万円に6,729万4,000円を追加いたしまして、56億4,429万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額55億7,700万円に6,729万4,000円を追加いたしまして、56億4,429万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が3,600万5,000円の増、一般財源を3,128万9,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（稲葉義仁君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲葉義仁君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第32号 令和5年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲葉義仁君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（稲葉義仁君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(稲葉義仁君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(稲葉義仁君) これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回東伊豆町議会定例会を閉会いたします。

長い間お疲れさまでございました。

閉会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____